

第六次総合計画の全体構成と目次

I はじめに…資料 76-1

- 1 総合計画について
- 2 総合計画の位置付け
- 3 総合計画の構成
- 4 多摩市を取り巻く状況
- 5 第五次総合計画の評価

II 基本構想…資料 76-2

- 第1章 新たな基本構想策定の背景
- 第2章 まちづくりの基本理念
- 第3章 将来都市像
- 第4章 分野横断的に取り組むべき重点テーマ
- 第5章 分野別の目指すまちの姿
- 第6章 行財政運営の基本姿勢

III 基本計画原案…資料 76-3

第1編 基本計画の前提

1 基本計画の前提

第2編 重点テーマへの取組み方針

1 重点テーマへの取組み方針

第3編 分野別計画

1 分野別計画の見方

2 基本計画の体系

第1章 政策A 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまちの実現

第2章 政策B 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまちの実現

第3章 政策C 地域で学び合い、活動し、交流しているまちの実現

第4章 政策D みんながいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまちの実現

第5章 政策E みんなが安心して快適に住み続けられるまちの実現

第6章 政策F 地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和したまちの実現

第4編 計画の推進のために

1 行財政運営の基本的な考え方

2 総合計画の進行管理

I はじめに

1 総合計画について

昭和44（1969）年の地方自治法の改正により、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされたことを受け、各市町村において総合計画の策定が進みました。市制施行の準備を進めていた当時の多摩町でも、昭和46（1971）年3月に町議会の議決を経て、「太陽と緑に映える都市」を未来の都市像とする多摩町総合計画「基本構想」を定め、市制施行後の昭和48

（1973）年8月に、この基本構想のもとに総合計画「前期基本計画」を策定しました。これが多摩市の第一次となる総合計画です。

その後、平成23（2011）年8月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことで基本構想の策定義務は撤廃され、基本構想の策定及び議会の議決を経るかどうかは、各自治体の判断に委ねられることになりましたが、多摩市では、総合計画のうち基本構想については議会の議決を経ることが必要不可欠との認識から、令和3（2021）年12月に、基本構想を策定、変更又は廃止するにあたって、議会の議決を経ることを定める条例を制定し、現在に至ります。

【多摩市における総合計画の変遷】

	将来都市像
第一次総合計画 昭和46～55年度	太陽と緑に映える都市
第二次総合計画 昭和56～平成2年度	太陽と緑に映える都市 —心のふれあうまち・多摩—
第三次総合計画 平成3～12年度	太陽と緑に映える都市 心のふれあういきいき多摩
第四次総合計画 平成13～22年度	市民が主役のまち・多摩 ～夢と希望をかなえる“手づくり”ステージのまち～
第五次総合計画 平成23～令和5年度 ※第六次総合計画策定まで	みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

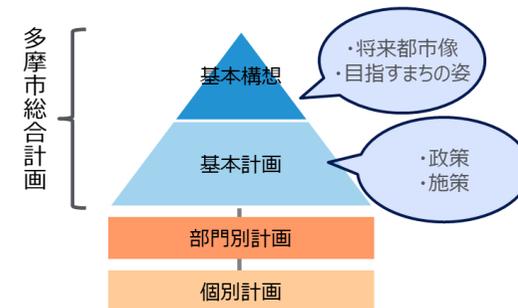
2 総合計画の位置付け

総合計画は、多摩市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示し、市民と行政の共通の目標として、総合的・計画的にまちづくりを進める上での根幹となる計画です。

また、多摩市での様々な行政計画（部門別計画、個別計画など）の中で、最上位に位置付けられる計画です。

3 総合計画の構成

総合計画は、市の将来像を定める基本構想と、具体的な取組みを定める基本計画の2層で構成されており、評価・予算との連動（PDCAサイクル）と行財政改革により推進していきます。それぞれの概要は以下の通りです。



(1)基本構想

令和5（2023）年度からの10年間を計画期間とします。10年後を見据えた、まちづくりの基本理念のもと多摩市の将来都市像や分野横断的に取り組むべき重点テーマ、分野別の目指すまちの姿、行財政運営の基本姿勢などを示します。

(2)基本計画

令和5（2023）年度からの10年間を計画期間とし、令和8（2026）年度から改定に着手する予定です。基本構想に定めた「将来都市像」を実現していくための政策や施策、分野横断的な取組み、それを支える行財政運営等を示します。計画期間中の社会・経済情勢の動向等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。



4 多摩市を取り巻く状況

(1)人口動態と将来展望人口

①人口動態

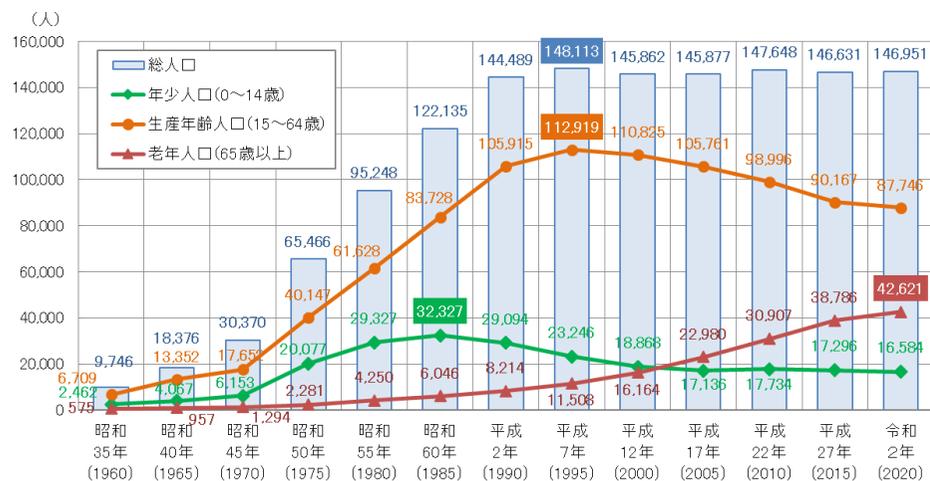
●人口の推移

昭和35（1960）年には1万人に満たなかった総人口は多摩ニュータウン開発に伴い大幅に増加し、平成2（1990）年までの30年間に約15倍の14万人台まで増加しました。以降はほぼ横ばい傾向で、令和2（2020）年では146,951人となっています。

生産年齢人口（15歳～64歳）は平成7（1995）年をピークに減少傾向となっており、平成22（2010）年以降は、10万人を割り込んでいます。

老年人口（65歳以上）は近年増加傾向であり、平成17（2005）年には年少人口（0～14歳）を上回り、令和2（2020）年には約4万人を超えました。

図 人口の推移



出典：国勢調査（年齢3区分人口は年齢不詳は含まない）

＜参考＞令和5（2023）年10月1日現在 住民基本台帳人口（総人口）：147,904人

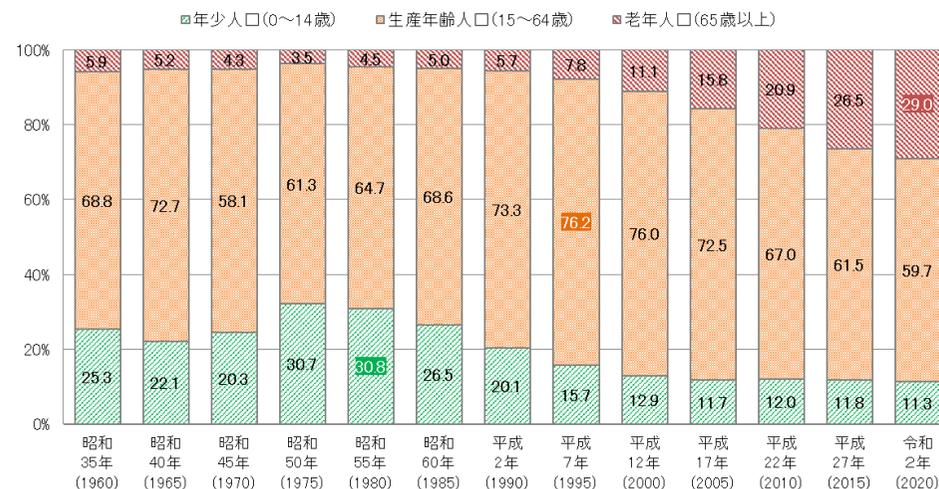
●年齢3区分別人口割合の推移

年少人口（0～14歳）の割合は昭和55（1980）年をピークに減少傾向となっており、令和2（2020）年では、11.3%となっています。

生産年齢人口（15～64歳）の割合は平成7（1995）年をピークに減少傾向となっており、令和2（2020）年では、59.7%となっています。

老年人口（65歳以上）の割合は平成17（2005）年から年少人口（0～14歳）を上回り、令和2（2020）年では29.0%となっており、高齢化が急速に進行しています。

図 年齢3区分別人口の割合の推移



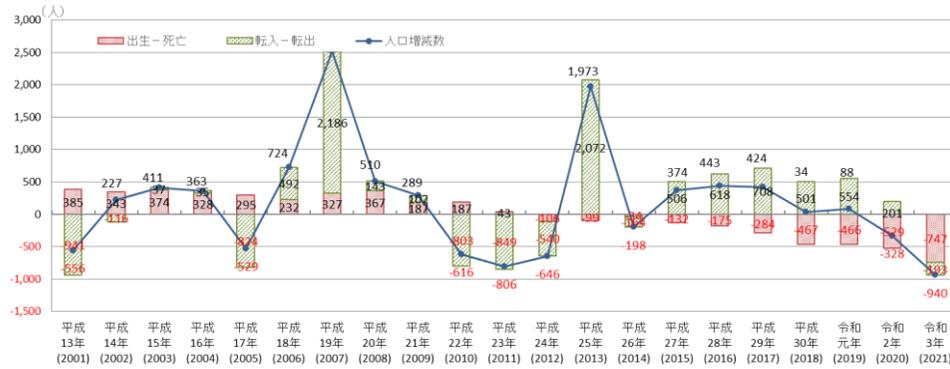
出典：国勢調査（総数には年齢不詳を含む）

●人口増減の推移

平成13(2001)年までは社会減(転出超過)の影響により人口減で推移し、その後は増減を繰り返しています。特に平成19(2007)年、平成25(2013)年は大規模マンション建設による社会増(転入超過)による人口増が顕著であり、社会増減が人口動態に大きく影響していることが分かります。

平成23(2011)年までは自然増であったが、近年は自然減に転じています。令和2(2020)年までは自然減を上回る社会増が続いていたため、人口増加で推移していましたが、令和2(2020)年に人口減に転じています。

図 人口増減の推移

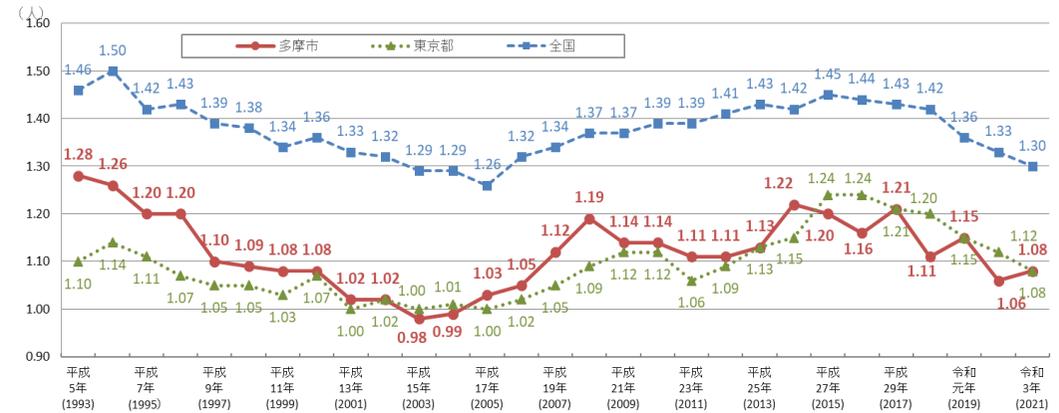


出典：住民基本台帳

●合計特殊出生率の推移

多摩市の合計特殊出生率*は総じて東京都平均を上回る水準で推移していましたが、令和3(2021)年では東京都平均と同水準になっています。なお、全国平均を大きく下回っています。

図 合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

②将来展望人口（目指すべき将来人口）

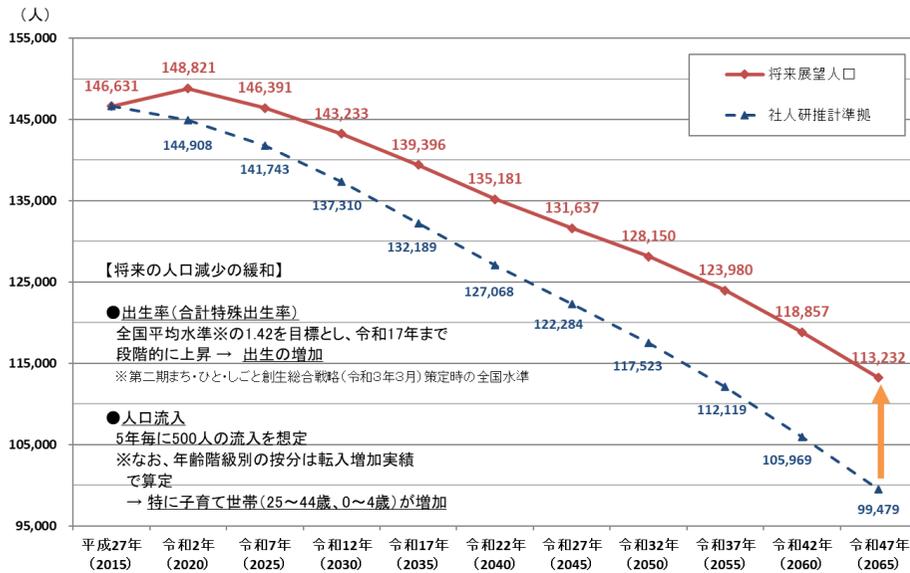
本市では、若い世代の流入と出生の増加を目指す目的で、定住促進や雇用の増加、子育て等の施策を戦略的に展開する「第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月）」を策定しており、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計及び内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の人口推計を引用した想定人口に、出生率の上昇と社会増の要素を加えた将来展望人口を算出しています。本総合計画においては、この将来展望人口の実現に向けて、各政策・施策を推進します。

●総人口の推移

多摩市の将来人口は、将来的な人口減少が見込まれますが、若い世代の流入と出生の増加により、人口減少を和らげた、目指すべき将来人口として、将来展望人口を設定しています。

将来展望人口は、令和47（2065）年の総人口で113,232人を見込み、国立社会保障・人口問題研究所及び内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の推計と比較し、1.4万人多い水準となります。令和2（2020）年の人口との比較では、3.6万人（2割程度）のマイナスとなっています。

図 将来展望人口



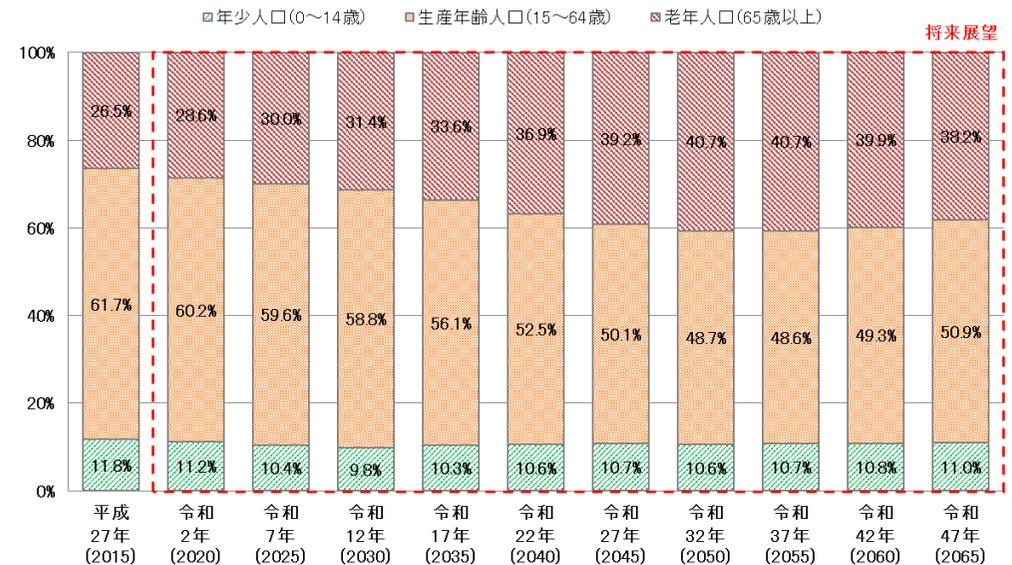
●年齢3区分人口割合の推移

令和47（2065）年では、年少人口比率（0～14歳）は11.0%と、若干の低下はありますが、概ね現在の水準と同程度となります。

生産年齢人口比率（15～64歳）は50.9%と現在の水準と比較すると大きく落ち込みますが、概ね社人研推計と同水準になります。

老年人口比率（65歳以上）は令和32（2050）年をピークに令和47（2065）年には38.2%になることが見込まれます。

図 将来展望人口の年齢3区分人口割合



(2) 財政状況と財政見通し

① 財政状況

近年の決算数値から多摩市の財政状況をみると、経常収支比率等の財政指標は財政の健全性が保たれていることを示しており、財政調整基金をはじめとした基金残高も増加傾向にあります。

社会保障関係経費が年々増加する中、こうした数値を実現できている背景には、企業誘致や良好な街づくりの推進など、過去からの取組みが実を結んできていることのほか、人件費や公債費を中心とした歳出削減の取組み効果などがあります。

しかし、将来にわたって持続可能な財政構造を構築し、サービス水準と健全性を維持・向上していくためには、基金の取り崩しや市債に過度に依存することなく、不断の努力を続けることが必要です。

図 経常収支比率の推移

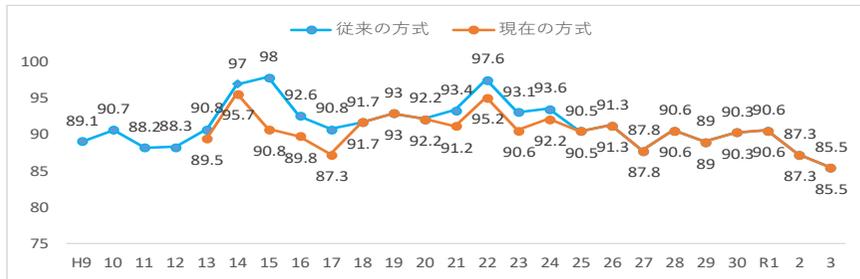
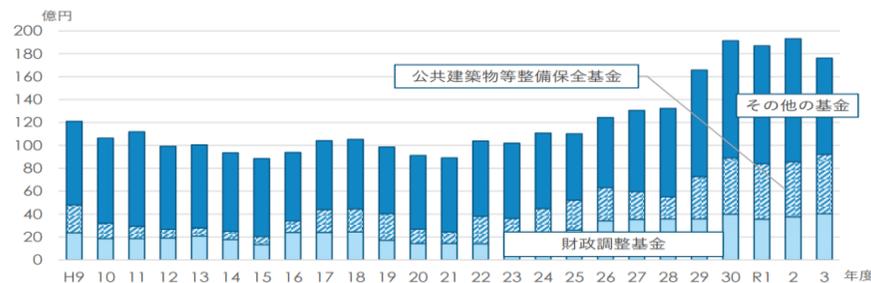


図 各種基金残高の推移



② 財政の見通し

令和 5 (2023) 年 3 月の推計では、令和 5 (2023) 年度以降、令和 8 (2026) 年度までの 4 年間の歳出予算規模 (一般会計) は約 2,307 億円となります。

◇ 財政運営上の課題

(社会保障関係経費の大幅な増加に伴う財源不足)

高齢化の進行に伴い、社会保障関係経費が年々増加しており、特に、後期高齢者医療や介護保険の特別会計への繰出しが今後も増加していくことが見込まれるほか、扶助費では、近年増加している障害福祉サービス費も引き続き増加する見込みです。こうした社会保障関係経費については国や都の負担割合も高いものの、歳出の伸びが大きいため一般財源ベースでも年平均約 3 億円程度の増加見込みとなっており、経常収支比率を押し上げ、財政運営を硬直化させる最大の要因となっています。

(老朽化する公共施設等の更新と維持管理コスト)

今後、人口減少に転じて高齢化もさらに進むことで、市の財政構造も厳しい方向へと変化していくことが見込まれる中、多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎えてきています。更新には多額の費用が必要となるほか、労務単価の上昇や資材の高騰等により施設等の維持管理に係るコストも年々増加してきています。

令和 5 (2023) 年度以降の数年間には数十億円規模の大型公共施設の改修や更新は予定していませんが、令和 10 (2028) 年前後には、市役所本庁舎、多摩第三小学校、学校給食センター等の公共施設が更新時期を迎えます。その更新費用は現下の物価高騰などの情勢変化を踏まえると、約 200~300 億円程度と試算しており、起債 (借入れ等) の増加により義務的経費である公債費の大幅な増加も予想されます。

中期財政見通し【令和5年度から令和8年度】

単位：百万円

歳入	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	4年間合計
市税	29,607	29,509	29,558	29,580	118,254
市債	825	641	1,053	906	3,425
国庫支出金	10,430	10,430	9,849	9,731	40,440
都支出金	8,326	8,326	8,618	8,577	33,847
繰入金（基金）	1,548	930	920	920	4,318
その他の収入	7,994	7,536	7,329	7,527	30,386
合計	58,730	57,372	57,327	57,241	230,670
歳出	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	4年間合計
人件費	8,682	8,791	8,722	8,785	34,980
扶助費	17,553	17,676	17,948	18,204	71,381
公債費	2,100	1,927	1,917	1,903	7,847
物件費	12,591	12,017	11,972	12,102	48,682
補助費	6,973	7,042	7,219	7,096	28,330
繰出金	6,520	6,759	6,908	7,017	27,204
その他	737	963	963	996	3,659
普通建設事業費	3,574	2,197	1,678	1,138	8,587
合計	58,730	57,372	57,327	57,241	230,670
歳出超過額（歳入-歳出）	0	0	0	0	0

（歳入）

個人市民税については、今後4年間は生産年齢人口の年齢構成を考慮し、ほぼ横ばい又は微減で推移していくと見込みました。市税収入の約半分を占める固定資産税については、新たな集合住宅の建設等より一定の増加が見込まれるものの、家屋や償却資産の減価償却が進むことで、固定資産税全体としては微減していくと想定します。

市債については今後4年間で34億円を見込みます。国庫支出金および都支出金については、その多くは歳出予算に連動しています。特に福祉分野については、国や都の負担割合も大きくなっており、近年、本市においても扶助費に関する歳出が大きく伸びてきています。中でも障害福祉サービス費全体が増加していく傾向にあります。各種交付金については、今後、経済動向等が緩やかに好転すると想定していますが、今後の新型コロナウイルス感染症の影響の収束状況により大きく変動する可能性があります。

（歳出）

人件費については、令和5（2023）年度から段階的に職員の定年が引き上げられることもあり、平均年齢が徐々に上がることに伴い増加傾向となる見込みです。

扶助費については、児童福祉関連では、児童数の減少により児童手当・医療費助成等が減少傾向にありますが、高校生等医療費助成制度の開始など、今後、一定の財政出動が見込まれることや、近年急速に増加してきている障害福祉サービス費も引き続き増加が見込まれます。

公債費については、今後数年間は大型公共施設の更新は予定していないことにより、新規借入れが抑制され、過去に借入れたものの償還が進むため、少しずつ減少していく見通しです。

5 第五次総合計画の評価

平成 23（2011）年度からスタートした第五次総合計画は、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」、「市民がデザインするまち・多摩の創造」、「発信！未来へつなぐまち・多摩」の 3 点を「取り組みの方向性」に定めた第 2 期基本計画を経て、令和元（2019）年度に第 3 期基本計画がスタートしました。この基本計画の特徴は、「健幸まちづくりのさらなる推進」を基盤となる考え方に据え、「3 つの重点課題」を解決するための 18 の視点を各施策の取り組みに反映させることとした点です。

しかしながら、令和 2（2020）年 1 月に国内で新型コロナウイルス感染症が確認され、その後爆発的に感染が広がっていったことで、緊急事態宣言への対応や公共施設等の開閉館、市民への行動抑制をはじめとする未知のウイルスへの初期対応から、介護・障害福祉サービス事業所、幼稚園・保育園などにおける感染症対策の強化、自宅療養者支援やワクチン接種、そして各種の経済対策など、市民の生命とくらしを守る対策に追われる状況が続きました。

そのため、第 3 期基本計画の計画期間の大部分は、今までに経験のない状況の中で、市議会の理解や市民の皆さんの協力を得ながら行う感染症対策と、ニューノーマルへの移行を見据えながら、計画の目標達成に向けた取り組みの推進が並走するものとなった点が特徴です。また、各年度の行政活動の実施内容や成果指標の状況から、その達成状況を評価し、計画の目標達成に向けて取り組みを推進していくという行政評価にも取り組んできましたが、感染予防に配慮した事業の中止や実施方法の変更等もあったことから、成果指標による定量的な評価に難しい点がありました。

(1) 3 つの重点課題について

①重点課題 1 超高齢社会への挑戦

元気な高齢者がいきいきと活躍できる地域社会をつつていくとともに、介護予防をはじめとした健康づくりや、身近な居場所づくりなど、ソフト・ハードにわたって健幸を支える環境整備に取り組んできました。

だれもがいきいきと生活するための健康づくりでは、新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動が休止・縮小しましたが、ウォーキングマップの作成・配布やウォーキングをテーマにした動画配信などにより健康二次被害の予防に取り組みました。

高齢者の居場所づくりと地域における支援体制の充実では、地域包括ケアシステムを推進するため、地域包括支援センターの機能強化や認知症の理解促進、地域の見守り・支え合いなどの通いの場の創出や担い手の創出などの充実に取り組みました。

②重点課題 2 若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり

子育て環境の整備や教育環境の充実を図り、若者世代・子育て世代にとって魅力ある街づくりをソフト・ハードの両面から進め、人口流入や定住促進を図ってきました。

子育てがしやすいと思える環境の整備では、待機児童解消に向けた定員増や、新たな親子の居場所として「こどもひろば OLIVE」の開設などに取り組みました。

市独自の子ども・子育て支援や教育環境の充実では、「持続可能な社会の創り手」として必要な資質・能力を育成すべく、ESD の取り組みを行うとともに、ICT 環境の整備や地域や企業との連携による学習環境の整備等に取り組みました。

若者世代・子育て世代にとって魅力ある街づくりに向けては、聖蹟桜ヶ丘駅周辺での「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり」や多摩センター駅周辺の「バルテノン多摩」の大規模改修、「中央図書館」の整備、永山駅周辺では「永山駅周辺拠点勉強会」の再開に向けた調整等に取り組みました。

③重点課題 3 市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり

これまで地域を支えてきた世代に加え、現役世代を含めた幅広い世代に、地域の支え手になってもらえるよう、市民・地域と行政が連携し、多様な地域資源を活用しながら、「地域協創」のしくみづくりに取り組んできました。

だれもが地域活動に参画できる環境整備では、多世代共生型の地域コミュニティをつくるために、子育て世代、若者世代も地域活動に参画しやすくする環境を整備することについて、自治推進委員会等での議論や、モデル事業の実施を通じて検討してきました。

また、「だれもが支え手」の地域づくりでは、地域の多様な主体の活動と連携、地域の包括的なネットワークの充実を推進しました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらもボランティア体験会等を開催し、地域活動への住民参加の促進や福祉人材の育成にも取り組みました。

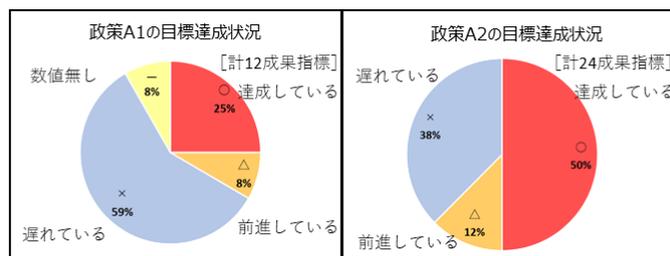
(2) 政策ごとの目標達成状況について

第3期基本計画で設定した「施策の成果指標」の、令和4（2022）年度の目標値に対する達成状況は次のとおりです。

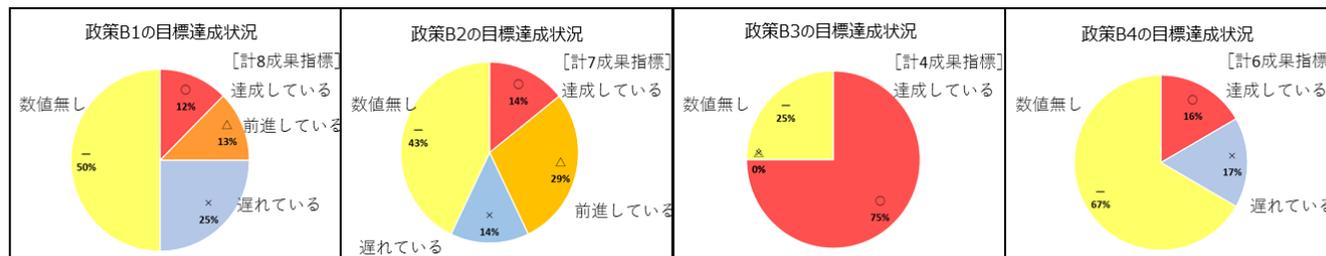
既に目標を達成している指標が約33%、目標値に向かって前進している指標が約15%で、全体の約2分の1が達成・前進となりました。なお、全129項目の成果指標のうち42項目、全体の約3分の1の指標が、コロナ禍で大きく数値を落としてコロナ禍以前の水準までには完全に戻らない、あるいは実施手法の見直しなどで当初の想定より裾野が広がったなど、新型コロナウイルス感染症による一定の影響を受けていたことから、計画期間中は、新型コロナウイルス感染症への対応等を振り返りながらの評価とするなどの対応を行ってまいりました。

1 子育て・子育てをみんなで支え、

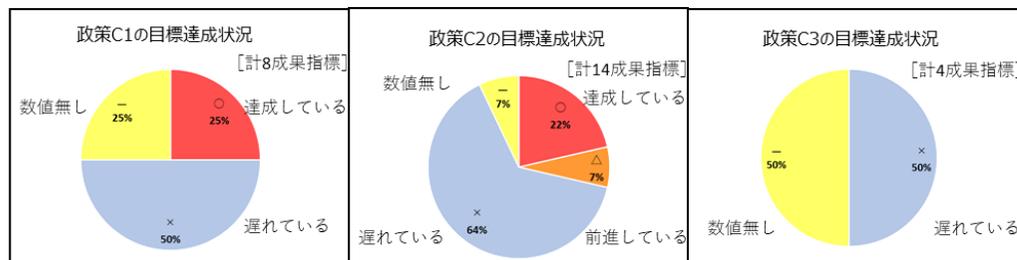
子どもたちの明るい声がひびくまち



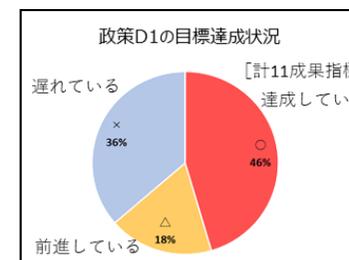
2 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮しているまち



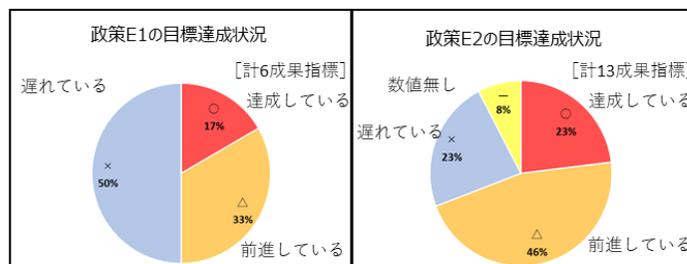
3 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち



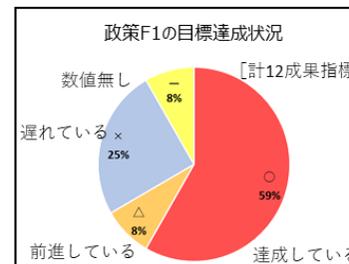
4 働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち



5 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち



6 人・自然・地球 みんなで環境を大切にするまち



Ⅱ 基本構想

第 1 章 新たな基本構想策定の背景

多摩市は、昭和 46（1971）年の市制施行から 5 次にわたる総合計画・基本構想のもとでまちづくりを進め、令和 3（2021）年に市制施行 50 周年を迎えました。のどかな農村風景を色濃く残していたまちは、民間事業者による宅地開発やニュータウン開発等に伴い大きく変貌し、まちには様々な地域から多くの人々が移り住んできました。そうした人々と以前からこのまちに住み続けてきた人々により、温かい心のかようコミュニティが形成され、市民協働による地域社会づくりを進めながら成長してきました。

平成 22（2010）年には、「みんなが笑顔いのちにぎわうまち多摩」を将来都市像とする第 5 次総合計画基本構想を策定し、多様性を尊重することで、少子化・高齢化が進む中においても、だれもが幸せを実感できるまちを目指し、まちぐるみの取組みを推進してきました。

しかし、時代は大きく変わっています。平成 23（2011）年 3 月に発災した東日本大震災や令和元（2019）年東日本台風（台風第 19 号）など私たちの予想を超える災害が頻繁に起きるようになっていきます。そして、令和 2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症は、私たちのライフスタイルや価値観を一変させました。さらに、令和 4（2022）年 2 月にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻が発生し、戦争のない平和な社会を維持することの難しさを再認識させられました。

また、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題や、進行する少子化・高齢化への対応、今後の人口減少社会を見据えたまちの活力とにぎわいの創出など多摩市を取り巻く課題は山積しています。

一方、本格的なデジタル社会に突入する中では、新しい技術をいかに課題解決や変革のためのツールとして活用し、持続可能な未来につなげていくのかという転換点を迎えています。

私たちは、これまでも支え合い、協力して様々な課題を一つ一つ乗り越え、その積み重ねによりまちを豊かにしてきました。現在のような複雑で予測困難な時代にあっても、長期的な視点を持ちつつ、明るい未来を志向し様々な課題に柔軟に取り組んでいかなければなりません。このため、持続可能なまちを実現するための羅針盤として 10 年間の展望した新たな基本構想を策定するものです。

第2章 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、多摩市のまちづくりを進める上で、最も基本となるものです。「多摩市自治基本条例」の前文では、多摩市の自治について次のように宣言しています。

●多摩市自治基本条例 前文

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

この自治基本条例前文の考え方、社会全体及び多摩市の現状と今後訪れるであろう環境変化等を踏まえ、次のとおり基本理念を定めます。

1 多摩市らしい地域共生社会の実現

自治基本条例の前文にあるように、まちづくりの主人公は私たち市民です。

このことを私たち市民が自覚し、責任を持ち、互いに共有しながら、このまちをさらに住み良いまちにしていかなければなりません。

それぞれの地域で、世代や関心領域を越えて、ともに生活する人同士が、将来の自分たちのまちのイメージや課題を共有し、その実現に向けて互いに持てる力を発揮する環境をつくり、その活動を支えていくことができるような新たなしくみやしかけを構築することで、多摩市らしい地域共生社会を実現していきます。

2 平和で豊かなまちを次代へ継承

太陽の光あふれ、みどり豊かなこの多摩市は、先人たちが築いてきたかけがえのないまちです。そして、その礎となっている平和もまた、人々の平和を希求する強い思いと行動によって保たれています。

今を生きる私たちは、市民の一人ひとりが等しく尊重され、様々な市民の取組みにより培われ、受け継がれてきた平和と、環境や文化などの財産を将来の子どもたち・若者たちへ引き継いでいかなければなりません。これまでに進めてきた市民主体のまちづくりをさらに広げ、より良いまちに育てていきます。

3 持続可能な都市経営

自然災害のリスク、気候変動をはじめとする環境問題、少子化・高齢化やデジタル技術等の進化と活用の潮流などの社会情勢の変化に対して的確に対応し、将来の世代に渡って安全で豊かに暮らすことができる誰一人取り残されない持続可能なまちづくりを進めます。

第3章 将来都市像

多摩市ではこれまでに「太陽と緑に映える都市」（第一次～第三次）、「市民が主役のまち多摩」（第四次）、「みんなが笑顔いのちにぎわうまち多摩」（第五次）を将来都市像として掲げ、まちづくりを推進してきました。これらの都市像を踏まえた上で、第六次総合計画においては、将来都市像を次のように定めます。

つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち 多摩

この将来都市像には、障害、性別、人種や国籍などの多様な背景や異なる価値観をもつ人々、様々な団体など多摩市で活動するすべての主体が、互いを尊重し、協力し合うことを通して、それぞれが安心して自己の実現や成長に向けて踏み出し展開できるまちを育て続けようという思いが込められています。

また、「いきいきとかがやける」には、多様な動植物などとも共存し、豊かな自然環境の中で活気や生命力にあふれている状態も表しています。

第4章 分野横断的に取り組むべき重点テーマ

多摩市を取り巻く課題として、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題、少子化・高齢化の進行、今後の人口減少があります。

それらの課題を乗り越え、将来都市像を実現するため、市民、市民団体、事業者、大学そして行政などの多様な主体が互いに協力し、分野を横断して取り組むべき重点テーマを定めます。

1 環境との共生

みんなが、環境問題を自分事として捉え、身の回りのことに取り組んでいくことで、環境との共生を目指します。

2 健幸まちづくり*の推進

みんなが、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、幸せを実感できる社会を目指します。

3 活力・にぎわいの創出

みんなが、時代の変化を見据え、多様な個性・価値観・方法で活力とにぎわいのあるまちを目指します。

第5章 分野別の目指すまちの姿

「分野別の目指すまちの姿」は、将来都市像を実現するための各分野におけるまちの理想像です。「分野別の目指すまちの姿」は、並列の関係ではなく、それぞれが影響し合う関係にあります。

1 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち

主な分野：子ども、学校教育

子どもや若者の権利が尊重され、その成長過程に応じて、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画し活躍できるまちが実現しています。

保護者や地域の人々がともによこびながら子育てを支え合う関係を築き、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

学校・家庭・地域社会の連携・協働によって、子どもたちの学びや育ちを支える環境が整い、子どもたちがともに学び合いながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を身に付けています。

3 地域で学び合い、活動し、交流しているまち

主な分野：市民活動、コミュニティ、生涯学習・社会教育、文化

みんなが、互いの個性を認め、人権を尊重し合い、交流しながら、平和で心豊かに安心して暮らせるコミュニティが形成されています。

地域の中で活動する団体や人がつながり合い、支え合えるしくみがあり、これによって、新たな活動が生まれ増えていく多世代共生型コミュニティが実現しています。

生涯学習・社会教育活動、スポーツの場や機会が確保され、活動の成果を活かし、みんなが成長できるまちになっています。

伝統的な地域文化の継承や新たな文化の創造と発信により、みんなが文化芸術に出会い、楽しみ、さらに文化芸術を創り出せるまちになっています。

2 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまち

主な分野：健康、医療、介護、福祉

みんなが、住み慣れた地域で、いつまでも健康と幸せが備わった「健幸な生活」を楽しみ、安心して暮らし続けられるまちになっています。

また、地域にライフステージに応じた保健、医療、介護、福祉サービスを受けられる身近な拠点が整っており、市民と関係機関が連携しています。

さらに、年齢や障害のあるなしに関わらず、みんなが互いに認め合い、見守り支え合い、差別することなく助け合う関係が構築されています。

4 みんながいいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまち

主な分野：産業振興、観光、都市農業

市民や市民団体、事業者、大学など地域の多様な主体が交流し、連携することを通して、イノベーションが生まれ地域産業が成長するとともに、みんなが多様な働き方を実現することで、働きやすく活気と魅力のあるまちになっています。

また、地域にある資源を活かしたまちの魅力づくりと発信によって多くの人が訪れ、集い、賑わっています。

農地の持つ多面的な機能を活かすため、農業者と市民が協力し、都市農業が持続的に営まれています。

5 みんなが安心して快適に住み続けられるまち

主な分野：都市づくり、交通、防災、防犯、住宅

これまでのまちづくりをもとに地域の在り方の変化に対応できる、将来を見据えたまちへと再編されています。

自然災害に備えて強靱化され、適切に維持更新されている都市基盤施設と、市民や地域による助け合いや行政の支援により、災害や犯罪などから守られ、安全に安心して暮らしています。

多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な住環境や交通ネットワークが形成され、みんなが安心していきいきと暮らし続けられるまちになっています。

6 地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和したまち

主な分野：環境

すべての生命が活動する土台である地球環境を守るため、みんなが環境問題を自分事として捉え、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて行動しています。自然環境を支える人材が育ち、豊かなみどりと親しみのある水辺環境が保全・創出され、生物の多様性が維持・向上されています。

また、持続可能な循環型社会への転換を目指し、みんなが環境への負荷が少ない活動をしています。

第6章 行財政運営の基本姿勢

行政には、不確実な時代の中にあっても、担うべき基本的な業務やセーフティネットをしっかりと維持していく責務があります。

そして、その責務を果たしていくためには、たえず社会の動きや市民生活の変化などに目を向け、臨機応変に対応できる柔軟性とスピード感を併せ持つことが求められます。加えて、セーフティネットの維持にとどまらず、未来を志向して、将来都市像や分野別の目指すまちの姿を実現するためには、人口減少・高齢化の進行などに伴う税収の減少や社会保障関係経費の増加、公共施設・都市基盤の更新などを見据えて、限られた社会資源を効率的・効果的に活用して、持続可能な行財政運営を行っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、次のことを行財政運営の基本姿勢とします。

1 時代に即した行政サービスの最適化

限られた税財源の中で、財政の健全性を維持しながら市民ニーズに適切に応えていくためには、業務の効率化やコストの適正化などが不可欠です。時代に即した行政サービスを提供するため、日々進化するデジタル技術の活用とサービス提供の「しくみの転換」により将来を見据えた行財政運営を推し進め、行政サービスの最適化を図ります。

2 職員の人財^{※1}育成と柔軟な組織運営

複雑化・多様化する行政課題に対応していく上では、職員の能力向上は重要です。正確・迅速・丁寧な行政サービスを継続し、柔軟性、スピード感を持って確実に対応していくことのできる人財を育成していくとともに、働き方や登用を多様化することで、人口減少社会にあっても限られた人員の中で業務を効率的に行っていく体制整備を進めていきます。

あわせて、諸課題の解決やビジョンの実現に向け、育成した人財がその能力を最大限発揮できる柔軟な組織運営を行います。

3 公共施設等のマネジメント

都市基盤等を含む公共施設等については、将来人口や中長期的な財政見通し、市民ニーズの変化を踏まえ、施設の機能や管理・運営手法の見直しなどにより、維持管理コストの縮減を図っていきます。また、財産を大切に長く使用するという視点を基本に予防保全を行う等の長寿命化対策を講じながら計画的に施設更新を行うことで財政負担を平準化し、施設の安全性・機能性を確保します。

4 多様な主体との連携

今後は、これまで以上に行政だけでは対応できないような課題に直面していくことが予想されます。このため、地域的な課題に対しては、市民や市民団体、事業者、大学等との連携により、その課題解決に向けて取り組んでいきます。また、広域的な課題の解決に向けては、多摩地域の自治体や東京都などの連携により対応していきます。

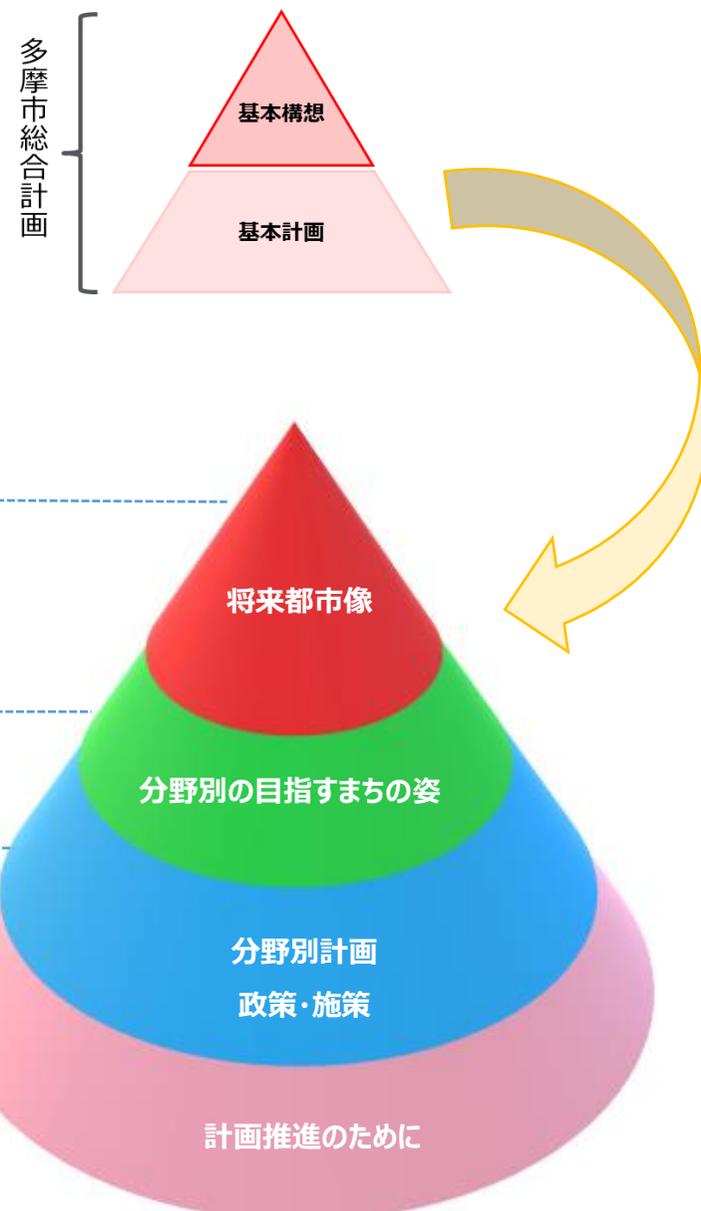
※1 人財

職員を経営上の一資源として捉えるのではなく、「組織の財産」であり「市民の財産」となりうる財産として捉えること。多摩市では職員の育成にあたっては「人材」から「人財」へを基本的な考え方としている。

Ⅲ 基本計画（原案）

【参考】基本構想・基本計画の概念図

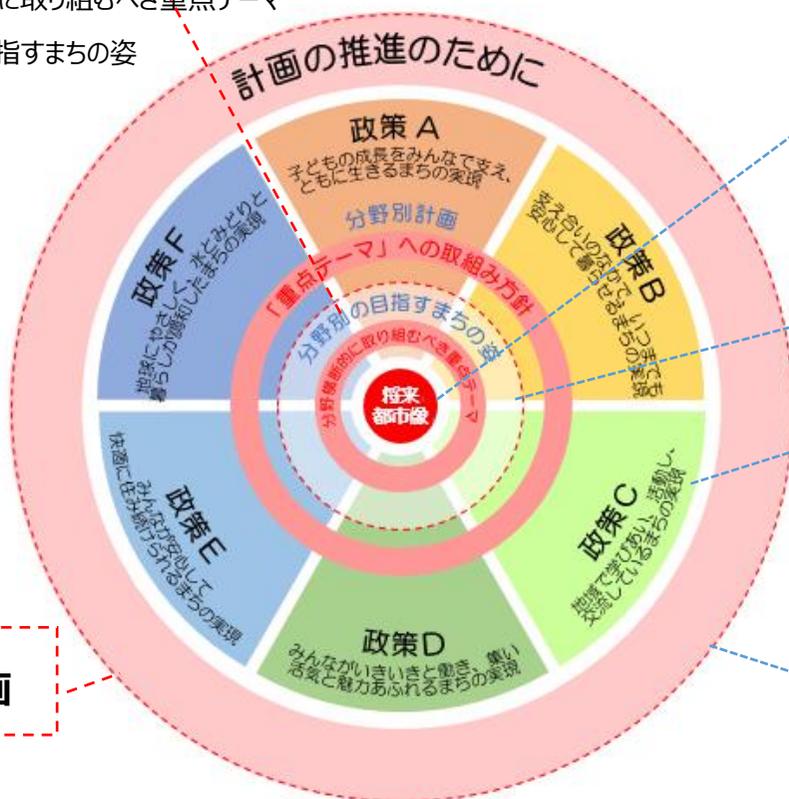
総合計画は基本構想と基本計画の2層で構成されていますが、基本構想・基本計画それぞれの主な構成を立体的に捉えた概念図は以下のとおりです。



基本構想

(主な構成)

- 将来都市像
- 分野横断的に取り組むべき重点テーマ
- 分野別の目指すまちの姿



基本計画

(主な構成)

- 重点テーマへの取り組み方針
- 分野別計画 政策 A～F
- 計画の推進のために

第 1 編 基本計画の前提

1 基本計画の前提

複雑で予測困難な時代において、基本構想で掲げた将来都市像を実現し、持続可能なまちづくりを進めるためには、刻一刻と変化する社会情勢に対応していく必要があります。

市では、総合計画のもとに様々な個別計画等を策定していますが、これらは、その時点での各分野における最新の市の状況、国等の動向を踏まえ、専門的な知見なども得ながら策定している点が特長です。こうした点も踏まえ、本基本計画では、既存の個別計画等との結びつきを意識するとともに、基本計画策定以後の個別計画等の策定又は改定に際して、整合を図ることに留意し、施策や主な施策の方向性を示すに留めるものとします。また、本基本計画の策定にあたり意識した社会情勢は以下のとおりです。

(1) 気候変動

平成 27(2015)年のパリ協定を踏まえ、我が国では地球温暖化対策計画などが策定され、本市においても、近年の気候変動を気候危機と捉え、令和 2（2020）年に市議会とともに、「多摩市気候非常事態宣言」を行いました。

地球温暖化をはじめとする気候変動問題への対策は、全地球の国境を越えたグローバルな最重要課題となっています。基本計画の計画期間中である令和 12

（2030）年度はカーボンハーフの目標年度であることから、本市としても、この目標達成に向けて取り組んでいく必要があります。

(2) DX（デジタル・トランスフォーメーション）

ICTを用いたIoT（モノのインターネット）やビッグデータ、AI（人工知能）等の技術革新の飛躍的な進展や、SNS等のソーシャルメディアの普及に伴い、社会構造全体が大きく変革しています。こうしたデジタル技術を用いて改革を行い、市民生活を今よりもっと良くする取組みとして、「ひとにやさしいデジタル化」の視点を土台にもちながら、市民の利便性の向上を図る「くらしのDX」、デジタルで市の業務改革を図る「行政事務のDX」の2面でDXを進めていく必要があります。

(3) コロナ禍を踏まえた新しい日常、価値観

新型コロナウイルス感染症に対しては、感染予防、感染拡大予防のための対策、在宅療養者への支援策、影響を大きく受けている市民や事業者への支援策など、様々な対策に取り組むことで、市民の命を守ってきました。令和 5（2023）年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5 類感染症となりましたが、コロナ禍以前の状況には戻らず、いわゆる「新しい日常」が定着しつつあります。

市民の生命やくらしを守るため、新型コロナウイルス感染症で経験したことを教訓として、今後も感染症に備えていくことはもとより、単にコロナ禍以前に立ち戻るのではなく、コロナ禍を経て大きく変化した日常や価値観に対応していく必要があります。

(4) 担い手不足

少子化・高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の担い手不足に拍車がかかっています。また、少子化の進行は、地域コミュニティのみならず、市民生活に関わる各種サービスの担い手確保にも影響を及ぼしており、人材がつかがり、循環するような対策を講じていく必要があります。

(5) SDGS

SDGSは、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。SDGSは「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、平成27（2015）年9月に「国連サミット」において採択された、2030年までの国際目標です。

本市では、第五次総合計画第3期基本計画において、SDGSの理念と17の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくとしてきました。令和14（2032）年までを計画期間としている第六次総合計画では、2030年のSDGSの達成に向けて更に取り組んでいく必要があります。



	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		飢餓をゼロに
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する
	レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		国内および国家間の不平等を是正する
	都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする		持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化		

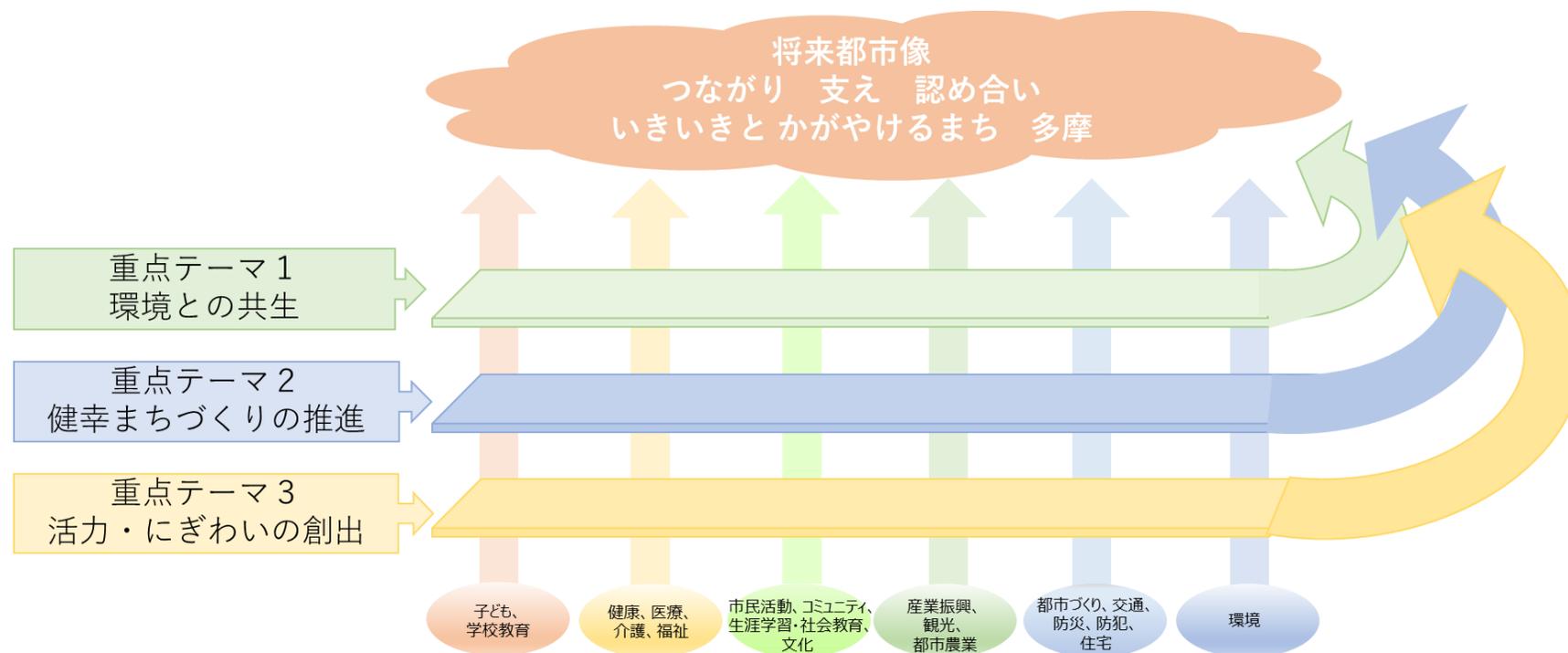
第2編 重点テーマへの取組み方針

1 重点テーマへの取り組み方針

第六次総合計画では、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題、少子化・高齢化の進行、今後の人口減少などの課題を乗り越え、将来都市像を実現するため、基本構想において「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」を設定しました。

本基本計画では、それぞれの「重点テーマ」に基本目標を設定し、分野横断的な取組みを推進するとともに、「第3編 分野別計画」における6つの「分野別の目指すまちの姿」の実現に向けた取組みを通じて、将来都市像「つながり 支え 認め合い いきいきとかがやけるまち 多摩」の実現を目指していきます。

また、基本構想に掲げた「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」のほか、国が掲げる「こどもまんなか」社会の実現は、これまでの本市が進めてきた子ども・若者政策と大きく重なることから、市民に最も身近な自治体として積極的に取組みを進めていきます。



縦に伸びる6つの矢印は、「分野別の目指すまちの姿」の実現に向けた取組みを表しており、横に広がる3つの矢印は、「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」を表しています。縦の「分野別の目指すまちの姿」と横の「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」の二つのアプローチで将来都市像の実現に向けた取組みを推進させていきます。

(1) 環境との共生

本市は、令和2（2020）年6月、2050年までにCO2排出実質ゼロ、使い捨てプラスチック削減の推進、生物多様性の基盤となる水とみどりの保全を目指し、市議会とともに「気候非常事態宣言」を行いました。

令和5（2023）年5月には、危機的な状況が迫る気候の問題について、市民一人ひとりが当事者として捉え、何をすべきか、何ができるか、また、そのために行政や民間事業者はどのような支援をすべきか、などについて、市民とともに考え、社会変容を推進していくためのしくみとして、多摩市気候市民会議を立ち上げました。

これまでにない異常気象が続いていることを踏まえ、地球環境への負荷軽減に取り組み子どもたちの未来を守るために、本市が「環境共生都市」となることを目指し、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標1 カーボンハーフの達成に向けた行動の実践

省エネルギーの推進と再生可能エネルギーへの転換、資源の有効活用と循環を図り、まずは2030年カーボンハーフの達成を目指します。

基本目標2 安全・健康で快適な生活環境の保持

安全・健康に暮らすことができる快適な生活環境の保持を目指すとともに、気候変動の影響への適応強化を目指します。

基本目標3 自然と暮らしが調和した多摩のみどりづくり

みどりの適切な保全・維持管理・更新のあり方を構築するとともに生物多様性にも配慮したまちの実現を目指します。

基本目標4 意識と行動の変革につながるムーブメント

市民とともに一人ひとりが環境問題を自分事として捉え行動することで、社会を変え、社会の変化がさらなる意識と行動の変革につながるムーブメントの醸成を目指します。

(2) 健幸まちづくりの推進

日本人の平均寿命が 80 歳を超えた今、長い人生を健康で幸せに全うすることは市民すべての願いと言えます。

また、市民が健康で幸せであることは、人口減少による税収減や、高齢化による社会保障関係費等の支出増が見込まれる中であっても、多摩市を未来への投資をし続けられる活力ある都市、持続可能な都市とするために欠かせない方策でもあります。

こうしたことから、多摩市では、「第五次多摩市総合計画・第 2 期基本計画（平成 27（2015）年 4 月）」において、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」を掲げ、誰もが生涯を通じて健康で幸せに過ごせるまちを築こうという取組みを打ち出しました。

さらに「第五次多摩市総合計画・第 3 期基本計画（令和元（2019）年 6 月）」では、健幸まちづくりのさらなる推進を掲げ、「超高齢社会への挑戦」「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を重点課題に位置付け、取組みを進めました。

第六次総合計画では、健幸まちづくりをさらに計画的・体系的に進めるため、基本構想の中で「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」として位置付け、市民、市民団体、事業者、大学そして行政などの多様な主体が互いに協力し、子どもから高齢者まで全世代を対象に分野横断的に取り組んでいくこととし、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標 1 健幸的な生活の獲得支援

健幸まちづくりは、生涯を通じて健幸であることを目指す取組みであり、全年齢の市民を対象としています。子どもから現役世代、高齢者まで、年齢ごと、世代ごとの特徴を捉え、健康づくりに関する意識啓発や、健康づくりを特に自覚せずとも健幸的な生活につながっていくような仕掛け・きっかけがあふれるまちづくりに取り組みます。

基本目標 2 安全・安心な暮らしの確保

加齢、障害、疾病等による心身機能の低下、子育て・子育て上の困難、生活困窮などに直面した際、適切な支援が受けられるよう、関係機関が、対象者の生活の場面を想定して連携し、切れ目ない支援を一体的に実施します（多摩市版地域包括ケアシステム）。市民生活の基礎であり、暮らしの安全・安心の基盤となる、防災・防犯対策、公共施設・都市基盤施設の維持・管理・更新に取り組みます。

基本目標 3 世代の多様性の確保

健幸都市を実現し、維持していくためには、急速に割合が増える高齢世代の健幸づくりと併せ、若い世代の流入及び定着を促進し、多様な世代が交流し合い、いきいき暮らすまちとなる必要があります。

ニュータウン再生等の動きとも連動し、子育てに適した環境の維持・充実を図り、そのことを広く発信することで、若い世代の流入・定着を促進します。

(3) 活力・にぎわいの創出

今後、少子化・高齢化のさらなる進行による人口減少や社会の変化に伴う様々な課題に対して、日々進化するデジタル技術の活用や多様な人材などの活躍を通じて、どのように持続可能で活力のあるまちを構築していくかが、ますます重要となります。また、国や東京都が強力に進める子ども施策の動きと歩調を合わせ、市としても子どもたちが大切にされ、笑顔で暮らせるまちを実現する必要があります。

この人口減少などの様々な課題に取り組むため、多摩市では、令和3（2021）年3月に第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、取り組みを進めてきましたが、目指すべき理想像である新たな将来都市像を定める第六次総合計画の策定にあわせて、総合戦略を改定し、次のとおり3つの基本目標と基本目標達成に向けた推進力を設定します。

また、かねてより首都直下型地震の発生が危惧されているほか、大型台風や線状降水帯等による災害が繰り返し起こり、被害が激甚化する傾向にあります。そのため、活力・にぎわいのあるまちを目指すうえで、いかなる災害が発生しようとも、①人命の保護 ②まちの重要な機能の維持 ③市民の財産及び公共施設の被害の最小化 ④迅速な復旧・復興を軸に「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けて多摩市国土強靱化地域計画を推進します。

基本目標1 働くを応援し、まちの活力を高める

企業立地の促進やテレワークの推進など、多様な働く場・働き方を実現し、地域経済の発展や市民生活の向上に取り組めます。

基本目標2 まちの魅力を高め、関わる人を増やす

住みやすい・子育てしやすい住環境など、既にある多摩市の魅力を再発見するとともに企業・事業者との連携を通じて駅周辺の活性化やまちの魅力づくりを推進し、これらを発信していくことで、関わる人を増やします。

基本目標3 若い世代が希望を持って結婚・出産・子育てができる環境をつくる

若い世代の多様な価値観や考え方を尊重したうえで、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、ライフステージに応じた切れ目のない支援により、多摩市であれば安心して子どもを育てることができると思える環境をつくれます。

基本目標達成に向けた推進力 新たな技術の活用と多様な人材の活躍

デジタル技術をはじめとする新たな技術の活用と地域における多様な人材の活躍により、基本目標達成に向けた取り組みを進め、地域ビジョンを実現していきます。

第六次総合計画は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第10条に基づき、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等を勘案して策定する「地方版総合戦略」に位置付けます。また、本計画の策定に併せて、「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」である「多摩市国土強靱化地域計画」を一体的に策定し、強靱化にかかる各個別計画等の指針とします。

第3編 分野別計画

1 分野別計画の見方

(1) 政策ページの見方

第 1 章 政策 A の実現

【子ども・学校教育】

この政策で実現すべき「目指すまちの姿」を記載しています。

<目指すまちの姿>



<施策>

- 施策 1 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- 施策 2 ■■■■■■■■■■■■
- 施策 3 ■■■■■■■■■■■■
- 施策 4 ■■■■■■■■■■■■
- 施策 5 ■■■■■■■■■■■■
- 施策 6 ■■■■■■■■■■■■
- 施策 7 ■■■■■■■■■■■■
- 施策 8 ■■■■■■■■■■■■

政策実現のために取り組んでいく施策を記載しています。

<わたしたちの ACTION>

たとえば・・・

市民ワークショップでいただいた意見をもとに、この政策を実現するためにわたしたちの ACTION を記載しています。



市民ワークショップ
参加者の声

2 基本計画の体系

政策A 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまちの実現

施策1 子どもの健やかな成長への支援	(1) 子育てのための支援 (2) 子どもの人権の尊重 (3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進
施策2 子育て家庭への支援	(1) 安心できる保育体制の充実 (2) 安定した家庭生活に向けた支援
施策3 子育て・子育てを育む地域づくり	(1) 地域社会全体での子育て支援 (2) 子どもと保護者の居場所づくりの推進 (3) 子育てを支援する生活環境の整備 (4) 地域の子育て環境に携わる人のネットワーク
施策4 子ども・若者に対する多角的な支援	(1) 支援が必要な子ども・若者に対する切れ目のない支援 (2) 子どもの貧困対策
施策5 児童・生徒の学びを支える環境づくり	(1) 児童・生徒・学校への支援の推進 (2) 地域との連携の推進
施策6 確かな学力を育む教育の推進	(1) 思考力・判断力・表現力の育成 (2) 英語教育の推進 (3) GIGAスクール構想の深化 (4) 多様な学習機会の提供
施策7 豊かな心を育む教育の推進	(1) 人権教育及び道徳教育の推進 (2) 不登校総合対策の一層の推進 (3) いじめの未然防止と早期発見の対応に向けた取り組みの推進
施策8 健やかな体を育む教育の推進	(1) 健康教育の充実 (2) 食育の推進と安全・安心な美味しい学校給食の提供 (3) 体力向上に向けた教育活動の充実

政策B 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまちの実現

施策1 予防から医療まで健康づくりと健康を支えるネットワーク	(1) 健康づくり活動のさらなる充実 (2) 質の高いがん検診の実施とがん患者への支援（がんの予防とがんとの共生） (3) 受動喫煙防止対策の推進 (4) 保健・医療・介護の連携体制の充実 (5) 予防接種の推進 (6) 医療保険制度の適正な運営
施策2 誰もが健康で暮らしやすい地域づくり	(1) 地域の包括的なネットワークを充実する (2) 多様な支援を推進する (3) 地域で課題に向き合い・寄りそう (4) 困難を抱える当事者や家族を見守り・支える
施策3 地域生活における高齢者支援	(1) 介護予防・他世代交流の推進 (2) 高齢者の介護・医療・住まい・生活支援・見守り対策の強化 (3) 認知症施策の推進 (4) 日常生活を支援する体制の整備 (5) 介護保険サービスの推進
施策4 障がい者（児）が安心して暮らせるまちづくり	(1) 個々に応じた適切な支援の提供 (2) 地域における支援体制の構築 (3) 障害への理解・差別解消の促進

政策C 地域で学び合い、活動し、交流しているまちの実現

施策1 平和の希求と人権の尊重・男女平等の推進	(1) 平和事業の充実 (2) 人権課題に対する取組みの推進 (3) 男女平等参画社会の実現に向けた取組み
施策2 交流による多文化共生社会の醸成	(1) 友好都市との交流促進 (2) アイスランド共和国との友好関係構築 (3) 多文化共生社会の実現に向けた取組みの推進
施策3 多世代共生型のコミュニティづくりの推進	(1) 地域で活動する人・団体を応援するしくみの導入 【支える】 (2) 地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくり 【つなぐ】 (3) 新たな地域人材を発掘・育成するしかけづくり 【掘り起こす】 (4) 既存の活動等の活性化、環境整備
施策4 学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進	(1) 誰もが一歩をふみだせるまち (2) 人と人がつながり認め合うまち (3) いつでもどこでも自分を高められるまち (4) 学びあいと協働でかがやくまち
施策5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実	(1) 社会教育の振興 (2) 家庭教育や子どもの理解に関する学習機会等の充実 (3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実 (4) 文化・歴史学習の充実 (5) 地域活動の支援
施策6 スポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくり	(1) スポーツに触れる (2) スポーツを継続する (3) スポーツライフを創出する (4) スポーツ活動を支える環境整備 (5) オリンピック・パラリンピックのレガシー
施策7 文化芸術が身近にあるまちづくりの推進	(1) 身近で日常的に多様な文化芸術に市民が親しめる機会の拡充 (2) 文化芸術活動への支援

政策D みんながいいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまち の実現

施策1	活力ある地域経済を支える産業の振興
(1)	持続的な経済成長に向けた産業の振興
(2)	就労しやすい環境の提供
施策2	拠点地区活性化の推進
(1)	聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区の活性化の推進
(2)	多摩センター駅周辺地区の活性化の推進
(3)	永山駅周辺地区の活性化の推進
施策3	観光の視点からのまちの魅力づくりの推進
(1)	観光資源と魅力の活用及び発信
(2)	様々な主体と連携した観光振興の展開
施策4	農業者と市民が支える都市農業の推進
(1)	安定した農業経営に向けた支援
(2)	後継者・担い手の確保と支援
(3)	都市農地の保全・多面的機能の発揮
(4)	農とのふれあいの場づくり

政策E みんなが安心して快適に住み続けられるまち の実現

施策1	次世代につながる都市づくりの推進
(1)	計画的な街づくりの推進
(2)	ニュータウン再生の推進
(3)	既成市街地の都市基盤整備の促進
施策2	安全で快適な道路環境整備
(1)	人にやさしい道づくりの推進
(2)	道路・橋りょう等施設の維持・更新
(3)	道路交通環境の充実
(4)	歩行者と自転車などの利用環境の充実
施策3	安全・安心で快適な市民生活を支える下水道
(1)	下水道施設の適切な維持更新
(2)	下水道施設の耐震化の促進
(3)	流域治水対策の促進
(4)	民間活力導入の促進
施策4	減災・防災体制のさらなる強化
(1)	自然災害への対策
(2)	地域での防災活動の推進
(3)	消防団の充実
施策5	暮らしの安全を守るまちづくりの推進
(1)	自分の身は自分で守る「意識づくり」(自助意識の醸成)
(2)	新たな担い手を含む「地域づくり」(ネットワーク)
(3)	持続可能な防犯「環境づくり」(防犯を支える基盤)
施策6	良質な住宅ストックの確保と良好な居住環境の形成
(1)	耐震性能を有する良質な住宅ストックの形成
(2)	若年世帯の定住を促進する隣居・近居のモデルづくり
(3)	良質な住環境を維持するための空き家・空き部屋の発生予防等
(4)	誰もが「住まい」に困窮しない環境づくり
施策7	交通ネットワークの形成
(1)	地域性に配慮した交通環境の充実
(2)	まちの魅力と活力を高める広域交通網の充実
(3)	全ての世代への交通安全教育の推進

政策F 地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和したまち の実現

施策1	スマートエネルギー社会の構築
(1)	地球温暖化防止に向けた脱炭素社会実現のための取組みの推進
(2)	運輸部門の脱炭素化の推進
(3)	公共施設におけるエネルギー対策
施策2	自然環境・都市環境の保全と創出
(1)	自然環境の保全・管理・活用
(2)	生物多様性の保全と生活スタイルの転換
(3)	健康的で安全安心な暮らしと美しく快適なまちの保持
施策3	資源循環社会の構築
(1)	廃棄物・資源の適正処理と生活環境の維持
(2)	ごみの発生抑制
(3)	ごみの減量と資源化の推進
施策4	環境を支える人づくりとパートナーシップの形成
(1)	個人の行動変容を社会変容につなげるための機運醸成
(2)	環境を支える人材の育成と市民団体への支援、拠点のさらなる活用
(3)	市民にわかりやすい情報発信の充実

第1章 政策A 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまちの実現

【子ども・学校教育】

<目指すまちの姿>

子どもや若者の権利が尊重され、その成長過程に応じて、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画し活躍できるまちが実現しています。

保護者や地域のみんながともによろこびながら子育てを支え合う関係を築き、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

学校・家庭・地域社会の連携・協働によって、子どもたちの学びや育ちを支える環境が整い、子どもたちがともに学び合いながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を身に付けています。

<施策>

- 施策1 子どもの健やかな成長への支援
- 施策2 子育て家庭への支援
- 施策3 子育て・子育ちを育む地域づくり
- 施策4 子ども・若者に対する多角的な支援
- 施策5 児童・生徒の学びを支える環境づくり
- 施策6 確かな学力を育む教育の推進
- 施策7 豊かな心を育む教育の推進
- 施策8 健やかな体を育む教育の推進

<わたしたちの ACTION>

たとえば・・・

- ・色々な状況の子どもたちを支援します。
- ・子どもたちが積極的に参加できる地域にします。
- ・子どもも親も交流して子育てがしやすい地域にします。
- ・困難を抱えた子どもたちを受け止められる場所を増やします。
- ・子どもたちが地域の色々なものに触れる機会をつくれます。
- ・子育てのしやすさや教育の魅力を発信します。



市民ワークショップ
参加者の声

政策 A 施策 1 子どもの健やかな成長への支援

1 施策の目指す姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために、周囲の大人たちが子どもたちを人として尊重し、あたたかく見守っています。

2 現状と課題

令和 2（2020）年度に開始した子育て世代包括支援センター事業では、子どもの健やかな成長、一人ひとりの発達にあわせた相談・支援を関係機関と連携しながら行っていますが、すべての妊産婦と子どもに継続的に切れ目なく関わりながら伴走する相談支援を行う仕組みづくりが求められています。

子どもの人権を守るため、児童虐待*の防止や早期発見への取組み及び、ヤングケアラー*問題を含めた子ども自身の困りごとへの気づきの視点や相談先の周知を行っていますが、今後はさらに、子ども自身から発信する方法の工夫や対応できる仕組みが必要となっています。

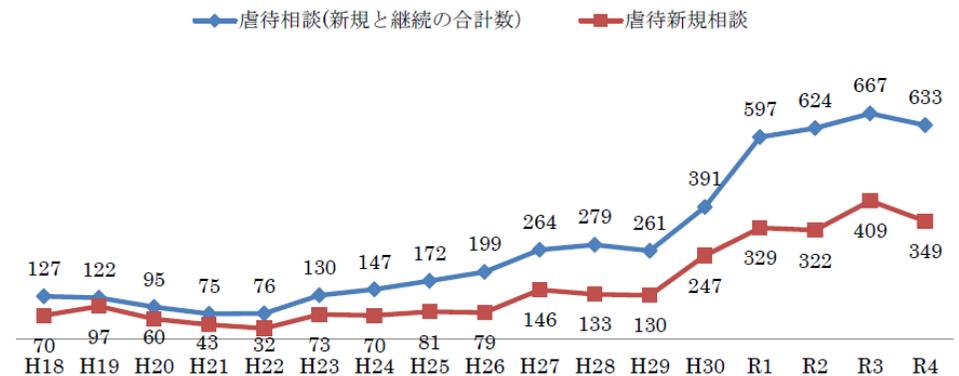
心身の状態や発達の特性に関わらず、遊びや他者とのコミュニケーションを通して集団の中で子どもたちが成長していけるように、一人ひとりに合わせた相談・支援が求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①子育てひろば (地域子育て支援事業) 利用者数	76,520 人	115,000 人	120,000 人
②児童虐待の相談・通告先を「知っている」と回答した市民の割合	37.2%	40.0%	50.0%

【出典：①子ども家庭支援センター ②多摩市政世論調査】

子ども家庭支援センターにおける児童虐待相談対応数



4 主な施策の方向性

(1) 子育てのための支援

- 「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」や児童館等を活用し、遊びや学び、健やかな育ちにつながる行事を展開し、子どもの健やかな育ちを支援します。
- 妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を目指し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関を設置し、包括的な支援体制を構築することで、子どもの育ちを切れ目なく支援します。
- 妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談でき、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実していくことで、子どもの健康の確保を図ります。

(2) 子どもの人権の尊重

- 成長期にある子どもたちが、「ヤングケアラー」ともいわれる日常的な家事や家族の世話などにより子どもの権利を侵害されることなく、のびのびと子ども時代を過ごせるように、地域全体で支援する取組みを進めます。
- 児童虐待の未然防止と早期発見・早期支援のため、子育て家庭の育児負担の軽減や地域での孤立防止に向けて、関係機関と連携し相談や在宅サービスにつながる機会の充実を図ります。
- 子どもの人権を守るために、関係機関と連携し、子どもの健全な成長・発達を阻む不適切な行為に至らないように、早い段階から継続して相談・支援を行いながら、児童虐待を未然に防止するとともに子どもが自ら発信できるよう、子どもへの周知・相談しやすい環境を整えます。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

- 心身の状態や発達の特徴により配慮が必要な子どもについて、他者とのコミュニケーションを通して集団の中で子どもたちが成長していけるように、専門的な相談・支援を行うとともに、あらゆる場面においても一人ひとりに合った対応や支援が行われるよう普及・啓発を行います。

5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画



政策 A 施策 2 子育て家庭への支援

1 施策の目指す姿

親が親として成長し、子育てに安心と喜びを見出すために、様々な働き方やライフスタイルを尊重しながら、多様なサービス基盤のもとに子どもにとって最善の利益と子育て家庭に配慮した社会的な支援が展開されています。

2 現状と課題

認可保育所については、保育ニーズの高い地域では待機児童が発生していますが、それ以外の地域の保育所では空き枠があり、地域的ミスマッチが生じています。今後は地域の需要を見極めつつ、事業者と調整を行い地域的ミスマッチの解消に向けた取り組みを進めていきます。

児童数は減少傾向にありますが、学童クラブ入所希望数は増加傾向にあり、待機児童解消には至っていません。地域の児童数の偏りや学童クラブの条件などから、待機児童となるケースがあるため、様々な手法を考え待機児童対策を進める必要があります。

子どもの放課後の居場所のひとつとして、放課後子ども教室の開催場所、日数及びメニューの拡充により、放課後の子どもの安心で安全な居場所を整備する必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①保育所の待機児童数※	12 人	0 人	0 人
②学童クラブの待機児童数※	70 人	79 人	0 人
③放課後子ども教室参加者数	3,582 人	36,714 人	50,000 人

【出典：①子育て支援課 ②・③児童青少年課】

※該当する年度の 4 月 1 日を基準日とした児童数



4 主な施策の方向性

(1) 安心できる保育体制の充実

- 保育所について、待機児童の解消が図られつつある状況に伴い、より具体的に市民ニーズに合った環境を整備するために、関係団体と丁寧に協議を進めています。学童クラブの待機児童に対しては、地域の児童館での受け入れや、国の「新・放課後子ども総合プラン」の考えに沿って、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施により、児童の安全・安心な居場所の確保を進めています。
- 保育や幼児教育分野においても人材不足が進むなか、保育所・幼稚園において、保育士等のキャリアアップや処遇改善に取り組むとともに、保育の質をわかりやすい視点で公表できる仕組みの導入を進めています。学童クラブにおける放課後児童支援員のキャリアアップ及び処遇改善に引き続き取り組むとともに、育成環境の向上を図ります。また、全ての子ども・子育て家庭を支援するため、保育所、幼稚園、認定こども園、学童クラブといった施設のみならず、身近な場所で子育て相談を受けられる「地域子育て支援拠点事業」など、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

(2) 安定した家庭生活に向けた支援

- ひとり親家庭が抱える幅広い課題に対して、経済的援助のほか、相談を通じて助言や情報提供を行い、自立支援につなげていきます。
- 保育、教育、医療等、子どもを健やかに育てるため、子育て家庭の経済的負担を軽減する各種支援を推進します。

5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画



政策 A 施策 3 子育て・子育てを育む地域づくり

1 施策の目指す姿

豊かな子育て・子育てを実現するため、地域みんなが、子どもを介した地域活動をより活発化し、市民の支え合いが展開されています。

2 現状と課題

核家族化・共働き世帯の増加などの家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化等により、子育てが孤立しやすく、子育ての不安感、負担感を感じやすくなっています。

市民相互で支え合う子育て支援活動であるファミリー・サポート・センター*では関係機関との連携、提供会員の確保やアドバイザーや研修による資質向上、配慮が必要な子どもへの対応・支援等充実が求められています。

子ども食堂や誰でも食堂は、食を通じて子どもの居場所を提供し、地域コミュニティを形成しながら、子どもの見守りを行っています。

地域の青少年のために実践的な活動を行う青少協地区委員会は、子どもの育成を家庭や学校だけの問題にせず、地域全体で積極的に関わっていくべきとして地域文化催事やキャンプ事業、防災や子どもの安全を見守る活動などを担ってきましたが、後継者育成が進まず活動休止とする地区が出始めています。

児童館は、子どもや子育て家庭のニーズに合わせ、妊娠期から乳幼児の育児支援や中高生世代への支援など、地域社会の児童福祉課題の対応にも応えてきましたが、今後も地域における子どもの居場所として、誰もが安全・安心して利用できる場所を目指すとともに、虐待、貧困、不登校などの福祉的課題の対応に向けて、更なる機能強化が求められています。

「子ども 110 番」事業を継続し、緊急時の子どもの安全な避難所を維持していくためにも、協力者を地域に増やすよう努めていくことが必要です。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①ファミリー・サポート・センターの利用・提供会員数	1,406 人	1,500 人	1,600 人
②子ども110番避難所協力者数 (個人、事業所の合計数)	3,373 人	3,022 人	3,000 人
③児童館登録児童数	9,512 人	9,172 人	9,000 人

【出典：①子ども家庭支援センター ②・③児童青少年課】



4 主な施策の方向性

(1) 地域社会全体での子育て支援

- 地域の方が青少協地区委員会に参加したいと思えるよう、子どもを中心とした行事や、地域ぐるみで子どもを育てるネットワークの構築等、地域活動に専念できるよう、その他の義務的役割の負担軽減を図っていくことで、担い手の世代交代を促進していきます。
- ファミリー・サポート・センターの周知活動の場を広げ、担い手を増やすとともに、関係機関との連携をしながら、配慮を要する子ども達に対しても適切な対応ができるように、提供会員の質の向上を図ります。

(2) 子どもと保護者の居場所づくりの推進

- 児童館は各地域で同水準の児童館を維持し続けるのではなく、地域に合わせた役割や、機能、配置の見直しの検討を行い、今後の少子化や財政状況の変化にも対応しながら、子どもも保護者も自由に来て、安心して過ごすことができる家庭や学校に次ぐ、子どもや保護者にとって日常の居場所として運営を継続していきます。また利用者の声を聴き、必要に応じて相談や福祉につながる役割を果たしながら、事業を発展させていきます。

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

- 子どもの安全見守りを日常の中で簡単に市民が協力できる仕組みを充実させていきます。
- 市内全小学校が参加する「こども110番」においては、緊急時に子どもを保護する「子ども110番避難所」の指定を中心とした子どもの防犯に関する活動を行っています。今後も新たな避難所の協力者を募りつつ、保護者と関係機関との情報共有を図り地域の安全維持を保っていきます。

- 防犯に関する講演会や、各地域の安全マップを保護者が作成・配布することにより、地域全体の防犯意識を高めていきます。

(4) 地域の子育て環境に携わる人のネットワーク

- 青少協地区委員会、学校だけでなく、地域も行事などの機会を通して子育てに関わることで、地域ぐるみで子どもを育てる・見守るためのネットワークの構築を推進します。
- 青少協地区委員会の参加がし易く担い手が増えるように、地域での活動以外の手続き負担の軽減等、検討を進めます。

5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画



政策 A 施策 4 子ども・若者に対する多角的な支援

1 施策の目指す姿

子どもや若者が地域の中で支えられることを通じて、自己を確立し、社会との関わりを自覚しながら健やかに成長し、多様な主体と協働しながら社会を担っています。

2 現状と課題

すべての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的とし、令和 4（2022）年 4 月「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」（以下、子若条例）を施行しました。子若条例の周知、啓発を進めてきましたが、引き続き子若条例の当事者である子ども・若者とともに、周囲の大人たちへの浸透を図ることが重要となります。

また、子若条例に基づく取組みとして、子ども・若者の意見表明や子どもの権利擁護の仕組みの具現化が求められています。

子ども・若者の抱える困難への理解を深めるとともに、第三の居場所として、子ども食堂などの地域における子ども・若者を支える活動との連携、協力についても重要となります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①子若条例を「知っている」と回答した市民の割合	—	20.0%	30.0%
②子ども・若者の意見表明の数	—	24 件	24 件

【出典：①多摩市政世論調査 ②児童青少年課】

4 主な施策の方向性

(1) 支援が必要な子ども・若者に対する切れ目のない支援

- 不登校やひきこもりを始めとした子ども・若者の抱える様々な困難への理解を促進し、当事者、家族、支援者の後押しとなる取組みを推進します。
- 社会福祉協議会と連携し、食事を通じて「地域交流の場」や子どもの「見守りの場」を提供する子ども・誰でも食堂の活動の支援を推進します。
- 子どもの権利擁護の仕組みとして、子どもが権利を侵害され「嫌だな」と思った心の声を受け止める環境を整えることで、子どもの悩みや苦しみを早期に発見し、早期に解決に結びつけるために、子どもの受援力（助けを求める力）を高め、健全な成長を支えています。
- 子ども・若者の意見表明の仕組みとして、WEBを活用した取組みを展開し、環境を整えることで、いつでも意見表明が出来る機会を保障していきます。
- 多摩市子ども・若者施策の中心である条例の周知、啓発を行い、子ども・若者をはじめ周囲の大人たちにもその理念を浸透させることで、子ども・若者が未来に希望を持って成長できる環境を整えます。

(2) 子どもの貧困対策

- 家庭の経済状況で就学の機会や就労の選択肢が狭まってしまうことがないよう、また貧困が連鎖することを防ぐために、子どもの学習支援の充実をはじめ必要な支援を行います。

5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画



「多摩市子ども・若者の権利を保障し支障と活躍を推進する条例」啓発ポスター

政策 A 施策 5 児童・生徒の学びを支える環境づくり

1 施策の目指す姿

児童・生徒の学びを支える環境づくりのために、学校施設等の整備・改善や、一人ひとりの状況に応じた支援の充実とともに、学校・家庭・地域の相互理解と連携・協働による多様な活動が行われています。

2 現状と課題

学校施設の老朽化の状況と今後の児童・生徒数の動向、環境配慮などを踏まえつつ、計画的に改修や建替えを行う必要があります。また、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向け、タブレット端末等の ICT 機器を効果的に活用し、学びたいときに学習に取り組める環境をつくること、特に、誰ひとり取り残さない視点から、不登校児童・生徒や特別な配慮を必要とする児童・生徒の学びに不安なく取り組める環境を確保するために ICT 機器を有効に活用することが求められます。これらを実現していくために、児童・生徒に必要な機器や設備を整えるとともに、全校で導入したコミュニティ・スクール* 及び地域学校協働本部* の取り組みを持続的に発展させることで地域と共にある学校づくりを進め、地域総がかりでの子どもたちの教育につなげていきます。



3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①授業中にICTを活用して指導する能力	82.9%	85.0%	88.0%
②学校と家庭や地域の連携	33.8%	45.0%	50.0%
③多摩市立小学校の学級を35人学級で編制	第1学年から 第2学年まで 実施済み	全学年完了 (令和7 (2025)年度)	———

【出典：①文部科学省調査（学校に置ける教育の情報化の実態等に関する調査「教員のICT活用指導力の状況」結果）をもとに多摩市教育委員会で集計 ②学校評価書の評価項目（自己評価で「申し分なく達成」かつ学校関係者評価で「適切である」の割合）より ③学校支援課】



4 主な施策の方向性

(1) 児童・生徒・学校への支援の推進

- 建築後約60年を経過する学校の劣化状況に応じた、大規模改修や建替え事業を実施します。その際に子どもたちを取り巻く学習環境の大きな変化へ対応した良好な学習環境や、自然環境に配慮した建築物を整備します。
- タブレット端末等のICT機器の活用について、児童・生徒の心身の健康にも配慮しつつ、バーチャルのICTとリアルな体験をうまく組み合わせた効果的な教育活動を、教職員、児童・生徒と保護者の共通理解のもとで進めています。
- 多摩市特別支援教育推進計画に基づき、保護者・市民の特別支援教育への理解促進に向けた啓発を進めるとともに、学校の合理的配慮を推進し、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を進めています。
- 不登校児童・生徒の増加が続き特に中学生での出現率が高い中、児童・生徒の社会的自立に向けた学びと成長のため、仮想空間上での新たな居場所づくりや不登校特例校*開設検討により支援の選択肢を増やしていきます。また、外国語を母語とする児童・生徒に対する日本語指導の支援、医療的ケア児への支援を継続します。
- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学のために必要な支援を行います。
- 新たな感染症等が流行した際にも、児童・生徒が健康で安全に学校生活を続けられる環境を整えます。また、災害時などの非常時にも、給食を安定して提供できる体制を構築します。
- 「多摩市立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の意識改革や業務の見直し、人的支援などによる教員の長時間労働の改善に取り組み、子どもたちへの効果的な教育活動につなげていきます。

(2) 地域との連携の推進

- 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」も踏まえながら、全ての市民が子どもたちの成長に興味・関心を持ち、可能な範囲でその成長を支えることについて理解し実践してもらえるよう、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動*に参画する機会を設定していきます。
- 中学校部活動の地域連携や、新たな地域クラブ活動への移行については、令和4（2022）年12月に示された国のガイドラインや、令和5年3月に示された東京都のガイドラインを踏まえ、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間の「改革推進期間」において、教育委員会と市長部局が協働し、地域連携や地域移行の在り方を検討します。また、改革推進期間における地域移行・地域連携に向けたスケジュールや方針を示した計画を策定していきます。
- 保護者や地域による登下校時の見守り活動に対する支援や、関係機関との連携による通学路の安全確保への取組みを充実させます。

5 関連する主な計画

- 第二次多摩市教育振興プラン
- 多摩市特別支援教育推進計画
- 第二次多摩市ストックマネジメント計画

政策 A 施策 6 確かな学力を育む教育の推進

1 施策の目指す姿

児童・生徒の確かな学力を育むために、自ら主体的に学び、考え、行動する力をもち、個性と創造力豊かな資質・能力を身に付けた児童・生徒の育成が行われています。

2 現状と課題

各学校の授業改善の成果として「令和 4 年度 全国学力・学習状況調査」において、小学校では国語、算数、理科で全国の平均得点を上回りました。また、中学校では国語、数学、理科で全国の平均得点を上回りました。「オンライン英会話」や小中学校合同での教員研修の実施等により英語教育の充実を図った成果として、令和 4（2022）年度実施の GTEC* における「話すこと（Speaking）」の市内平均スコアは、公立中学校の平均スコアを上回りました。引き続き、英語による実用的なコミュニケーション能力の育成に向けて、「話す力」の育成を重点課題として取り組んでいきます。また、「話す力」の土台となる、英語学習への意欲を伸ばしていくことも今後の課題です。

全国学力・学習状況調査において、「課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合は令和 3（2021）年度及び令和 4（2022）年度は 8 割以上でした。引き続き主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組んでいきます。また、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある」と肯定的に回答した児童・生徒の割合は令和 4（2022）年度では小学校で 5 割程度、中学校で 4 割程度と、小・中学校とも、国や東京都の平均は上回っているものの、コロナ禍前（平成 30（2018）年度）の多摩市の結果と比較し、小学校では伸び悩み、中学校では微増にとどまっている。持続可能な社会の創り手として求められる能力と態度を育成する ESD（持続可能な開発のための教育）を中心とした全教育活動の充実を図る必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①「小学校 5 年生まで（中学校 2 年生まで）、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」について「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答している割合	小学校 79.2% 中学校 81.8%	100%に近づける	100%に近づける
②「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えたことがありますか」について「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答している割合	小学校 55.4% 中学校 44.0%	100%に近づける	100%に近づける

【出典：①・②全国学力・学習状況調査結果及び第二次多摩市教育振興プラン】

4 主な施策の方向性

(1) 思考力・判断力・表現力の育成

- 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂により各教科等が目指す資質・能力として再整理された、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」の3つの柱のうち、本市においてはESDの取組みを重視してきたことを踏まえ、「思考力・判断力・表現力」の向上を図ります。

(2) 英語教育の推進

- 中学校では「オンライン英会話」と「英語4技能検定」を実施し、「話す力」の伸長を図ります。また、小学校・中学校合同の教員研修を年3回実施し、小・中学校間での情報共有を行ったり、指導方法を研修したりし、英語学習への意欲が向上させます。

(3) GIGAスクール構想の深化

- 一人一台タブレット端末等の活用により、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせた学習を推進するとともに、オンライン授業や進度に応じたドリル学習など、子どもの状況に応じた学習を実施します。

(4) 多様な学習機会の提供

- 全校ユネスコスクールの特色を活かし、地域学校協働活動として、専門家と連携したキャリア教育、伝統文化や環境に関する学習、体験学習などを実施します。また、保護者や地域、学生等と連携・協働しながら基礎学力の向上や学習習慣の定着などを目的とした地域未来塾による補習等の学習支援を実施し、児童・生徒の学習活動を支援します。

5 関連する主な計画

- 第二次多摩市教育振興プラン

政策 A 施策 7 豊かな心を育む教育の推進

1 施策の目指す姿

児童・生徒の豊かな心を育むために、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって他者と協働し、地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人を育成する「誰一人取り残されない」教育が行われています。

2 現状と課題

不登校児童・生徒に対する出現率は小学校・中学校とも増加傾向にあり、学年進行とともに、不登校の児童生徒の割合が高くなる傾向にあります。

不登校児童・生徒が相談あるいは指導を受けている窓口について、校内では養護教諭、スクールカウンセラー等、校外では適応教室等が多い傾向にあります。一方で、校内でも校外でも相談の機会をもていない児童・生徒がおり、不登校児童・生徒やその保護者が抱え込まないよう、スクールソーシャルワーカーの活用も含め、支援をしていく必要があります。

不登校児童・生徒の居場所の一つである適応教室「ゆかり教室」で主に学習面や生活指導面で様々な支援を行っています。適応教室には学習の場だけでなく社会的自立の支援や自己肯定感を高める機能の充実が求められています。引き続き外部からの知見を取り入れ、ソーシャルスキルトレーニング等様々な学びのプログラムのレベルアップを図ります。

全国学力・学習状況調査の「自分にはよいところがあると思う」と肯定的な回答した割合は現状値より小学校は2.9ポイント全国値を上回っているが、中学校は1.9ポイント下回っており、中学校における自己肯定感の向上に係る指導の充実が必要です。

不登校児童・生徒に対する外部機関との連携した支援に向けて、どの機関がどんな事案に対してどのように対応しているか、教職員全体で理解していく必要があります。

各学校は、自校のいじめ防止基本方針に則り、軽微な事案でも管理職及び自校の「いじめ対策委員会」に報告し、学校組織全体で取り組んでいます。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①全国学力・学習状況調査の「自分にはよいところがあると思う」と肯定的回答した割合	小学校 79.8% 中学校 74.3%	100%に近づける	100%に近づける
②どんな理由があっても、「いじめはいけない」と回答している割合	小学校 84.0% 中学校 76.9%	100%に近づける	100%に近づける

【出典：①・②全国学力・学習状況調査】

4 主な施策の方向性

(1) 人権教育及び道徳教育の推進

- 自己的人権を大切に、他者の人権を擁護しようとする意識や態度の育成を目指し、人権教育を推進します。また、考え議論する道徳科の授業を要として道徳性を養い、豊かな心を育む道徳教育を推進します。

(2) 不登校総合対策の一層の推進

- GIGAスクール構想の中で、一人一台のタブレット端末の環境を生かし、ICTを活用したオンライン学習と、家庭訪問等による対面指導を組み合わせ、学力を保障できるよう指導の工夫に取り組んでいきます。
- 学校は、フリースクール*等の活動内容を把握するため、積極的に他機関との連携を図り、児童・生徒の学校復帰を第一に考えるのではなく、個々に適した場所と連携を支援していきます。また、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携を図り、多角的なアセスメントに基づいた支援を行います。
- 自己肯定感や自尊感情を高める指導を行い、学校等を含めた地域の中で児童・生徒一人一人が自分自身を表現する場や役割を果たして活躍できる機会を意図的に設定する「居場所づくり」に努めます。
- 不登校生徒の学習環境、学習指導・支援の充実を図るため中学校不登校特例校の開設を引き続き目指していきます。

(3) いじめの未然防止と早期発見の対応に向けた取り組みの推進

- 「多摩市いじめ防止対策推進条例」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対応について、「学校いじめ防止委員会」の機能強化を図り、学校組織全体で取り組みます。

5 関連する主な計画

- 第二次多摩市教育振興プラン
- 不登校総合対策～一人ひとりの子どもたちに安心できる学校生活を～

政策 A 施策 8 健やかな体を育む教育の推進

1 施策の目指す姿

児童・生徒の健やかな体を育むために、健康で安全な生活習慣を重んじる人を育成する教育が行われています。

2 現状と課題

令和 3（2021）年度からの GIGA スクール構想の進展に伴い、児童・生徒は、タブレット端末等の ICT 機器を活用した教育活動を行っており、保護者からも機器の使用時間や使用時の注意点、目の健康等も心配されているところです。このようなことから、さらなる児童・生徒の健康増進や安全確保が必要となっています。また、近年では、子どもたちの食物アレルギーについても注目されており、学校給食の提供にあたって、食物アレルギーのある児童・生徒へのきめ細かい対応が求められています。

多摩市の子どもたちは、体力面で全国平均を下回る種目があり、体力の向上と学習習慣の確立に一層取り組む必要があります。東京 2020 オリンピック・パラリンピックでの経験も踏まえ、スポーツに取り組む機運醸成と体力向上を一層進めていくことが求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「運動やスポーツをすることが好き」と回答した割合			
・小 5	男 71.6% 女 59.7% <small>(令和 4(2022)年度調査より)</small>	100%に近づける	100%に近づける
・中 2	男 68.5% 女 45.8% <small>(令和 4(2022)年度調査より)</small>	100%に近づける	100%に近づける
②朝食を「食べている」と回答している割合			
・小 5	男 88.2% 女 86.9% <small>(令和 4(2022)年度調査より)</small>	100%に近づける	100%に近づける
・中 2	男 86.3% 女 78.9% <small>(令和 4(2022)年度調査より)</small>	100%に近づける	100%に近づける

【出典：①・②全国体力・運動能力、運動習慣等調査】

4 主な施策の方向性

(1) 健康教育の充実

- 児童・生徒の健康の保持増進のため、各種健康診断を適切に実施していくとともに、健康に対する意識の啓発を図ります。また、外部との連携を図りながら、性教育や、がん教育などの指導も継続します。
- ICT機器を活用する際の健康への注意点等を児童生徒や保護者、教職員等に周知します。
- アレルギー疾患に迅速かつ的確に対応するため、教育委員会、学校、保護者、学校給食センターの連携・協力体制を充実します。

(2) 食育の推進と安全・安心な美味しい学校給食の提供

- 食物アレルギーのある児童・生徒も安心して食べられ楽しんで過ごせる給食時間をつくるため、学校給食センターと各学校で連携して取り組みます。
- 児童・生徒が食に対する正しい知識を身につけ健康で健全な食生活が実現できるよう、学校と栄養教諭、学校給食センター栄養士が連携して、学校給食を通じた食育授業や食に関する指導を行います。また、食育などを通して、毎日朝食を食べる児童・生徒の割合を増加させます。
- 食品ロス*削減に配慮し、更に美味しく食べてもらえる献立をつくり学校給食の提供を行います。また、より高い水準に対応した給食サービスを実現するため、学校給食センターの建替えと運営を推進します。

(3) 体力向上に向けた教育活動の充実

- オリンピック・パラリンピック教育の「学校2020レガシー」の実践から、運動への興味・関心を高め、体育、保健体育の授業に留まらず、学校行事等と関連させた運動習慣の定着に向けた取組みの充実を図ります。

5 関連する主な計画

- 第二次多摩市教育振興プラン
- 多摩市学校保健計画
- 多摩市食育推進計画



都内一子育てにやさしいまちを目指して

■「こどもまんなか」子育ては、多摩市で！

多摩市に関わるみんなで子ども・若者を誰一人取り残さずに、大切にすまちを目指すため、令和4（2022）年4月に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を施行しました。食をきっかけとした新たなつながり・居場所として、地域のボランティアや社会福祉法人が運営している子ども食堂が市内各所で展開しています。

市民一人当たりの緑の多さ、26市中1位。また、まち全体が整備されており、遊歩道が多く、子どもたちが安心して歩けます。都心へも、郊外へもアクセスが良い、緑豊かな多摩市で暮らしてみませんか？



■園児にも保護者にもやさしいまち 幼稚園・保育園では・・・

市内の幼稚園では、全園で教育時間の他に預かり保育を実施しています。広々とした園庭ですくすく育ち、集団生活の基礎が身につきます。園により、未就学児向けのプレ保育や満3歳児クラスもあり、共働きの方にも幼稚園という選択肢をもつことができます。

市内の認可保育所では、全園に看護師を配置しているため、どこでも生後43日から入所できます。また、全園で自園調理を行っており、離乳食の時期から栄養士の考えたバランスの良いおいしいごはんが食べられます。令和5（2023）年4月からは、おむつの園での処理を開始し、保護者の持ち帰りがなくなりました。

■子どもの時間を大事にするまち 児童館や学童クラブ運営では・・・

児童館や学童クラブは「あそび」を通しての事業を柱としています。「あそび」の教育的意義として運動能力、情緒、社会性、協調性が育まれるという事ももちろんありますが、その「あそび」自体に、子どもが育つ中でとても重要性を持っています。大人には理解しようとしてもわからない、子どもが夢中で穴を掘ったり、石を拾い集めたり、何もしていない時間にも、育つ過程の中で守られるべき子どもの時間として、運営の中で大事にしています。

児童館では「あそび」を通し、地域の住民に垣根を低くするようにして、誰でも入りやすくすることで、多くの子どもや保護者を迎え入れ、利用者の変化や悩みに気づき、保護者の方と一緒に地域の活動等とつないでいくことで、地域ぐるみで子どもの育成環境をよりよくしていく役割を担っています。

そんな多摩市の児童館の運営は、市の職員（児童厚生員）が責任を持って運営を行っています。ここは多摩市がこだわって力を注ぎ、子どもを大事にしているところです。



第2章 政策B 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまちの実現

【健康、医療、介護、福祉】

<目指すまちの姿>

みんなが、住み慣れた地域で、いつまでも健康と幸せが備わった「健幸な生活」を楽しみ、安心して暮らし続けられるまちになっています。また、地域にライフステージに応じた保健、医療、介護、福祉サービスを受けられる身近な拠点が整っており、市民と関係機関が連携しています。さらに、年齢や障害のあるなしに関わらず、みんなが互いに認め合い、見守り支え合い、差別することなく助け合う関係が構築されています。

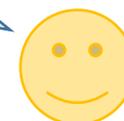
<施策>

- 施策1 予防から医療まで健康づくりと健康を支えるネットワーク
- 施策2 誰もが健幸で暮らしやすい地域づくり
- 施策3 地域生活における高齢者支援
- 施策4 障がい者（児）が安心して暮らせるまちづくり

<わたしたちの ACTION>

たとえば・・・

- ・福祉の現状にもっと目を向けます。
- ・健康な生活を続けるための生活習慣を実践します。
- ・身近な人が悩んでいた、困っているときには、自分から声掛けをします。
- ・様々な活動に参加して色々な世代の人と交流を図ります。
- ・理解を深めるため、障害のことについて家族で話します。



市民ワークショップ
参加者の声

政策 B 施策 1 予防から医療まで健康づくりと健康を支えるネットワーク

1 施策の目指す姿

豊かでいきいきとした毎日を送るため、市民自らが健康診査や各種検診などの受診、食事や運動などの健康づくりに取り組むとともに、必要な時に正しい情報を得て、適切な予防、適切な医療が受けられる体制が整っています。

2 現状と課題

健康はあらゆる活動の基盤であり、生涯を通じて健やかに暮らすために欠かすことのできないものです。一人ひとりが健やかに暮らすためには、「自分の健康は自分で守り、つくる」事を基本として、ライフステージに応じた市民の健康づくりを推進していくことが求められています。

健康づくりの推進のためには、健康づくりや医療、健康に関する正確な情報提供及び普及啓発、健康づくりに取り組める場の提供、定期的な健診（検診）受診のための環境整備、必要な予防接種が接種できる体制、受動喫煙防止対策の推進、さらには、平時から保健、医療、介護の連携体制の充実、各関係機関との連携のものと保健医療提供体制の確保などが必要です。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①自分が「とても健康」「まあまあ健康」だと感じている市民の割合	82.2%	83.0%	83.0%
②健康のために実践していることがある市民の割合	72.6%	70.0%以上	70.0%以上
③喫煙習慣がある市民のうち、受動喫煙に配慮している市民の割合	89.6%	90.0%	90.0%
④国民健康保険特定健康診査受診率	48.5%	58.0%	60.0%
⑤かかりつけ医師を持つ市民の割合	60.4%	62.5%	65.0%

【出典：①～③多摩市政世論調査 ④保険年金課 ⑤多摩市政世論調査】

4 主な施策の方向性

(1) 健康づくり活動のさらなる充実

- 健康教育・相談、健康診査、健康づくり推進事業、食育推進事業等、市民一人ひとりが生涯にわたって健康の維持・増進を図る取組みを推進します。
- 健幸まちづくり啓発情報誌の送付のほか民間企業等と連携して、健康づくりに無関心な層、関心があっても実際の行動に踏み出せていない層などが自ら健康づくりにとりむきかけとなる取組みを推進します

(2) 質の高いがん検診の実施とがん患者への支援 (がんの予防とがんと共生)

- がん検診受診率・要精検者の精密検査受診率を向上させる取組みの工夫や、精度管理の整備、原則として国の指針に準じた検診を実施し、科学的根拠に基づいたより質の高いがん検診が実施できる体制に取り組みます。また、生涯のうち2人に1人ががんに罹患すると推計される現在において、がんになっても安心して過ごすことができる社会の実現が重要です。治療を受けながら生活するがん患者の社会参加を応援するアピアランスケア*に取り組みます。

(3) 受動喫煙防止対策の推進

- 喫煙者に対して、禁煙治療費を一部助成するなどの対策や様々な普及啓発を実施し、特に子どもや妊婦、病気等で配慮が必要な人への受動喫煙を防止するための取組みを行い、たばこを吸う人も吸わない人も協力し合えるまちづくりを推進します。

(4) 保健・医療・介護の連携体制の充実

- 三次救急、二次救急、初期救急及び機関連携など救急医療体制の整備に努め、高度急性期から在宅医療までの地域完結型の医療提供体制の推進に取り組みます

- 将来的な医療、介護ニーズを踏まえ、多摩市における地域包括ケアシステム*を推進し、誰もが在宅で安心した生活を送ることができるための「多摩市版地域医療連携構想」を推進します。また、地域に密着し、健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介することができる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことを引き続き啓発します。歯科保健については、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の健康づくりに寄与することを目的として、令和6（2024）年度中の条例制定を目指します。
- 新型コロナウイルス感染症のような生命を脅かす可能性のある疾病や地震、水害等の有事の際、保健医療提供体制が確保されるよう平時より東京都や保健所、医療機関等との連携により体制の確保、充実に努めます。

(5) 予防接種の推進

- 感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防し、個人の発病及び重症化の予防のために、医療機関の協力のもと、定期予防接種の接種機会を安定的に確保し、円滑に実施します。
- 定期予防接種の接種体制の確保に努め、接種の種類や時期等をわかりやすく情報提供します。また、乳幼児健診等の機会を捉えて予防接種を勧奨します。

(6) 医療保険制度の適正な運営

- 「多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に基づき、保険者としてのマネジメントを強化し、国民健康保険制度の安定的な運営を図ります。また、国の公費負担割合の拡大とともに低所得者対策及び子育て世代の負担軽減の実施を、東京都市長会などを通じて国に働きかけます。

5 関連する主な計画

- 多摩市地域福祉計画
- 多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画
- 多摩市健幸まちづくり基本方針
- 多摩市食育推進計画

政策 B 施策 2 誰もが健幸で暮らしやすい地域づくり

1 施策の目指す姿

誰もが繋がり、認め合い、支え合いながら、みんなが笑顔でいきいきと暮らし続けています。

2 現状と課題

多摩市では、急速に進む高齢化や社会的孤立、地域コミュニティの担い手・支え手の不足、見守り、災害時の助け合いなど制度だけでは解決できない課題に対し、民生・児童委員*や自治会・町会等の地縁団体、多摩市社会福祉協議会による「地域福祉推進委員会」を支援し、地域住民が主体となって、課題の解決に向けた検討や活動に取り組んでいます。

近所付き合いの希薄化や孤立により、自殺やひきこもりのリスクが高まることが懸念されています。成年後見制度については、様々な機会を通じた普及・啓発が必要です。犯罪をした人の再犯率が高く、社会生活に復帰するためには社会全体の理解と協力が不可欠なことから、再犯防止に向けた理解の普及・啓発が重要です。

地域福祉計画策定時に実施した市民アンケートでは、不安や悩み、地域の問題や課題を相談できる相手がいないとの回答が2割となり、自ら相談しにくい方や単身の方への気づき、専門機関へつなげる体制が求められています。また、ひきこもりや8050問題など多様化、複雑化する課題への支援やアウトリーチによる課題の早期発見・支援が課題となっています。

様々な困難を抱える人たちが気軽に相談できる場が地域の中で求められています。誰もが日常生活上の不安や悩み事、課題などを安心して相談し、支援を受けられる相談支援体制の構築を図る必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①地域活動や行事、またはボランティア活動に「現在参加している」「これまでに参加したことがある」と回答した市民の割合	70.5%	75.0%	80.0%
②民生委員・児童委員の欠員地区ゼロを目指し、地域からの候補者選考を経て東京都に推薦を行う人数	92人	95人	112人
③多摩市内における自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数)	14.1人 (令和3(2021)年1月～12月の実績)	12.2人	9.3人
④福祉的配慮を必要とする成年後見制度利用者(利用予定者を含む)	22人	30人	35人

【出典：①多摩市政世論調査 ②福祉総務課 ③警察庁自殺統計 ④福祉総務課】

4 主な施策の方向性

(1) 地域の包括的なネットワークを充実する

- 地域福祉推進委員会や多摩市社会福祉協議会をはじめとする、地域の多様な主体の活動と連携し、地域の包括的なネットワークの充実を推進します。
- 民生委員・児童委員の欠員の解消に取組み、適切な福祉サービスや関係機関への情報提供、訪問等の活動を通じて、地域の誰もが安心してすごせるよう見守り活動を行います。

(2) 多様な支援を推進する

- 生活困窮や自殺対策、権利擁護、再犯防止に向けた取組みをはじめ、防災・防犯体制の強化や多様性の尊重・ユニバーサルデザインなど、個別の福祉分野における支援にとどまらない、多様な視点と地域連携による支援を推進します。
- 本人・関係者が早期の段階から任意後見制度や補助・保佐・後見人等、必要に応じ選択することができるよう市民の権利擁護意識の普及啓発に取り組めます。

(3) 地域で課題に向き合い・寄りそう

- 多様化・複雑化する課題への対応に向けて、重層的な支援体制の充実を図るとともに、アウトリーチによる課題の早期発見・支援と、地域を支える人材育成を推進します。
- 重層的支援体制整備事業*の実施により、多摩市版地域包括ケアシステムの取組みを強化します。

(4) 困難を抱える当事者や家族を見守り・支える

- 困難を抱える当事者だけでなく、その家族や保護者を、地域全体の力を合わせて見守り支えることで、安心して暮らせる生活の基盤づくりを推進します。
- 日常生活で様々な困難を抱える生活保護受給者に対し、金銭管理支援事業、就労支援事業、健康管理支援事業等を実施し、日常生活の支援及び自立の促進を図ります。
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、女性であることにより様々な困難な問題を抱える女性に対し、相談窓口の周知を図り、関係機関等と連携して早期から切れ目なく支援を行います。

5 関連する主な計画

- 多摩市地域福祉計画
- いのちとこころのサポートプラン（多摩市自殺対策推進計画）
- 多摩市再犯防止推進計画
- 多摩市女と男がともに生きる行動計画
- 多摩市健幸まちづくり基本方針

政策 B 施策 3 地域生活における高齢者支援

1 施策の目指す姿

地域における介護予防・介護・医療・住まい・生活支援・見守りなどの取組みを通じて、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしています。

2 現状と課題

本市の令和5（2023）年4月1日現在の高齢化率は、29.3%となっているとともに高齢者単身世帯は17.0%、高齢者のみの世帯は12.7%と合わせて29.7%にも及んでいます。また、前期高齢者の割合は44.2%、後期高齢者の割合は55.8%と既に後期高齢者の割合が多くなっており、今後この傾向が加速度的に進むと想定されています。

このようなさらなる高齢化の進展に伴い、要介護認定率、認知症高齢者割合がさらに増加していくと想定されるなか、地域における介護予防・介護・医療・住まい・生活支援・見守りなどの取組みを地域で一体的に進めていく必要があります。

特に介護予防では、介護予防リーダーによる地域介護予防教室を中心として、TFPP（TAMAフレイル予防プロジェクト）、うんどう教室などを有機的に連動した取組みを進めて行くことは不可欠です。また、認知症は誰もがなりうることから、認知症になってもより良い環境で自分らしく暮らし続けることが出来るように、認知症サポーターを中心とした地域で見守り、認知症の人が尊厳と希望を持って生活できる環境を整えなければなりません。

さらに介護状態になった時でも地域で安心した医療・介護による療養が受けられる取組みや自身の終末期の在り方を考える「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」の取組みなどが求められてきます。

介護保険サービスでは、「高齢者の尊厳と自立」を支援する介護保険制度の基本的理念の考え方を基本に置き、市民や介護保険事業者等の関係者との相互理解と協力を得ながら、介護を社会全体で支えていく介護保険事業を適切に実施して必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①地域介護予防教室延べ参加者数	13,000人	20,000人	42,000人
②認知症サポーター養成講座受講者数	14,721人	17,200人	20,200人
③在宅療養支援窓口相談実件数	93件	115件	145件

【出典：①～③高齢支援課】

地域介護予防教室の参加者数の推移



4 主な施策の方向性

(1) 介護予防・他世代交流の推進

- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、日頃から健康づくりを心がけることが大切であり、いつまでも健康的な生活が続けられるように、介護予防・フレイル予防を推進していきます。また介護サービスだけでなく、日常生活を支援する体制の整備や、高齢者が地域の中で役割や生きがいを持って暮らしていけるよう、高齢者の社会参加や他世代との交流を促進します。

さらに、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献を行う「介護ボランティアポイント制度」や、スポーツや体操などの健康活動や趣味等を通して生きがいと健康づくり、見守り活動を行う「老人クラブ」への活動を支援します。また、シルバー人材センターでは、高齢者の就労の機会を提供しているため、高齢者が地域で活躍できるよう、シルバー人材センターへの支援を行います。

(2) 高齢者の介護・医療・住まい・生活支援・見守り対策の強化

- 高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が想定されるなか、複雑化・多様化したニーズに対応する包括的なサービスの提供体制の整備が必要です。そのため、地域包括支援センターや医療事業者・介護事業者を始めとした地域の関係機関との連携を強化するとともに地域ケア会議や多摩市版地域ケアネットワーク会議などを通じて、住民同士が世代や分野を超えて、見守り合い支え合う地域共生社会を目指していきます。

(3) 認知症施策の推進

- 国が策定した認知症施策推進大綱を基に、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指します。具体的には、認知症の正しい知識の普及啓発と本人発信支援、認知症の予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加等を推進していきます。

(4) 日常生活を支援する体制の整備

- 支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

(5) 介護保険サービスの推進

- 高齢者の介護を社会全体で支え合う介護保険制度を円滑に運営するため、多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスの質の向上や介護人材の確保、介護給付の適正化の推進などに取り組みます。

5 関連する主な計画

- 第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 多摩市健幸まちづくり基本方針



政策 B 施策 4 障がい者（児）が安心して暮らせるまちづくり

1 施策の目指す姿

障がいのある方の人権が尊重され、個々の状況に応じた支援を受けながら、地域で生きがい・役割を持ち、自分らしく安心して暮らすことのできる環境が**整っています**。

2 現状と課題

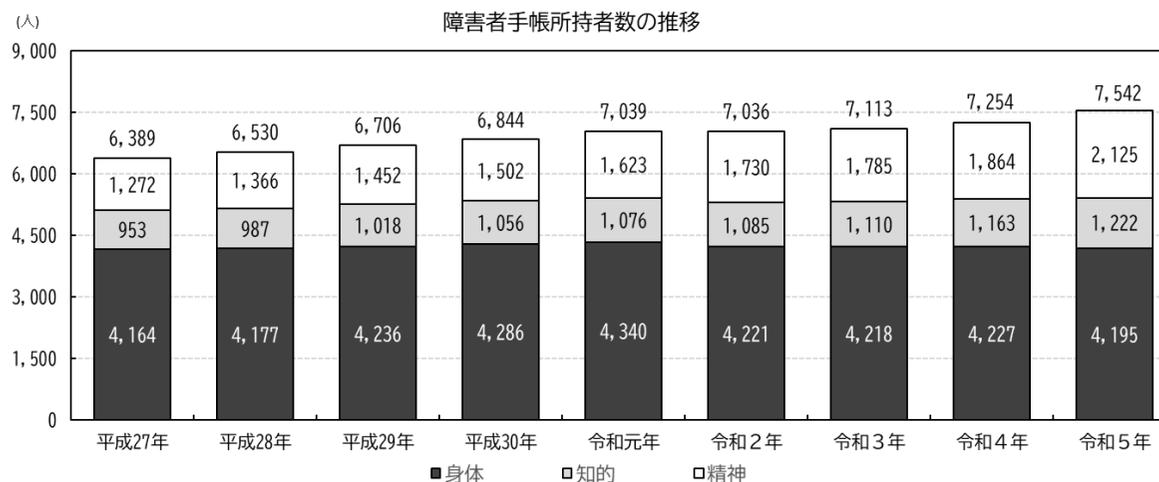
近年、障害の認知の社会的広がり、ライフスタイルの変化等に伴い、障がい者（児）数の増加や支援ニーズの多様化が進んでいます。また、障がい者や支援する家族等の高齢化、障害の重度化が進んでいます。そうした中、医療的ケア児（者）・発達支援が必要な子どもへの支援の充実や「親亡き後」の対応等が課題となっています。今後、関係機関と連携の上、課題解決に向けた地域における支援体制づくり等を進める**ことが求められます**。

また、令和2（2020）年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を施行しましたが、障がいのある方は、未だに日常生活で差別・偏見等を感じている状況があり、更なる障害理解・差別解消の取組みを進める必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①障がいのある方が現在の住まいにこれからも「住み続ける」「将来市内で転居する」と回答している割合	68.9% (令和2年度調査)	74.9%	80.9%
②障がいのある方やその家族が日常生活の中で障がい者への差別等を「ほとんど感じない」「全く感じない」割合	55.9% (令和2年度調査)	61.9%	67.9%

【出典：①・②多摩市障がい者生活実態調査】



4 主な施策の方向性

(1) 個々に応じた適切な支援の提供

- 障がい者（児）が地域で安心して暮らすにあたって、生活上の困りごとやサービス利用等について、本人の特性や置かれている環境等を踏まえた助言・援助が行えるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者（児）やその家族の多様なニーズに対応できるよう、障害の重度化・高齢化への対応や障がい児への療育の充実等を含めたサービス体制の整備を推進するとともに、障がい者の就労機会の拡大及び就職後の職場定着支援等を通じた就労支援の充実を図ります。
- 将来にわたり安定的に必要な支援を行えるよう、国や東京都、事業者等と連携・協力の上、多様な活動の場（障がい児の療育の場、障がい者の日中活動の場、親亡き後の生活の場）の確保、サービスを担う人材育成・確保等に取り組みます。

(2) 地域における支援体制の構築

- ライフステージに応じた必要な支援を行うために、地域の保健・医療・教育等の関係機関との連携による支援体制を強化します。
- 特に、発達支援が必要な児童が、早期に適切な支援が受けられるよう、地域における発達支援体制の構築を検討します。また、医療的ケア児（者）への支援体制の構築、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築、これまでの制度では支援が行き届いていなかった障害への対応等必要な体制を整備します。

(3) 障害への理解・差別解消の促進

- 「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づき設置した多摩市差別解消支援地域協議会等を中心として、更なる障害理解・差別解消の取組みを進めます。
- 手話を言語として使用する方が、手話により自立した生活を営み、社会参加し、暮らしやすい地域をつくるために、「（仮称）多摩市手話言語条例」の制定に向けた取組みを進めます。

5 関連する主な計画

- 多摩市障がい者基本計画
- 多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画
- 多摩市健幸まちづくり基本方針



「差別解消条例」啓発ポスター



多摩市は連携して支えます！

市では、何らかの困難に直面する市民に対し、「きづく・つなぐ」を意識しながら適切な支援を切れ目なく一体的に行うことを目的として、「多摩市版地域包括ケアシステム」の実現に向けて取り組みを進めています。令和4年度からは、複合化・複雑化した課題を抱え、分野別・対象者別の相談支援体制では対応が困難な市民に対して、多機関が横断的に連携して適切な支援に結び付け、また、これらの課題に対する包括的な相談支援体制の構築を行うことを目的として「多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会」を設置し、具体的取り組みとして連携した支援に必要な情報の交換や、地域ごとの支援者の関係強化等に取り組んでいます。

相談先の一例	連絡先
<p>高齢者に関する総合相談</p> <p>高齢者とその家族を対象に、医療・介護・福祉等について、各地域包括支援センターが専門職による総合相談を行います。</p> <p>■各地域包括支援センターの担当地区</p> <p>【西部】：東寺方（3丁目を除く）・落川・百草・和田（3丁目を除く）・桜ヶ丘・関戸6丁目・貝取（地番）</p> <p>【東部】：連光寺・聖ヶ丘・馬引沢・諏訪</p> <p>【多摩センター】：落合・鶴牧・南野2～3丁目・唐木田・中沢・山王下</p> <p>【中部】：永山2～7丁目・貝取2～5丁目・豊ヶ丘2～6丁目・南野1丁目</p> <p>【北部】：関戸1～5丁目・一ノ宮</p> <p>【北部地域包括支援センター愛宕支所】：愛宕・東寺方3丁目・和田3丁目・乞田・永山1丁目・貝取1丁目・豊ヶ丘1丁目</p>	<p>地域包括支援センター</p> <p>【西部】：Tel.389-8850</p> <p>【東部】：Tel.373-7850</p> <p>【多摩センター】：Tel.376-2941</p> <p>【中部】：Tel.375-0017</p> <p>【北部】：Tel.357-3711</p> <p>【北部地域包括支援センター愛宕支所】：Tel.319-6411</p>

相談先の一例	連絡先
<p>子どもと家庭に関する総合相談</p> <p>0歳からおおむね18歳までの子どもとその家庭に関する相談を受け付けています（虐待に関する相談にも応じます）。</p> <p>また、子育てひろば（地域子育て支援拠点）でも子育てに関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。</p>	<p>子ども家庭支援センター「たまっこ」</p> <p>Tel.355-3777</p>
<p>しごと・くらしの悩みごと相談（しごと・くらしサポートステーション）</p> <p>ひきこもりの方への支援、就労のための準備、就労、家計改善、その他生活にお困り事を抱える世帯の自立に向けた各支援を行っています。求職活動期間中の家賃相当分の給付もあります（要件あり）。</p>	<p>しごと・くらしサポートステーション</p> <p>永山1-5</p> <p>ベルブ永山2階</p> <p>Tel.338-6942</p> <p>【要予約】</p>
<p>障害に関する相談、各種サービスの利用支援</p> <p>障害福祉課では、障害者手帳、各種手当、医療費助成の申請支援や各種サービスの利用支援等を行っています。地域活動支援センターでは、障がい者とその家族を対象に、地域での生活支援と自立を図るための相談支援を行っています。</p>	<p>障害福祉課</p> <p>Tel.338-6847</p> <p>地域活動支援センター「あんど」Tel.356-0307</p> <p>「のーま」Tel.311-2300</p>
<p>女性を取り巻く悩みなんでも相談</p> <p>自分の人生や家族のこと、職場等での人間関係、DVに関することなど、女性を取り巻くさまざまな悩みについて、専門の女性相談員が面接または電話にて相談を受け付けています。</p>	<p>TAMA 女性センター</p> <p>関戸4-72 ヴィータ・コミュニエーネ7階</p> <p>Tel.355-2110</p> <p>【面接相談は要予約】</p>

（注）相談先は代表的な連絡先を記載しており、ご相談内容によっては適切な担当先にご案内させていただく場合がございます。そのほかの相談窓口は、右記の市公式ホームページへ。

第3章 政策C 地域で学び合い、活動し、交流しているまちの実現

【市民活動、コミュニティ、生涯学習・社会教育、文化】

<目指すまちの姿>

みんなが、互いの個性を認め、人権を尊重し合い、交流しながら、平和で心豊かに安心して暮らせるコミュニティが形成されています。

地域の中で活動する団体や人がつながり合い、支え合えるしくみがあり、これによって、新たな活動が生まれ増えていく多世代共生型コミュニティが実現しています。

生涯学習・社会教育活動、スポーツの場や機会が確保され、活動の成果を活かし、みんなが成長できるまちになっています。

伝統的な地域文化の継承や新たな文化の創造と発信により、みんなが文化芸術に出会い、楽しみ、さらに文化芸術を創り出せるまちになっています。

<施策>

- 施策1 平和の希求と人権の尊重・男女平等の推進
- 施策2 交流による多文化共生社会の醸成
- 施策3 多世代共生型のコミュニティづくりの推進
- 施策4 学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進
- 施策5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実
- 施策6 スポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくり
- 施策7 文化芸術が身近にあるまちづくりの推進

<わたしたちの ACTION>

たとえば・・・

- ・平和についてもっと考えます。
- ・地域には色々なエキスパートがいるので、その人たちに活躍してもらいます。
- ・市や地域の将来を考えるような会に積極的に参加します。
- ・生涯を通じてスポーツ活動を楽しみます。



市民ワークショップ
参加者の声

政策 C 施策 1 平和の希求と人権の尊重・男女平等の推進

1 施策の目指す姿

心豊かにいきいきと暮らせるまちであるために、市民一人ひとりが世界の恒久平和の実現に向けて努めるとともに、互いに人権を尊重し合い、差別をなくす土壌がつけられています。また、あらゆる分野において男女が共に参画し活動することで、すべての人にとって住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現しています。

2 現状と課題

本市では、様々な世代・立場の方が個人や団体あるいは地域といった中で多様な活動を行っています。その基盤となる世界平和・人権尊重・男女平等参画といった基本的理念を共有・浸透させる必要があります。

世界の恒久平和に向け、平成23（2011）年11月1日に「多摩市非核平和都市宣言」を行い、「多摩市平和展」や「子ども被爆地派遣事業」で戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に継承すべく、事業を展開しています。

社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、インターネットによる人権侵害といった人権に関する新たな課題も生じてきています。また、障害、高齢、同和地区出身、性別、性的指向・性自認、外国人であることを理由とする偏見や差別だけでなく、文化や価値観の違いなどで不当な差別を受けることなく、全ての人々の人権が尊重される共生社会の実現に取り組んでいくことが求められます。

また、平成21（2009）年には「多摩市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者やそのご家族への相談・支援や犯罪被害に対する市民理解を深めるための啓発活動を通じて、犯罪被害者等への支援は社会全体の責任であるという認識は高まってきましたが、まだ十分ではありません。犯罪被害者等が1日も早く平穏な生活を取り戻すためには周囲の方々の理解と支援が必要です。

すべての人にとって住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会の実現には、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消することが重要です。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①平和展の参加者アンケートで「平和への意識が深まった」と回答した市民の割合	—	90.0%以上	90.0%以上
②「市民が平和に暮らせる（差別や人権侵害がない）まち」であるかの設問に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	41.4%	45.0%	50.0%
③男女の地位の平等感について「平等になっている」と回答した市民の割合	18.4%	25.0%	30.0%

【出典：①平和・人権課 ②・③多摩市政世論調査】



4 主な施策の方向性

(1) 平和事業の充実

- 戦争を体験した世代が減少し、次世代に平和の大切さを継承していくことがさらに求められているなかで、「多摩市平和展」や「子ども被爆地派遣事業」において、若い世代の参画を促進し、戦争の悲惨さと平和の尊さを若い世代をはじめあらゆる世代へ伝えます。
- 平和首長会議、日本非核平和都市宣言自治体協議会への参加を通して、全国の自治体と連携し、地域での平和意識の醸成を図っていきます。

(2) 人権課題に対する取組みの推進

- 人権擁護委員や法務局等の関係機関と連携しながら、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に基づき、人権問題への市民の理解を促し、人権尊重の意識を醸成するため、複雑・多様化する様々な人権問題について、一層効果的で多様な学習の機会を提供していきます。
- 犯罪被害者やその家族が、住み慣れた地域で被害後の心身の状況にあわせた支援を受けられるよう、犯罪被害に対する市民理解を深めるための啓発や相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携、庁内での横断的な連携を強化します。

(3) 男女平等参画社会の実現に向けた取組み

- 真の男女平等参画社会の実現に向けて、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」、「多摩市女と男が共に生きる行動計画」に基づく取組みを推進していきます。また、男女平等世界一のアイスランド共和国から先進的な事例や効果的な施策を学びます。
- 多摩市女と男がともに生きる行動計画は、性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現を目指し、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、ワーク・ライフ・バランスの実現とあらゆる分野における女性活躍の推進、DV 等のあらゆる暴力の根絶のための施策を展開しています。
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、国や都の動向も踏まえながら、講じるべき施策を検討します。

5 関連する主な計画

- 多摩市女と男がともに生きる行動計画



政策 C 施策 2 交流による多文化共生社会の醸成

1 施策の目指す姿

様々な国・地域の人々との交流を通じて、市民が豊かな心をはぐむことにより、いきいきとした地域が形成されるとともに、国籍などの異なる人々が互いの違いを認め合い、地域社会の一員として共に安心して暮らせる多文化共生社会が実現しています。

2 現状と課題

様々な交流事業を通して、友好都市の文化や取組みを学ぶとともに、相互理解を深め、多様な主体による市民レベルの交流が行われています。今後、より幅広い年齢層の市民と友好都市や他市の住民が交流を深めるための取組が必要です。

アイスランド共和国のホストタウンとして、駐日アイスランド大使館との友好協力関係に関する覚書に基づき、より多くの市民にアイスランド共和国を知ってもらい、またアイスランド国民にも多摩市のことを知る機会を提供することが友好関係を築くために必要です。

増加傾向にある在住外国人の状況に対し、地域の一員として安心して暮らせるように、生活課題やニーズを把握し、適切に対応していくことが求められています。



3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①都市交流推進事業への市民の参加者数	225 人	250 人	250 人
②アイスランド交流事業への市民の参加者数	33 人 (令和 4 (2022) 年度)	100 人	300 人
③国際化推進事業への市民の参加者数	3,608 人	5,800 人	10,000 人
④日本語教室への在住外国人の参加者数	2,233 人	3,500 人	6,500 人

【出典：①～④文化・生涯学習推進課】

4 主な施策の方向性

(1) 友好都市との交流促進

- 友好都市長野県富士見町のほか、他市の歴史や文化等を理解し、市民同士の自発的な交流を促すためのきっかけとなる多様な活動を実施します。

(2) アイスランド共和国との友好関係構築

- アイスランド共和国から、男女平等や持続可能な開発等、同国が行っている先進的な取組みを学び、ホストタウンとして、友好を深めることを目指し、様々な事業を展開します。

(3) 多文化共生社会の実現に向けた取組みの推進

- 日本語を母語としない人を対象として、多言語翻訳・通訳タブレットを活用した窓口対応や、やさしい日本語の普及の取組を進め、情報格差の解消を図るとともに、国籍や民族等の違いに関わらず、誰もが地域の一員として活躍・交流できる機会や場を創出します。令和6（2024）年度に策定予定の（仮称）多文化共生推進基本方針に基づき、これらの取組みを推進し、多文化共生社会の実現を目指します。

5 関連する主な計画

- （仮称）多文化共生推進基本方針



政策 C 施策 3 多世代共生型のコミュニティづくりの推進

1 施策の目指す姿

仕事や子育てと両立しながら、自分のスキルや興味を地域で活かせるしくみ・しかけがあることで、子どもからシニア世代まで、多様な世代が地域活動に関わり、つながり合い、ともに支え合っているコミュニティが形成されています。

2 現状と課題

高齢化の進行、ライフスタイルや働き方の変化、地域課題の複雑化に加え、コロナ禍の影響を受け、市民の皆さんの意識や行動様式が大きく変化したことで、様々な分野で、担い手・支え手不足、後継者不足が顕在化し、組織や活動が存続の危機に瀕するケースも発生しています。

今後も、市民主体のまちづくり、地域づくりを進めていくためには、子どもからシニア世代まで、子育て中や働きながらでも、また、従来は支えられる立場にあった人たちも含めて、誰もがまちづくりや地域づくりに参加でき、それが楽しいと思えるような、新たな「しくみ・しかけ」をつくることで、多世代共生型のコミュニティをつくり、これが広がっていくことで、地域課題の解決になり、さらには、新たなまちの魅力や地域の価値の創造につながるようになると思います。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①「(仮)協創スタッフ(専任職員)」が配置されたことで実現した新たな事業(プロジェクト)の数	—	20 事業	100 事業
②中間支援機能を担う団体による伴走支援によって実現した新たな事業(プロジェクト)の数	—	20 事業	100 事業
③多活動マッチング型の地域プラットフォームができたことで実現した新たな事業(プロジェクト)の数	—	20 事業	100 事業

【出典：①～③市民参画の実績調査】

4 主な施策の方向性

(1) 地域で活動する人・団体を応援するしくみの導入【支える】

- (仮)協創スタッフ(専任職員)、(仮)協創サポーター(若手職員)を配置し、地域の多様な活動を市としても応援する体制をつくるとともに、そのような人材を育成するための研修を実施します。また、中間支援機能を担う団体を育成し、地域発の多様な活動を、団体のネットワークなどで伴走支援する体制をつくります。

(2) 地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくり【つなぐ】

- 多世代への呼びかけによる地域でのワークショップを開催することで、既に地域で活動している組織・団体と、新たに何か地域で活動してみたいという人をマッチングさせたり、スキルや興味が同じ人同士が新たな活動を始めてみる機会をつくるなど、多様な活動をマッチングする場や機会をつくります。

(3) 新たな地域人材を発掘・育成するしかけづくり【掘り起こす】

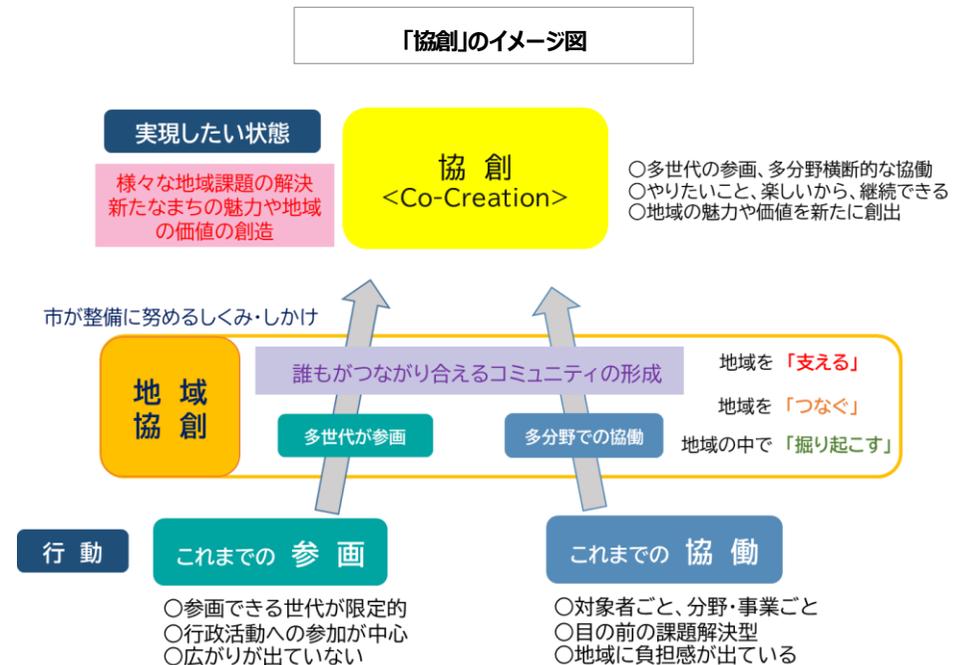
- IT ツールを活用し、地域参加をポイント化するなどして可視化し、そのポイントを地域通貨として使用できるしくみを導入することにより、大学生や若い世代の地域参加を促進します。また、わがまち学習講座などの市主催の講座、大学の公開講座・市民講座など、地域やまちづくりに関心を持つきっかけづくりとなる場・機会を多く提供します。

(4) 既存の活動等の活性化、環境整備

- 自治会・管理組合による地縁に基づく自治活動、NPO や市民団体によるテーマ型の活動、コミュニティセンターや公民館でのサークル活動など、様々な地域活動・市民活動が、多世代・他分野にわたって活発にされるよう、ハード・ソフトの両面での環境整備を進めます。

5 関連する主な計画

- 多摩市自治基本条例、施行規則
- 多摩市非営利団体との協働に関する指針
- 第4次多摩市生涯学習推進計画
- 多摩市地域福祉計画
- 第二次多摩市教育振興プラン



政策 C 施策 4 学びや学びあいからはじまる地域づくりの推進

1 施策の目指す姿

市民一人ひとりが自分にあった学びを楽しみ、学びや学びあいを通じて市民同士の交流が生まれより豊かな人生を送るために、誰もが学習する場や機会に恵まれ、地域とのかかわりの中でより良い地域コミュニティが醸成された「学びあいがつむぐ“健幸”なまち」が実現されています。

2 現状と課題

令和3（2021）年度までは、新型コロナウイルスの影響を受け、多くの事業やイベントが中止・延期となりましたが、動画配信等を通じて学びや情報提供を行っています。対面によるつながりの希薄化が懸念される中で、今後、市民同士の助け合いや地域の関わり合いを考えて行くことが求められています。

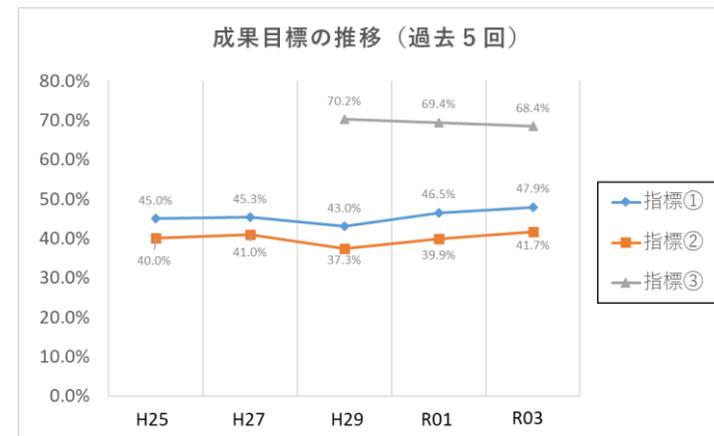
少子化が進む中、若者世代・子育て世代の流入と定住に向けて、子どもや子育て世代にとって魅力あるまちづくりに関わる市民の多様な取組みを応援していくことや、世代間で交流し、相互に学びあう場や機会づくりが求められています。

少子高齢化社会を迎える中で、住民主体の健康づくりや居場所づくりのための学びや取組みを地域に広げていくことが求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①「地域の支え合いにより、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちだと思いますか」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	47.9%	継続的な向上	継続的な向上
②「文化活動やスポーツをするための環境がよいまちだと思いますか」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	41.7%	継続的な向上	継続的な向上
③1年間に生涯学習をしたことがあると回答した市民の割合	68.4%	継続的な向上	継続的な向上

【出典：①～③多摩市政世論調査】



4 主な施策の方向性

(1) 誰もが一步をふみだせるまち

- 生涯学習活動への一步をふみだせるまちを目指し、誰もが人とふれあうことや地域との関わりを持つとすることができる場や機会をつくれます。例えば、自身の健康等に関する悩み事などを市民同士が話し合い、解決に向けた取組みに踏み出せるよう、相談の場づくりを広げます。

(2) 人と人がつながり認め合うまち

- 人と人がつながり、相互に認め助け合える共生のまちを目指し、地域の多様な活動をサポートし、誰もが学習にアクセスできる機会づくりを推進します。例えば、地域で活動する団体と連携した様々な活動によるつながりづくりや、学びの場の提供、環境の整備を通して人と人をつなぐサポートに取り組みます。

(3) いつでもどこでも自分を高められるまち

- 多様化するライフスタイルと学びへのニーズをふまえ、地域のボランティア活動や市民活動、大学・社会教育施設等と連携しながら、生活環境の変化に応じた学びをサポートします。例えば、市民活動やボランティア活動に気軽に参加できる仕組みや大学と連携した市民の主体的な学びのサポートを進めるほか、オンラインでの学習サポートなど、ライフスタイル、国籍や障害の有無などに関わらず誰もが参加できる学習の機会づくりを進めます。

(4) 学びあいと協働でかがやくまち

- 誰もが輝けるまちをつくるため、市民、民間、行政が連携・協働し、多世代での学びを推進するとともに、持続可能で元気な多摩市らしい学びの輪を広げます。例えば、市民協働の機会づくりとして、市民、民間、行政が一体となって行う四季折々のイベントや事業のサポートを進めます。

5 関連する主な計画

- 第4次多摩市生涯学習推進計画



政策 C 施策 5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

1 施策の目指す姿

生涯を通じて知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する多様な学び・交流の機会が溢れ、いつでも自己の充実や生活の向上につながる知識・技能の習得が可能で、市民が互いに学び・交流する中で地域や生活の課題解決につながる**取り組みがまち全体に広が**っています。

2 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響から社会教育・生涯学習活動から離れた市民や活動を休止・中止した団体があることから、市民や休止団体の活動再開に向けた様々なサポートや新たな活動団体のスタート支援が求められている。

また、少子高齢社会の中で、今まで以上に様々な場面で世代を超えた交流活動の充実を図る必要性が高まっている。



3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①学校開放・クラブハウス利用件数	10,593 件	19,300 件	20,000 件
②八ヶ岳少年自然の家の延利用者数	11,602 人	22,000 人	23,000 人
③文化財施設の延来館者数 (※1)	49,083 人	51,450 人	54,000 人
④公民館利用者数	77,668 人	200,000 人	200,000 人
⑤図書館利用者カード登録者数 (※2)	45,107 人	52,000 人	54,400 人

【出典：①・②教育振興課（社会教育担当） ③教育振興課（文化財担当） ④公民館 ⑤図書館】

※1 文化財施設：5 施設（多摩ふるさと資料館、旧多摩聖蹟記念館、旧有山家、旧叻藤家、旧富澤家）

※2「図書館利用者カード登録者数」は、「有効登録者」の数値とし、登録者の中で 2 年以上図書館利用がない数は除いている

4 主な施策の方向性

(1) 社会教育の振興

- 市民が気軽に参加・活動できるイベントや、公民館や図書館をはじめとする社会教育施設における取組みの充実を図ります。さらに、大学や事業者等と連携した事業の推進に取り組みます。

(2) 家庭教育や子どもの理解に関する学習機会等の充実

- 子育ての中で保護者が孤立したり一人で困難を抱え込むことのないよう、社会教育・生涯学習施設を中心に多様な主体との連携による学習環境や仲間づくりの場を提供し充実することで、家庭教育の支援と地域の教育力向上を図ります。

(3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実

- 小中学生をはじめ市民に貴重な自然体験及び集団生活の場を提供する八ヶ岳少年自然の家のサービスの充実と幅広い利用者の開拓に向けた取組みを進めます。
- 豊富な資料・情報を揃えた中央図書館を中核とし、駅前拠点図書館、地域図書館、学校図書館、児童館や保育園などのアウトリーチサービスの拠点をつなぐ、市内全域の図書館ネットワークのもと、市民の読書、学び、課題解決を支援します。

(4) 文化・歴史学習の充実

- 文化財施設や指定文化財等を活用して、郷土の文化に対する市民理解の促進に取り組み、後世に継承するとともに、指定・登録文化財を中心に文化財の更なる活用に向けた検討を進めます。

(5) 地域活動の支援

- 市民が身近に文化・スポーツ活動を楽しめる学校施設やクラブハウスについて、学校教育に支障のない範囲で利用しやすい環境づくりに努め、地域団体の活動を支援します。

5 関連する主な計画

- 第二次多摩市教育振興プラン
- 多摩市読書活動振興計画



政策 C 施策 6 スポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくり

1 施策の目指す姿

スポーツがきっかけとなって市民一人ひとりの健康づくりが促進されるとともに、地域資源を活かしながら多様な文化が融合につながることで、人も地域も活気のあるまちが実現しています。

2 現状と課題

スポーツの実施頻度については、この1年間でスポーツを実施した人のうち、50.7%の市民が「週1回以上」と回答しています。年齢別でみると、男性女性ともに10代と60代以上の実施頻度が高い一方で、20代～50代のスポーツ実施頻度が低い傾向にあります。

市民の自主性を尊重し、自発的な取組みを支援できるよう、市民の興味・関心のあるスポーツが持続的にできる環境整備や働く世代、健康無関心層など、日頃スポーツに触れていない市民が自主的にスポーツに触れたいくなるような取組みが課題となっています。

多摩市の特色あるスポーツ施設は、スポーツ活動を通じたコミュニティの醸成やスポーツの推進、市民の健康増進が行われるなど、その役割を果たしてきました。一方で、このような施設の老朽化も進行していることや市民のライフスタイルの変化などに対応していくことが求められています。



3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①週 1 回以上スポーツをしている	50.7%	60.0%	70.0%
②スポーツ観戦者数	553 人	1600 人	2200 人
③スポーツボランティア参加者数	—	350 人	700 人

【出典：①多摩市政世論調査 ②・③スポーツ振興課】

「スポーツ」とは

多摩市スポーツ推進計画では、ルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、健康づくりのウォーキングや体操、介護予防のトレーニング、子ども同士や親子での遊び、学校での体育活動、体操やダンスなどの身体活動、自然に親しむ野外活動やレクリエーションなども含めて、スポーツとして定義しています。

4 主な施策の方向性

(1) スポーツに触れる

- スポーツ観戦をきっかけに、経験したことのないスポーツに挑戦したり、地元のアスリートと交流することで、スポーツから遠ざかっている市民が関心を持つなど、市民がスポーツの魅力をを感じる機会をつくります。

(2) スポーツを継続する

- 体育協会をはじめ、地域のスポーツ団体、住民有志で運営している活動まで、地域のスポーツを支える幅広い活動が自立的・継続的に運営されるよう支援に努めます。スポーツ推進委員・大学・事業者等と連携して、地域でのスポーツ活動を支援します。中学校部活動の地域連携や地域移行については、国や都のガイドラインを踏まえ、教育委員会と市長部局が協働し、地域連携や地域移行の在り方を検討します。

(3) スポーツライフを創出する

- 体を動かすこと、みること、応援することなどを一緒に体験することは、世代を超えた仲間づくりのきっかけになります。スポーツを通じた交流により、多くの仲間が生まれるような取組みを進めていきます。スポーツに触れる、楽しむ、継続するなどの取組みを進めることで、身体面の健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちづくりを推進します。

(4) スポーツ活動を支える環境整備

- すべての人が安心して利用できるスポーツ施設として運用できる環境づくりを行っていきます。そのため、計画的な更新等を行っていきます。

(5) オリンピック・パラリンピックのレガシー

- 東京 2020 大会で高まった地域でスポーツイベント等を盛り上げていく機運を一過性のものとせず将来へつなげていくため、市民によるボランティア活動を支援する取組みを推進するとともに、大会を契機に認知度が上がった年齢や障がいの有無に関わらず誰もが楽しめるユニバーサルスポーツを通じた共生社会の推進を図ります。

5 関連する主な計画

- 多摩市スポーツ推進計画
- 第4次多摩市生涯学習推進計画
- 多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画



政策 C 施策 7 文化芸術が身近にあるまちづくりの推進

1 施策の目指す姿

身近な生活の中に、文化芸術があり、いつでも、だれでも文化芸術を受け止め、楽しみ、創り、表現することができるまちとなっており、乳幼児期から日常的に多様な文化芸術に親しむくらしがまち全体に広がっています。

2 現状と課題

パルテノン多摩や市内各所で行われる文化芸術活動やイベントに関する情報が市民に十分に行き届いていないため、市民が情報収集しやすい仕組みの構築が課題です。

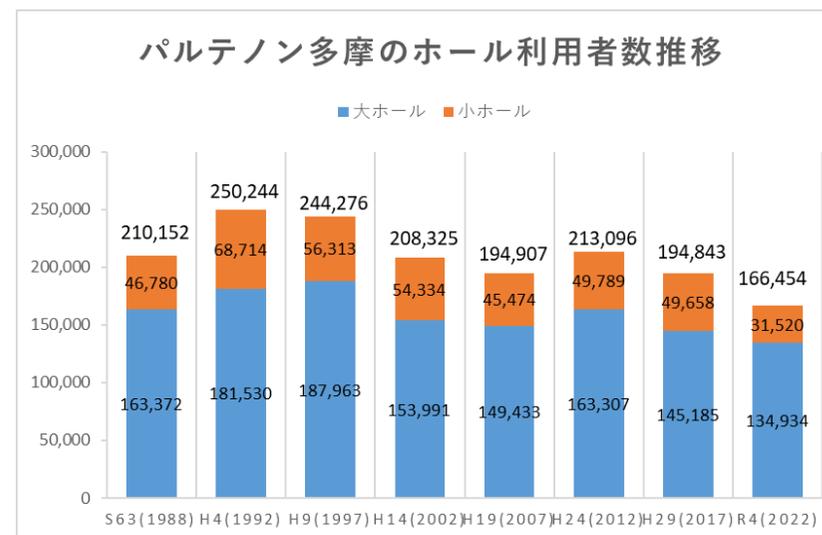
市内在住のアーティストや市内文化芸術団体、趣味として文化芸術活動をしている市民が、広く情報発信できる仕組みや、活動機会を得ることができる仕組みの構築が課題です。



3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①1 年間に、有料の、文化や芸術の公演や展示等を 1 回以上鑑賞したことがあると回答した市民の割合	—	60.0%	70.0%
②パルテノン多摩の大ホールおよび小ホールにおける年間利用者数の合計	166,454 人	205,000 人	230,000 人

【出典：①多摩市政世論調査 ②文化・生涯学習推進課】



4 主な施策の方向性

(1) 身近で日常的に多様な文化芸術に市民が親しめる機会の拡充

- パルテノン多摩や市内各所で実施される文化芸術の情報が一元的に集約される形で整理され、市民が情報を収集しやすい環境の整備に向けて取り組めます
- 文化芸術を楽しむ市民を増やすため、市内の文化施設、公園や街なか等を活用して、文化芸術に触れられる場面を創出します。特にパルテノン多摩については、地域の文化芸術活動の拠点施設として、多様な人々が集まり、交流し、にぎわう施設となるよう取り組みます。また、これらの取り組みについては、多摩市文化振興財団や市内文化芸術団体等とともに推進していきます。
- 子どもたちが、地域の身近な場所で、文化芸術に触れる機会が増えるよう取り組みます。なお、中学校部活動の地域連携や地域移行については、国や都のガイドラインを踏まえ、教育委員会と市長部局が協働し、その在り方を検討します。

(2) 文化芸術活動への支援

- 市内在住のアーティストや市内文化芸術団体、趣味として文化芸術活動をしている市民を、情報発信や場の提供などについて橋渡し的に支援する環境整備に向けて取り組みます。

5 関連する主な計画

- (仮称) 多摩市文化芸術振興計画



地域協創

まちづくりの主人公である市民が「まちづくりの基本理念」に掲げた地域社会の実現に向けて活動していけるよう、市は地域での活動を支える新たなしくみやしかけである「地域協創」を進めています。

■多世代・多分野の「協創」

「地域の活動の必要性を感じるが参加している人は限られている。」

各種アンケート調査や地域の活動状況からはそうした傾向が見られます。

これまで、平成16年（2004）年に施行した多摩市自治基本条例に基づき、ニュータウン開発期に全国から集まった人々と参画・協働のまちづくりを進めてきました。

一方で、地域課題は多様化・複雑化しているにも関わらず、少子高齢化の進展やコロナ禍により地域を支える力や地域を担う活動量の低下が見られます。

将来にわたって持続可能な地域社会をつくるため、特定の世代や、分野ごとに細分化された活動を越えて、やりたいことや楽しいことから、継続していける取組みを通じて、地域内に顔見知りを増やし、多世代・多分野で地域の魅力や価値を新たに創出する中で地域課題の解決にもつなげていくことが必要になってきます。そうした状態を「協創」と呼びます。

先行して実施するエリアでは、「地域に愛着がわいた」、「他者との対話が仕事にも活きた」など参加することの楽しみやメリットを感じるという声があります。

■第8期自治推進委員会からの答申と「地域協創」

第7期多摩市自治推進委員会からの検討を引き継ぎ、市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくりなどについて審議を行ってきた第8期多摩市自治推進委員会から令和5（2023）年10月16日に「誰もがつながり合える多世代共生型コミュニティを目指して～多摩市版「地域協創」のしくみ・しかけづくり」が答申されました。その概要はつぎの通りです

◇「協創」とは

多世代にわたる参画、多分野における協働が創出されることで、誰もがつながり合えるコミュニティが生まれ、これが広がりをもつことによって、様々な地域課題の解決が図られるとともに、新たなまちの魅力や地域の価値が創造されること

◇行政の役割

協創が生まれるための環境整備（しくみ・しかけづくり）＝地域協創

◇地域協創の3つの柱「支える」「つなぐ」「掘り起こす」

- 地域を支える（≒アドバイス）
 - 分野横断的な行政側の窓口、情報の収集・提供
 - 関係課と地域との橋渡し、庁内調整
- 地域をつなぐ（≒コーディネート）
 - 地域の会議に参加し、関係づくり
 - 団体間、人同士をつなぎ、ネットワーク形成
- 地域の中で掘り起こす（≒プロデュース）
 - エリアミーティングの開催等で新たな人材発掘
 - 地域カルテ、地域ビジョンの策定を通じた人づくり



◇想定するエリアの考え方

- 課題解決に取り組む対象エリアとしては、子どもたちを含む多世代の参画を促進するために小中学校の学区を基盤に設定。
- 学区を基盤としつつも、エリア外の人材や資源ともゆるやかにつながりあうしくみやしかけを想定。

第4章 政策D みんながいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまちの実現

【産業振興、観光、都市農業】

<目指すまちの姿>

市民や市民団体、事業者、大学など地域の多様な主体が交流し、連携することを通して、イノベーションが生まれ地域産業が成長するとともに、みんなが多様な働き方を実現することで、働きやすく活気と魅力のあるまちになっています。

また、地域にある資源を活かしたまちの魅力づくりと発信によって多くの人が訪れ、集い、賑わっています。

農地の持つ多面的な機能を活かすため、農業者と市民が協力し、都市農業が持続しています。

<施策>

施策1 活力ある地域経済を支える産業の振興

施策2 拠点地区活性化の推進

施策3 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進

施策4 農業者と市民が支える都市農業の推進

<わたしたちの ACTION>

たとえば・・・

- ・企業やお店が多摩市に来たくなるような情報を発信していきます。
- ・自らも活性化につながる催しなどに関わります。
- ・映えスポットを発見し、発信していきます。
- ・市民農園で農業に触れ合います。



政策 D 施策 1 活力ある地域経済を支える産業の振興

1 施策の目指す姿

新たな事業にチャレンジする機運にあふれ、企業活動が盛んに行われており、市内で雇用が創出され、地域で経済が循環し活力あるまちになっています。また、商店街では魅力的で個性的な店舗が出店し、人が行き交う交流拠点となっています。

2 現状と課題

多摩市は近隣他市と比べ、従業者規模の大きい事業所が多く立地しており、また、令和2（2020）年の1事業所あたりの付加価値額*は都内26市で3位と高い数値となっていることなどが、本市の特色と言えます。

施設の老朽化など様々な課題に対する経営判断により、多摩センターなどの拠点地区も含めて事業者が撤退する状況もみられます。市内事業者が、引き続き市内で事業を継続していけるよう、事業者が抱える課題を把握し、課題解決に向けた取組みを進めるほか、企業の立地を促進し、新たな雇用の創出や地域経済の活性化をはかることが求められています。

市内事業所数については減少傾向にあります。地域経済を持続的に発展させるためには、幅広い分野において起業がしやすく誰もが夢に向かって羽ばたける土壌を作るほか、経営基盤のより一層の強化が不可欠となっています。

デジタル技術の発展などから、事業者においてもDXの推進が不可欠となってきています。しかし、市内事業者、特に中小企業等においては取組みがなかなか進んでいない状況がみられます。

また、本市において市内で働く方は増加傾向にあるものの、人口減少時代の到来や若年者の雇用問題等の社会情勢を踏まえると、人材の確保は課題となっています。そのため、市内企業の人材の育成・確保など成長に向けた強力な後押しにより市内経済の持続的な発展に繋げていく必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①開業率（年平均）（※1）	6.1%	6.5%	6.9%
②市内事業所数	3,603	3,653	3,818
③市内事業所付加価値総額の増 加率（※2）	0%	1.0%	1.9%
④市内新規設立法人件数	115件 (令和4 (2022)年度)	122件	138件

【出典：①～③経済センサス ④国税庁 HP】

※1 「期首において既に存在していた事業所（又は企業）」に対する「新規に開設された事業所（又は企業）の割合」。

※2 令和2（2020）年総額（298,321百万円）を基準とする。

4 主な施策の方向性

(1) 持続的な経済成長に向けた産業の振興

- 人口減少社会やインターネットなどを活用した購買行動の変化、感染症の感染拡大を機に進んだ新たな生活様式やDXの進展などの社会経済情勢の変化に対応し、市内企業や個人事業主等の経済活動を支え、産業振興に取り組みます。
- 全国有数の創業しやすいまちに向けて取り組みます。近年においては、創業者が直面する課題が多様化しており、きめ細やかな支援体制を検討する必要があります。また、未だ数が少ない女性の起業を含め、機運の醸成や創業・経営支援を実施します。
- 市内従業者の8割以上が従業者数20名未満の事業所に所属しており、中小企業等が地域で持続的に事業活動を行うことで就業機会の提供、地域経済の安定、住民生活の向上、域内交流促進等が達成されます。その為、商店街などの中小企業等による地域の特色を活かした事業活動を支援します。また、市内の空き店舗活性化について、対策を検討し実施します。
- 市内企業等がそれぞれに持続的な発展を実現できるよう、地域で経済が循環する取組みを推進していきます。
- 南多摩尾根幹線道路の沿道など本市を取り巻く状況に合わせ、企業の立地を促進します。
- 中小企業等は人手不足が深刻化しているため、女性やシニア、外国人などの多様な人材も含めて、今後の事業活動の担い手を確保していくための支援を検討していきます。また、デジタルを前提とした経済・社会の実現に向け、市内産業の更なる成長に向けて、デジタル人材をはじめとした将来的に企業の中核を担う人材の育成・確保の支援を検討し実施していきます。

(2) 就労しやすい環境の提供

- 長時間労働の是正など働き方改革が進み、生活様式の変化によりリモートワークが定着するなど就労を取り巻く情勢が大きく変化する中、市内企業に働きかけなどを行い、個人の様々な働き方を支援します。
- 様々な要因で就労に結びつかない方を支援していくための環境整備を検討します。

5 関連する主な計画

- (仮称) 多摩市産業振興マスタープラン



政策 D 施策 2 拠点地区活性化の推進

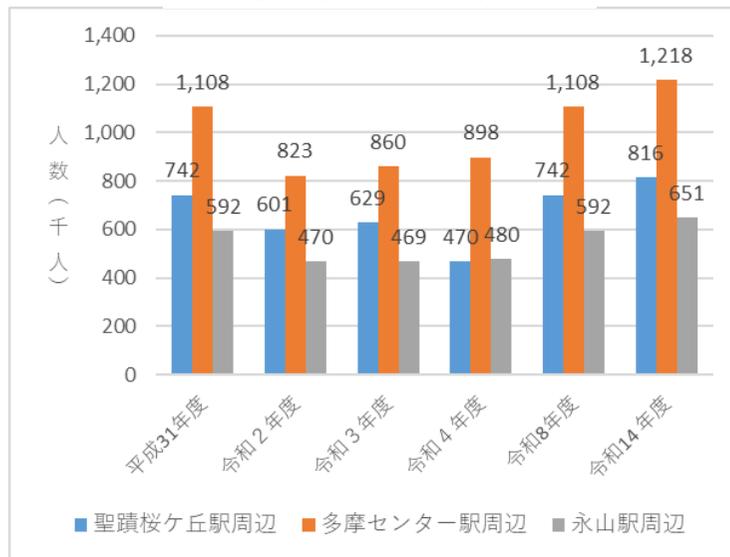
1 施策の目指す姿

鉄道や路線バス等が結節し多くの人が乗降する駅の周辺は、都市基盤の再整備による様々な都市機能が集積し、市民、事業者、関係機関など多様な担い手の連携による特色あるイベント等が開催され、日常的に活力と賑わいに満ち溢れた、魅力的なまちとしての拠点地区となっています。

2 現状と課題

本市は、住宅だけにとどまらず、働き、学び、遊ぶという観点で、商業・業務・文化等の機能を兼ね備えた多機能複合型都市を目指してきました。都市基盤の更新時期を迎え再整備等が求められているとともに、人々の価値観が多様化し、求めるまちづかいへの対応が**不可欠**となってきており、これまでも増して、行政・企業・市民等が共にまちを作っていく必要があります。

3 駅周辺の来訪者数の推移



3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
① 聖蹟桜ヶ丘駅周辺の来訪者数(月平均)	629,627 人	740,000 人	810,000 人
② 多摩センター駅周辺の来訪者数(月平均)	860,414 人	1,100,000 人	1,210,000 人
③ 永山駅周辺の来訪者数(月平均)	469,725 人	590,000 人	650,000 人

【出典：①～③経済観光課】

※商圈分析ツール（KLA）による来訪者数の推計値。携帯電話の位置情報から、駅を中心とした半径500mの同心円上に15分以上滞在した20歳以上の人で、居住者を除いた人の推計値。



4 主な施策の方向性

(1) 聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区の活性化の推進

- 駅周辺では、多摩市の玄関口にふさわしいにぎわいの創出と利便性の向上が図られるよう、商業、文化・交流、生活サービスなど多様な機能が集積され、利便性の高い地域の拠点を形成します。
- せいせきみらいフェスティバル等、市民が主体となって実施するイベントに協力・支援をするとともに、アニメやキャラクターを活用した取組みを進め、にぎわいを創出します。
- かわまちづくり支援制度等により整備した施設の活用や、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり*協議会、エリアマネジメント法人と連携した取組みを行い、かわまちづくりを活用した活性化を進めます。
- 駅周辺低未利用地*の有効利用を促進するため、地域の意見を踏まえ、検討等を進めます。

(2) 多摩センター駅周辺地区の活性化の推進

- 多摩センター地区は国の業務核都市や東京都における多摩地域の拠点として位置付けられ、住環境に配慮しつつ、業務・産業、商業、教育・文化、アミューズメント、医療・福祉などからなる複合市街地の推進や、回遊性に優れた歩行者ネットワークを生かした広域拠点づくりを進めます。
- ハローキティにあえる街の取組みや大規模イベントに加え、多摩センターのまちのありたい姿を実現するため、市民、事業者、関係機関等が連携しながら、まちづかいに起点を置き、まちづくりを進める「（仮称）多摩センター地区まちづくり方針」の策定等により、日常的なにぎわいを創出します。
- 多摩中央公園内施設及び多摩センター駅周辺地区の立地企業との連携により、多摩センター地区全体の活性化に向けた新たなしくみづくりを推進します。

(3) 永山駅周辺地区の活性化の推進

- 多摩ニュータウンの初期開発地区として、商業、業務、医療、文化・交流施設等の立地があり、市内の拠点として発展してきた永山駅周辺地区については、「諏訪・永山まちづくり計画」等に基づき、まちの基盤や多様な拠点をコンパクトに再編・強化していくため、駅周辺の再構築を推進し、都市機能の集積により便利で充実した生活環境の実現を図っていきます。
- 駅周辺地区では、今後段階的に施設の更新時期を迎えますが、高低差があり、動線の分かりにくさやバリアフリーなどの課題があります。駅街区のデッキや通路の多くは民地となっており、再構築にあたって関係者での調整や連携を図っていきます。

5 関連する主な計画

- 多摩市都市計画マスタープラン
- 多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画
- 諏訪・永山まちづくり計画
- （仮称）多摩センター地区のまちづくり方針
- （仮称）多摩市産業振興マスタープラン

政策 D 施策 3 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進

1 施策の目指す姿

市内外から多くの人を訪れ、賑わいが創出されるまちづくりを進めるために、市民や市民団体、事業者と行政などが協働して、地域にある資源や個性を活かしたまちの魅力づくりを実践し、まちの魅力を発信するなど、様々な活動が活発に行われています。

2 現状と課題

まちの活力を維持していくためには、社会状況の変化等による人々のまちに求める価値観の多様化、モノ消費からコト消費等、観光・商業に対するニーズの変化を捉え、地域と多様にかかわる人々や転入者を増やすことが重要であるとともに、観光・商業に関連する施設等については運営の工夫が求められています。自然、歴史・文化など地域にある資源を活かすほか、新たなまちづくりによる資源や、新たな連携による魅力づくり等、観光の視点からまちの魅力の情報を発信し、実際に訪れていただくことにより、まちの活力を維持する必要があります。



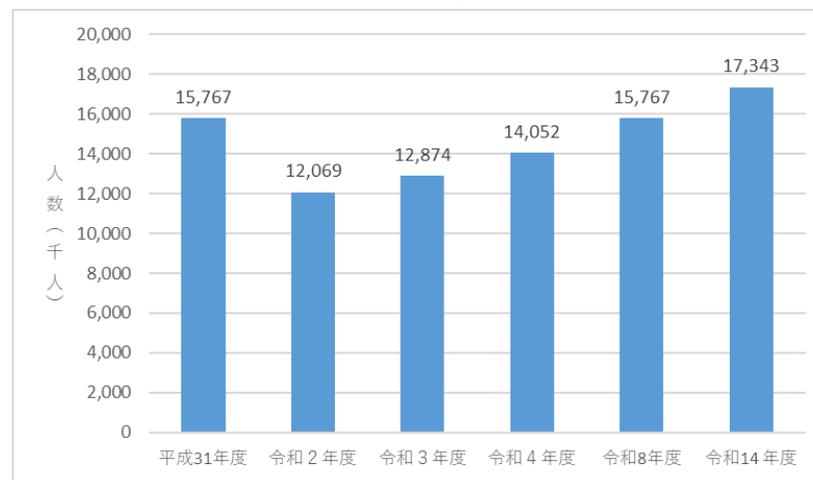
3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①多摩市観光まちづくり交流協議会 Instagram フォロワー数	362人	900人	1,700人
②来街者数	12,874千人	15,700千人	17,300千人

【出典：①・②経済観光課】

※②は商圈分析ツール（KDDI Location Analyzer）による携帯電話の位置情報から、駅を中心とした半径500mの同心円上に60分以上滞在した市外からの年間延べ来街者のうち、20歳以上の人で居住者及び勤務者を除いた人の推計値

来街者数の推移



4 主な施策の方向性

(1) 観光資源と魅力の活用及び発信

- 日本一長い遊歩道や多摩よこやまの道、桜、紅葉、公園、多摩川等に加え、新たなまちづくりによる資源を観光資源として活用し、市内に回遊性を生み出します。また、東京2020オリンピック・パラリンピックレガシーを活用した取組み等を進めます。
- 近隣自治体在住者を意識した市の魅力を活かしたマイクロツーリズムや回復基調にあるインバウンドに向けたキャラクターの活用などターゲットに合わせた観光の取組みを進めます。
- フィルムコミッション*事業を市民団体と協働して実施し、まちの魅力を高めるため、これまで蓄積してきた撮影資源を観光資源として活用・発信します。

(2) 様々な主体と連携した観光振興の展開

- (仮称) 観光まちづくり基本方針をもとに観光とまちづくりと交流を融合させるとともに、まちの魅力向上、来街者、関係人口・定住人口増加等に向け、多摩市観光まちづくり交流協議会などと連携した取組みの実施及び情報発信を行います。
- 観光振興の取組みをより大きく展開するため、近隣自治体、企業、学生等と連携した観光事業を行い、まちの魅力を発信します。

5 関連する主な計画

- (仮称) 多摩市観光まちづくり基本方針



フィルムコミッション事業（鶴牧東公園での撮影）

多摩地域マイクロツーリズムコンテスト（タマリズム）

第1位～第3位のチームには、表彰状と多摩のお菓子詰め合わせをプレゼントしました。

グッドフォト賞に輝いた写真コロシアのお食事券をプレゼントしました。

アウトプット：産官学連携企画



■タマリズムプロジェクト

地域における実用可能な観光まちづくりのプラン構築により、地域経済の活性化を目指すもので、長期化するコロナ禍が、観光・宿泊業はじめ地域経済に大きな影響をあたえていることを踏まえ、地域の魅力を再発見するなど、継続性のある地域活性化を目指し、官民学連携で実施するものです。

プロジェクトでは、次世代を担う大学生等により構成されるチームを対象として、郊外住宅地を有する都市における課題を踏まえた観光まちづくりのアイデア企画を公募し、1年間をかけて、自治体・外郭団体・地元事業者と連携しながら事業構築をし、次年度以降の社会実装を目指します。

政策 D 施策 4 農業者と市民が支える都市農業の推進

1 施策の目指す姿

四季を通じて様々な作物が栽培され、市民が安全・安心で新鮮な市内産農産物を容易に購入できるようになっています。また、農地が持つ防災や良好な景観の形成など多面的な機能が活かされ、市民が多様な形で「農」に触れあい、市内の農地が保全されています。

2 現状と課題

相続を機に市内の農地面積及び農家数の減少が目立っており、この対策が喫緊の課題となっています。農業者の高齢化が進む中、農業後継者の育成の取組みなどを進めることが重要です。

また、本市では、小規模多品目栽培の農家が多い中、いかにして農業収入を増やしていくかということも課題であり、収入を増やすことで農業の継続や、農業後継者の確保につながってきます。

農地の持つ多面的な機能が見直される中、市民が農に触れる機会を増やし、市内農地を守っていく理解者、応援者を増やしていくことも必要です。

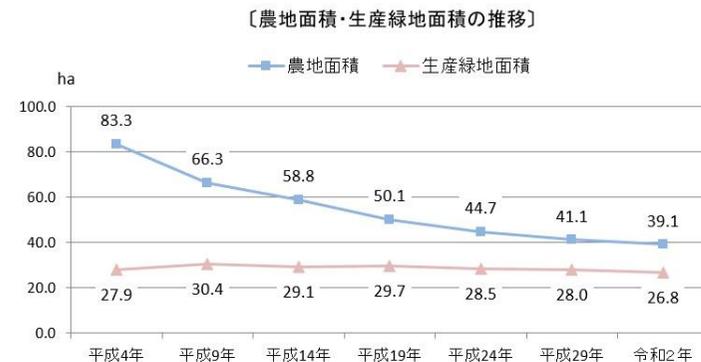
3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①農地面積	39.1ha	38 ha	37 ha
②農家数	70戸	59戸	50戸
③認定農業者数	9 経営体	13 経営体	14 経営体

【出典：①東京都の地域・区市町村別農業データブック ②農林業センサス ③経済観光課】



※資料：農林業センサス



資料：農地面積は固定資産の価格等の概要調査、生産緑地は面積は都市整備部都市計画課

4 主な施策の方向性

(1) 安定した農業経営に向けた支援

- 農業を持続的に発展させていくために経営規模や形態に応じた農業経営の安定を図ります。作目転換や安全・安心な農産物生産に意欲のある農業者に対し、経営意向を踏まえた支援や、販売意向のある農家への支援を行います。
- 小規模農家でも収益をあげられるように、収益性の高い作物の栽培について市内農家に普及拡大します。一定数以上の供給量を確認し、本市の特産品として販売につなげることで、市内農家の農業経営の改善・充実を図ります。

(2) 後継者・担い手の確保と支援

- 後継者のための講座や後継者同士の交流の場づくりなどにより、若手後継者が農業の道に進むための動機づけの取組みを行います。
- 労働力不足から農地の肥培管理*が厳しい農家への支援として、援農ボランティア制度の充実を図り、新たな仕組みを検討します。

(3) 都市農地の保全・多面的機能の発揮

- 農地の持つ多面的な機能を活用するため、防災や農作業体験・学習・交流の場の提供など、農地の状況に応じた市民利用や取組みを検討します。
- 都市農地の維持・保全のため、生産緑地法や都市農地の貸借の円滑化に関する法律など、農地に関する制度の周知と活用に取り組みます。

(4) 農とのふれあいの場づくり

- 農に通じたイベントや地場農産物を使った学校給食などの食育活動を通じて、幼少期・学齢期から農や地産地消への関心を高め、都市農業に対する市民理解を推進します。
- 農とのふれあいの場づくりに資するために、試験事業の結果や様々な意見を踏まえ、環境保全型農業を実践する農業公園を開設します。また、農業ウォッチングラリーや家族体験農業などの体験イベントなどを実施します。

5 関連する主な計画

- 多摩市都市農業振興プラン



まちのにぎわい創出に向けた取組み

まちづかいからはじまる、これからの多摩センター

■まちづかいを起点としたまちづくり

令和4（2022）年度パルテノン多摩がリニューアルオープンしたことを皮切りに、令和5年度に多摩中央図書館がオープン。隣接するレンガ坂もリニューアルし、令和7（2025）年度には多摩中央公園も全面リニューアルオープンする予定になっています。開発から40年以上が経過し、公共施設のリニューアルや宿泊施設の撤退など、まちの変化がつづく多摩センターでは、まちづかいを起点として、これからの多摩センターのこと考える動きをスタートしました。

まちづかいとは、どのようにまちで過ごし、まちをどのように使いたい、まちの人の行動にフォーカスした活動です。現在、多摩センター開発計画当初に想定したつかい方や前提も変化し、つかわれにくい空間も多くなっている多摩センターでは、“まちづかい”という活動を通し、これからのまちの未来を描き、都市インフラの最適な見直しを行っていくことにチャレンジしています。



まちづかい社会実験「火を囲もう」

■まちづかいを活性化するひとづくり

令和4（2022）年度、まちづかいの活動をスタートし、公共空間におけるまちづかい社会実験を実施しました。実際にやってみたことで、まちづかいを活性化していく上では、ハードやルール等の制約により、まちの人が1人でチャレンジしようとしても難しいことがわかってきました。やってみることがチャレンジできる環境を少しでも拡充し、時間帯、日常の日・非日常の日等、さまざまな場面でおこるまちづかいの声を上げていく人が増えていく活動を試行錯誤しながら継続していきます。



まちづかい社会実験「ピンボールを囲もう」

聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり

■聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりとは

聖蹟桜ヶ丘では、駅周辺を含むまちの魅力を高めるため、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に計画登録し、「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり」に取り組んでいます。

令和3（2021）年度から地域の自治会や商店会、事業者、市民活動団体等と多摩市で意見交換、検討を繰り返し、令和4（2022）年8月、「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会」（以下、「協議会」）が発足しました。協議会ではこれまでに、かわまちづくり推進の方向性の検討や社会実験などを行ってきました。また、国土交通省により階段やスロープ、多摩市により芝生広場やキッチンカー駐車場などの整備を進めてきました。

■「一般社団法人 聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメント」の設立

令和5年9月には、協議会のメンバーで構成される「（一社）聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメント」が設立しました。河川敷の賑わいをつくり、まち全体に広げていくため、イベントの開催や河川敷で快適に過ごすための備品の貸し出しなど、「川のある豊かな日常」づくりから、聖蹟桜ヶ丘エリア全体の活性化に向けて、多摩市と連携しながら主体的に取り組んでいきます。

■愛称「せいせきカワマチ」とロゴについて

聖蹟桜ヶ丘駅北側の河川敷エリアを、より多くの人に知ってもらい、使ってもらうこと、親しみをもってもらうことを目的として、愛称とロゴを人気投票で決定しました。



社会実験の様子

第5章 政策E みんなが安心して快適に住み続けられるまちの実現

【都市づくり、交通、防災、防犯、住宅】

<目指すまちの姿>

これまでのまちづくりをもとに地域の在り方の変化に対応できる、将来を見据えたまちへと再編されています。

自然災害に備えて強靱化され、適切に維持更新されている都市基盤施設と、市民や地域による助け合いや行政の支援により、災害や犯罪などから守られ、安全に安心して暮らしています。

多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な住環境や交通ネットワークが形成され、みんなが安心していきいきと暮らし続けられるまちになっています。

<施策>

- 施策1 次世代につなぐ都市づくりの推進
- 施策2 安全で快適な道路環境整備
- 施策3 安全・安心で快適な市民生活を支える下水道
- 施策4 減災・防災体制のさらなる強化
- 施策5 暮らしの安全を守るまちづくりの推進
- 施策6 良質な住宅ストックの確保と良好な居住環境の形成
- 施策7 交通ネットワークの形成

<わたしたちの ACTION>

たとえば・・・

- ・アダプト活動に参加します。
- ・災害時に備え、日ごろからコミュニティのつながりを強化します。
- ・地域での見守りで防犯体制を強化します。
- ・団地同士の連携を強めます。
- ・公共交通機関を積極的に利用します。



市民ワークショップ
参加者の声

政策 E 施策 1 次世代につなぐ都市づくりの推進

1 施策の目指す姿

既成市街地の都市基盤整備やニュータウン再生など、未来を見据えた、計画的で、持続可能な街づくりが進められています。

2 現状と課題

多摩市では、人口特性としていわゆる団塊世代などの割合が多く、少子化・高齢化が急激に進行しています。

また、今後の人口減少を踏まえると、都市に求められる機能の規模や位置もさらに変化していくことが見込まれ、高齢者や子育て世代などに配慮した都市機能の集約配置が必要となっています。

多摩ニュータウンでは、初期入居から50年以上が経過し、同時期に整備された住宅や都市基盤施設の老朽化が進行しています。このため、ゆとりある住環境や歩車分離をはじめとする高水準の都市基盤など、他のまちにはない強みを活かして、少子化・高齢化の進行も考慮し、多様な需要に対応する住宅への更新や、道路、公園、公共下水道等の機能維持と向上が求められています。

また、ニュータウン再生に向けては、諏訪・永山・愛宕等の地区で都営住宅、UR団地の建替え事業が進められており、引き続き団地再生の取組みを支援していくとともに、南多摩尾根幹線の4車線化整備や団地建替えを契機として、南多摩尾根幹線沿道の公的な土地については、賑わいや雇用を創出する土地活用への転換に向けた検討を進めていく必要があります。

多摩市でも、高齢化の進行とともに、移動や活動にあたってハンディキャップを負う人たちの増加が想定されているため、高齢者や障がい者などの移動に配慮した都市基盤の整備、坂道や階段の多い地形に配慮した身近な交通機関の充実、公共公益施設の利用に配慮した施設整備などが求められています。

新型コロナ危機はテレワークやデジタル化の進展など経済・社会への影響とともに、人々の生活等への意識にも変化をもたらしているため、これを契機として生じた変化にも対応した都市づくりを推進していく必要があります。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①都市計画用途地域の見直し面積（令和 4（2022）年 3 月 末以降の見直し累計）	0ha	4.6ha	13.9ha

【出典：①都市計画課】

サクテラスモールのイラストを掲載予定

4 主な施策の方向性

(1) 計画的な街づくりの推進

- 都市計画に関する基本的な方針等をまとめた「多摩市都市計画マスタープラン」の見直しを行い、中長期的な視点に立った計画的な街づくりを推進します。
- 地域の特性に応じた街づくりのルールを市民が主体的に立案し、共有するために「多摩市街づくり条例」に基づく「地域街づくり計画」の策定や地区計画の活用を促進します。

(2) ニュータウン再生の推進

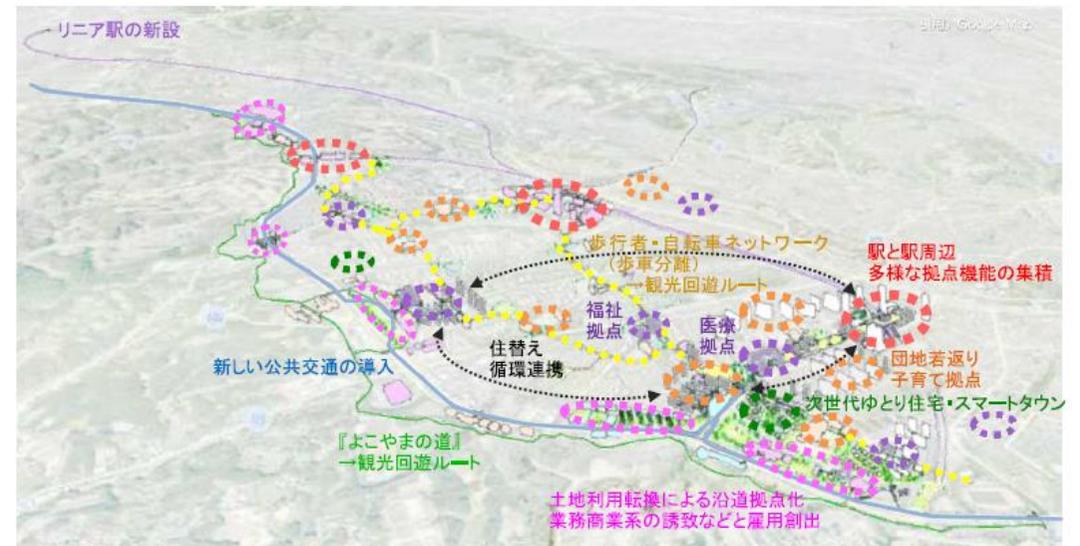
- 「多摩市ニュータウン再生方針」に掲げた再生に向けた考え方“惹きつけられ、住み続けられるまちへ”をもとに、多様な拠点・小拠点ごとに、暮らしを支える機能や、新しいライフサイクルを支える機能を維持・充実し、強化連携するコンパクトなまちへ再編します。再編にあたっては、各地区の特色を活かしながら取組みを推進していきます。

(3) 既成市街地の都市基盤整備の促進

- 市民や事業者、関係機関と協力して、既成市街地で土地利用の増進を実現する面的な都市基盤整備を促進します。

5 関連する主な計画

- 多摩市都市計画マスタープラン
- 多摩市ニュータウン再生方針
- 諏訪・永山まちづくり計画
- 愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画
- 南多摩尾根幹線沿道土地利用方針



● 駅拠点 ● 子育て ● 医療・福祉・包括ケア ● 次世代・ゆとり ● 幹線沿道拠点

多摩ニュータウンの将来的な都市像イメージ

政策 E 施策 2 安全で快適な道路環境整備

1 施策の目指す姿

道路の拡幅、バリアフリー化、無電柱化事業などの推進と、遊歩道の利活用がされることにより、だれもが安全で快適に移動できる道路環境が整っています。

2 現状と課題

ユニバーサルデザインブロック（UDブロック）*の設置については、多摩市舗装更新計画に基づく幹線道路の改修や舗装打換え工事に併せて設置しています。UDブロックは、従前のブロックより段差が少ないため、車いすやベビーカー等の利便性が向上しますが、一方で視覚障がい者には段差が分かりにくくなるため、点字ブロックとの併用を検討する必要があります。

令和9（2027）年度に終了する街路灯の包括的民間委託について、委託終了後の維持管理手法等について検討しなければなりません。

駅周辺などの市道の無電柱化事業は完成まで長期にわたるため、沿道住民の方々への理解・協力を得ることが重要です。



3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021) 年度	目標値 令和8 (2026) 年度	目標値 令和14 (2032) 年度
①ユニバーサルデザインブロック設置路線延長割合	53.4%	70.0%	89.0%
②無電柱化計画路線の進捗率	17.0%	17.0%	40.0%
③定期点検で機能に支障が生じていない状態と評価された橋りよりの割合	86.9%	90.0%	93.0%

【出典：①～③道路交通課】

4 主な施策の方向性

(1) 人にやさしい道づくりの推進

- 全ての人が使いやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが安全で安心して移動できるよう、歩道等の段差解消や駅周辺地区での視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、バリアフリーを進めます。
- 歩きたくなる街、ウォーカブル推進都市への取組みとして、遊歩道でのベンチの設置や更新を行います。重要整備路線の拡幅・歩道整備などについては、沿道の方々との協力を得ながら事業に取り組みます。
- 国や東京都からの技術的・財政的支援を受けながら、無電柱化事業を推進します。

(2) 道路・橋りょう等施設の維持・更新

- 舗装の計画的な維持・補修を行い、更新コストの削減や平準化を図るとともに、カーブミラーなどの道路附属物についても道路施設等更新計画を策定し、計画的な維持・補修を行います。
- 橋梁の安全性を確保しつつ、恵まれた都市環境の資源としての活用も踏まえ、定期点検を行いながら計画的に耐震補強を進め、また確実に補修を行います。

(3) 道路交通環境の充実

- 街路樹の維持管理にメリハリをつけ、街路樹環境の質を上げ、健全な街路樹空間を形成します。また、大径木化や老木化した街路樹（高木）について、樹種変更や若木への植え替え等の更新を検討し、多摩市街路樹よくなるプラン改定版で掲げる改善モデル路線について市民と合意形成を図りながら進めます。

- LED化した街路灯を包括的民間委託により維持・管理します。また、耐用年数を迎えているナトリウム灯を計画的にLED灯に取替え、維持・管理費用や温室効果ガスの削減を図ります。

(4) 歩行者と自転車などの利用環境の充実

- 歩行者や自転車の安全性や快適性の向上に加えて、健康まちづくりの取組みと連携した、安全で快適な歩行者と自転車などの利用環境を創出します。
- 道路の利活用を図るため、「ほこみち制度*」の活用や歩行者と自転車などの安全な走行ルールなどを策定して、安全・安心と共に快適に利用できる道路空間の整備を進めます。

5 関連する主な計画

- 多摩市都市計画マスタープラン
- 多摩市交通マスタープラン
- 多摩市道路整備計画
- 多摩市交通安全計画
- 多摩市街路樹よくなるプラン改訂版
- 多摩市無電柱化推進計画
- 多摩市舗装更新計画
- 多摩市橋梁長寿命化修繕計画

政策 E 施策 3 安全・安心で快適な市民生活を支える下水道

1 施策の目指す姿

安定した下水道経営のもとで、質の高い下水道サービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりへの貢献と良好な水環境の保全により、市民の誰もが健康に暮らし続けられる豊かなまちが次代へ継承されています。

2 現状と課題

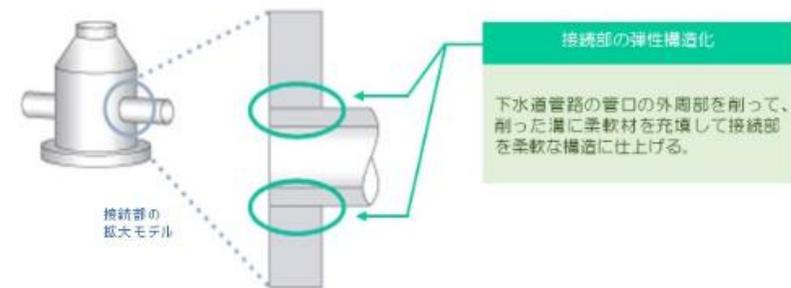
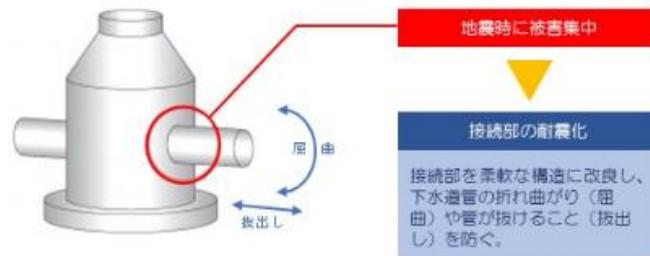
下水道事業は、汚水の収集・処理、雨水の排除、処理の高度化など、社会的ニーズに応じて機能の充実を図りながら、公衆衛生の向上、生活環境の改善、都市の健全な発展、公共用水域の水質保全に貢献してきました。一方、近年、施設の老朽化、集中豪雨による浸水リスクの増大、地震対策、技術系職員の不足などの課題を抱えています。そのような中で、将来にわたって下水道サービスを継続的かつ安定的に提供するため、健全な事業運営が求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①管路耐震化（管口可とう化）の 進捗率	0%	25.5%	86.6%

【出典：①多摩市下水道総合地震対策計画】

下水道管路の耐震化



出典：下水道既設管路耐震技術協会ホームページ（一部加筆）

4 主な施策の方向性

(1) 下水道施設の適切な維持更新

- スtockマネジメント計画に基づき下水道施設の調査点検及びこれに基づく適切な維持更新を図ることにより、施設の機能を最大限確保し、良質な下水道サービスを利用者に提供し続け、快適で衛生的な生活を未来につなげます。

(2) 下水道施設の耐震化の促進

- 大規模地震の発生に備え、これまで実施してきた管路の耐震化対策に引き続き、多摩市下水道総合地震対策計画に基づき管路の可とう化*及びマンホールの浮上防止対策を実施して、下水道施設の被害の最小化を図り、発災時の市民生活を守ります。

(3) 流域治水対策の促進

- 全国的に激甚化・頻発化する豪雨災害に備えて、(仮称)多摩市下水道総合治水対策方針を策定し、グリーンインフラ*も活用して、河川流域のあらゆる関係者が協働して持続可能な治水対策を行う流域治水への転換を図り、水害に強い安全で安心なまちづくりを支援します。

(4) 民間活力導入の促進

- 今後増大する施設更新事業等への対応に伴い、技術系職員の不足が懸念されることから、各種業務への民間活力導入について検討を行い、導入可能な業務については積極的に導入を促進し、市民サービスの向上を図ります。

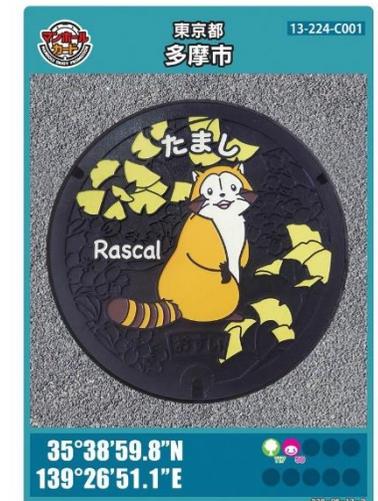
5 関連する主な計画

- 多摩市下水道事業経営戦略
- 多摩市下水道プラン2020
- 多摩市下水道施設長寿命化(ストックマネジメント)計画
- 多摩市下水道総合地震対策計画



デザインマンホール
(ハローキティ 雨上がり)

マンホールカード
(ラスカル いちよう)



© 2023 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L643273

© NIPPON ANIMATION CO.,LTD.

政策 E 施策 4 減災・防災体制のさらなる強化

1 施策の目指す姿

市民一人ひとりが「自助」「共助」「公助」の役割について理解し、日頃から顔の見える関係づくりを行い、大規模災害時には、消防団と連携を図りながら、被害を最小限に抑えることができる地域となっています。

2 現状と課題

30年以内に70%の確率で発生すると言われている首都直下地震対策を東日本大震災以降、重点的に進めており、厳しさを増す自然災害に対応するため多摩市地域防災計画の見直し、避難所用資器材や非常用食糧などの備蓄といった防災対策を適宜行ってきました。また、コロナ禍の経験を踏まえ、在宅避難や分散避難の推進を新たな取り組みとして開始しました。

しかしながら、近年、地震・風水害・土砂災害など、日本各地で災害が頻発していることに加え、コロナ禍による地域活動の停滞、担い手の高齢化・限定化など、新たな課題が浮上しています。

また、地域防災力の要である消防団は、これまで資器材の充実や器具置場の建替え、機能別団員などの制度見直し等を行い、時代の変化に即した防災力の強化を図ってきましたが、入団希望者の減少により定員割れをしており、団員確保は、喫緊の課題となっています。

なお大規模災害の備えとしては、市内での取り組みのほか、友好都市の長野県富士見町や静岡県西伊豆町、北海道置戸町と災害時の応援協定を結び、必要な物資提供や職員の派遣等、応急復旧活動の支援態勢づくりを進めています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①防災連絡協議会の数	4 組織	7 組織	10 組織
②消防団員の定員充足率※	96.7%	97.0%	98.0%

【出典：①・②防災安全課】

※消防団員の充足率は、機能別団員を除いた数値とする。



4 主な施策の方向性

(1) 自然災害への対策

- 令和元（2019）年東日本台風や新型コロナウイルス感染症への対応から得られた教訓を基に、災害時における在宅避難等の新たな避難方法や備蓄品の啓発、ICTを活用した総合的な防災対策等を推進し、災害発生時に迅速かつ円滑な応急対策活動ができるよう取り組みます。
- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進めるとともに、洪水による浸水が想定される地域における要配慮者の避難の手法を整備するなど、要配慮者対策を推進します。
- 災害時には水防活動の拠点、平常時には水防活動用資器材の備蓄や地域の人々のレクリエーションの場として、多摩川堤防付近を活用する方法について、河川管理者と連携して検討します。
- 防災拠点となる市役所本庁舎の建替えを進めるとともに、市内に点在している防災倉庫の集約化を図ります。

(2) 地域での防災活動の推進

- 避難所を中心に地域の災害対策を進める「防災連絡協議会*」を設立することにより、地域での「共助」の力を高めることで、災害に強いまちづくりを目指します。
- コロナ禍により、自主防災組織活動が停滞している現状を踏まえ、より多くの世代や多様な人材が地域の防災活動に参加する機会を創出し、女性、障がい者、在留外国人などの多様な視点を取り入れた災害対策を推進します。

(3) 消防団の充実

- 消防団員の基本団員に欠員が発生しないよう、消防団の処遇の更なる改善を図るとともに、消防団活動の魅力を発信していきます。
- 消防車両の更新や資器材の計画的な配備により、地域防災力の要となる消防団の更なる向上を図ります。

5 関連する主な計画

- 多摩市地域防災計画
- 多摩市国民保護計画
- 多摩市災害時要援護者避難支援計画



政策 E 施策 5 暮らしの安全を守るまちづくりの推進

1 施策の目指す姿

安全で安心して暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動などを行い、防犯に対する「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」ができる地域となっています。

2 現状と課題

本市では、平成20（2008）年10月に「多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例」を制定し、この条例に基づき平成21（2009）年9月に本計画「多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画」を策定し、それ以降、計画改定を5年ごとに行いながら、安全・安心なまちづくりへの取組みを進めてまいりました。

また、市内の刑法犯罪発生件数は、条例制定時（平成20（2008）年）の約1,700件から令和2（2022）年以降は500件台を推移しています。この減少の要素としては、警察の努力だけでなく、市民の皆さんの防犯に対する関心の高まりやPTA、青少年問題協議会地区委員会、多摩稲城防犯協会、自主防犯活動が活発に行われてきているとともに、「多摩市安全安心ネットワーク」の広がりによるものと思われます。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」「預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗」といった特殊詐欺といわれる犯罪手法が変化しており、その被害は後を絶たず、手口も巧妙化しています。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンラインによる各種手続きやショッピング等が増加したことで、インターネット上での新たな犯罪や闇バイトによる連続強盗事件など犯罪は多様化しています。

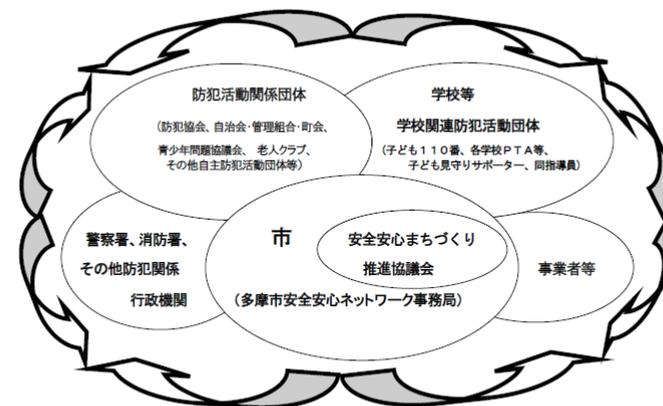
こうした犯罪からの被害を未然に防ぐためには、市民、事業者、警察その他関係機関等が、それぞれの役割のもとに連携して取り組む必要があり、「防犯」に対する「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」が**不可欠**です。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021) 年度	目標値 令和8 (2026) 年度	目標値 令和14 (2032) 年度
①体感治安の向上 世論調査における設問「生活環境の総合評価／防犯・風紀の点」の「良い」「どちらかといえば良い」の割合	78.1%	80.0%以上	80.0%以上

【出典：①多摩市政世論調査】

「多摩市安全安心ネットワーク」イメージ図



ネットワークの防犯施策の展開事項
各団体に対する情報の発信や各団体からの情報の収集
各団体間との情報交換や意見交換の場の設定
各団体相互の防犯活動の連携促進
一斉活動の促進地

4 主な施策の方向性

(1) 自分の身は自分で守る「意識づくり」(自助意識の醸成)

- 市民の防犯意識の向上、不審者・特殊詐欺情報の提供等の活動を通じて、防犯に対する「意識づくり」を図ります。
- 児童・生徒、高齢者、障がい者等への防犯意識の向上を図ります。
- 情報教育・情報リテラシー・SNSリテラシー教育の必要性から多摩市版サイバー防犯ボランティア制度を検討していきます。
- 消費生活センターにおいて、消費生活に係る様々な相談を受け、アドバイスを行うとともに、講座などを通じて必要な情報を提供し、消費者保護、高齢者や若年者などの消費者被害の未然防止を図ります。

(2) 新たな担い手を含む「地域づくり」(ネットワーク)

- 「多摩市安全安心ネットワーク」の促進、自主防犯ボランティア活動への支援、通学路等における児童等の安全確保等の活動を通じて、地域とのつながり・顔の見える関係ができる「地域づくり」を図ります。
- 地域安全の向上を図るため、地域防犯を俯瞰しながら、地域の防犯情報を広く収集し、自治体職員が、地域の防犯コーディネータとして活動できる仕組みを研究していきます。

(3) 持続可能な防犯「環境づくり」(防犯を支える基盤)

- 特殊詐欺抑止のための自動通話録音機貸出事業の実施、犯罪防止に配慮した道路・公園・居住空間づくりの促進、通学路点検、防犯カメラの適正管理、特定空家対策等の活動を通じて、犯罪を寄せ付けない「環境づくり」を図ります。

5 関連する主な計画

- 多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画



防犯パレードの写真を掲載予定

政策 E 施策 6 良質な住宅ストックの確保と良好な居住環境の形成

1 施策の目指す姿

耐震性能を有する良質な住宅ストックが長年にわたり確保されるとともに、多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な居住環境が形成されています。

2 現状と課題

昭和40（1965）年代から50（1975）年代にかけて大量に供給された集合住宅では更新や長寿命化対策を要する時期を迎えています。住宅セーフティネット機能の中核を担う公的賃貸住宅では、効率的・効果的な建替え整備や長寿命化改善等の事業計画に基づくストックマネジメントが進められています。公的賃貸住宅団地の建替え整備や尾根幹線道路の整備に伴い、大規模な創出地が発生します。これらについては、良質な住宅ストックの形成として、時代のニーズに合致した先進的な取組みが必要です。

また、多様なライフスタイルや家族形態に対応した良質な居住環境の形成には、ライフステージに合わせた住居を選択できるような住替えシステムの構築や、不動産事業者等との連携によるリノベーションを促進し、耐震性能を有する多種多様な良質な住宅ストックの確保などを進める必要があります。

なお、統計上は既に住宅総数が世帯数を上回る供給過多となっている側面もある為、今後の人口減少社会を迎えるにあたっては、一戸建ての「空き家」、長屋建・共同住宅等の「空き部屋」の発生予防と適切な対応も同時に求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021) 年度	目標値 令和8 (2026) 年度	目標値 令和14 (2032) 年度
①優良建築物等整備事業利用 管理組合数 (累計)	3 管理組合	8 管理組合	14 管理組合
②マンション管理計画認定管理組 合数 (累計)	0 管理組合	2 管理組合	8 管理組合
③隣居・近居促進事業の利用世 帯数 (累計)	22 世帯	59 世帯	119 世帯

【出典：①～③都市計画課（住宅担当）】

4 主な施策の方向性

(1) 耐震性能を有する良質な住宅ストックの形成

- 質の高い住まいづくりとして、共同住宅の適正な管理や長寿命化に資する大規模修繕、建替えの円滑化、ライフスタイルやライフステージの変化に対応したリフォームや省エネルギー性能の向上を踏まえた人にも環境にもやさしい良質な住宅ストックの形成をめざした取組みを展開します。
- 不動産事業者等との連携により、住宅ストックを活用したリノベーションなど、若い世代に訴求するような、耐震性能を有する良質な住戸を提供することで、定住の促進、市場の活性化や円滑な住替えを進めます。

(2) 若年世帯の定住を促進する隣居・近居のモデルづくり

- 多摩市外に居住する子ども世帯の流入促進、市内の子ども世帯の流出抑制に向けた取組みを引き続き展開し、親世帯・子世帯がお互いに見守りを行うことなどにより、若年世帯も「住みやすい」と感じられるようにしていきます。

(3) 良質な住環境を維持するための空き家・空き部屋の発生予防等

- 一戸建ての「空き家」、長屋建・共同住宅等の「空き部屋」の管理が適正に行われない場合、環境や防犯、地域コミュニティの衰退など、多方面に影響を与える可能性があります。これらの影響を防ぐために、第四次住宅マスタープラン改定作業に合わせて、実際の「空き家」「空き部屋」の状況を把握・分析することで、発生の予防や活用に向けた検討などの取組みを展開します。

(4) 誰もが「住まい」に困窮しない環境づくり

- 高齢者や障がい者、子育て世帯などの、民間賃貸住宅への入居制限を受けやすい世帯（住宅確保要配慮者）が、どんな時も「住まい」に困窮しないよう、多層的な住宅セーフティネット機能の充実をめざした取組みを、居住支援協議会*や居住支援相談窓口を通じて展開します。

5 関連する主な計画

- 多摩市都市計画マスタープラン
- 多摩市第三次住宅マスタープラン
- 多摩市耐震改修促進計画
- 諏訪・永山まちづくり計画
- 愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画

政策 E 施策 7 交通ネットワークの形成

1 施策の目指す姿

だれもが生活しやすく往来できるために、地域性に配慮した交通環境が整ったまちの中で、快適に移動しています。

2 現状と課題

ポストコロナ時代において中長期的な視点に立って、より良好な交通網の構築を進めていくためには、これまで以上に公共交通事業者との連携が**不可欠**であり、国の地域公共交通政策や公共交通事業者の事業展開等の地域公共交通に係る動向を注視しながら、**総合的**な検討が必要です。

広域交通の充実も重要であり、現在進んでいる南多摩尾根幹線の整備や多摩都市モノレール、小田急多摩線の延伸なども想定される中、人や物の流れの変化を捉えて、まちづくりを進めていかなければなりません。特に、多摩都市モノレールの町田方面延伸に向け、需要の創出に資するまちづくりの深度化を図り、事業性や収支採算性等の更なる精査を進める必要があります。

コロナ禍において、交通安全の指導回数および**参加**人数の**減少**により、交通公園で実施する交通安全教室から出前型交通安全教室への実施手法を**シフト**しましたが、徐々に状況が戻つつある中で、社会状況等の動向にも目を配り、必要に応じて調整・検討しながら、関係団体と引き続き協力して交通安全教育及び啓発活動を進めていかなければなりません。

道路交通法の車両区分として特定小型原動機付自転車が新設される等、新たなパーソナルモビリティの普及・開発が進んでいます。坂道の多い地形においては期待される部分もありますが、歩行者との共存や、乗り方を含めた交通安全に新たな課題が発生してきています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①市内鉄道駅の 1 日平均乗降客数	254,760 人	300,000 人	315,000 人
②「交通の便」の感想について、「良い」「どちらかといえば良い」と回答した市民の割合	79.4%	80.0%	82.0%
③交通事故死者数（※暦年）	1 人	0 人	0 人

【出典：①鉄道各社資料 ②多摩市政世論調査 ③警視庁「東京の交通事故」】

4 主な施策の方向性

(1) 地域性に配慮した交通環境の充実

- 様変わりする社会における公共交通の在り方を踏まえ「多摩市交通マスタープラン」の見直しを行います。
- 地域密着型交通の実証実験の実施に向けた取組みを進めるとともに、自動運転技術の活用に関する実証実験、利用者や環境にやさしいモビリティやパーソナルモビリティなどの次世代交通システムの検証を行います。
- 放置自転車対策を進め、駅前等の安全かつ円滑な移動の確保に取り組むとともに、利用しやすい市営駐輪場の運営に努めます。
- 移動の安全性と快適性を高めるために、駅などの交通結節点周辺を中心に、車両やバス停、駅前広場等との円滑な移動の確保等、施設・設備面の整備とともに、高齢者、障がい者等が生活に必要な移動等を達成できるように交通事業者等と共に取組みを進めます。

(2) まちの魅力と活力を高める広域交通網の充実

- 人の往来や利便性の向上により、地域の魅力向上や地域経済の活性化を図るため、多摩都市モノレールや小田急多摩線の延伸について、関係市と連携しながら促進します。
- 多摩都市モノレールの町田方面延伸については、町田市と連携した沿線まちづくり構想を策定し、東京都による都市計画手続きや事業認可の手続きを促進します。
- 交通渋滞の解消、安全性や防災性の向上とともに、多摩ニュータウン再生にも寄与する、南多摩尾根幹線道路の整備を促進します。

(3) 全ての世代への交通安全教育の推進

- 交通安全指導員による小学校1・2年生、園児等を対象とした交通安全教室、中学生を対象としたスクエアドストレイト等を実施して、安全な自転車の乗り方、ヘルメット着用等の交通ルールの大切さの周知を図り、交通事故防止のための交通安全教育を進めます。
- 警察、多摩稲城交通安全協会等と連携した各種啓発活動において、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、地域における交通安全意識の醸成に資する取組みを進めます。

5 関連する主な計画

- 多摩市交通マスタープラン
- 多摩市交通安全計画
- 多摩市地域公共交通再編実施計画



多摩ニュータウン再生の取組み～これからの 50 年・100 年に向けて～



多摩ニュータウン
再生プロジェクト

多摩ニュータウンは市域の面積の約 6 割・人口の約 7 割の方が生活をされています。

令和 3（2021）年 3 月に多摩ニュータウンの初期入居から 50 年を迎えています。施設の老朽化や人口減少を見据え、ニュータウンを再活性化し、持続化していく道筋を示すことを目的に、平成 28（2016）年に「多摩市ニュータウン再生方針～多摩ニュータウン再生の「道しるべ」として～」を策定しました。それ以前から、諏訪 2 丁目住宅（現：Brillia 多摩ニュータウン）の建替え事業をはじめ、住宅市街地総合整備事業による道路・公園等のリニューアルを開始し、現在では、都営住宅や UR 賃貸住宅の団地再生や南多摩尾根幹線の 4 車線化整備が進められるなど、様々な主体の尽力・連携により、目に見える形でまちの再生に向けた取組みが進められています。

一方で、将来展望人口においては、人口減少は避けられないこととして、働き方改革、自治体 DX、アフターコロナなど新たなキーワードを踏まえながら、多摩市ニュータウン再生方針で示す「再活性化+持続化」による多摩ニュータウンの再生」という目標の実現に向け、いかに今後のまちづくりを考えていくかが、これからの 50 年、100 年の多摩ニュータウンを支える大きなポイントです。

ニュータウン再生にあたっては、引き続き、多摩市ニュータウン再生推進会議（委員：学識経験者、公募市民、新住事業施行者など）で議論、検討を重ねていきますが、今後、南多摩尾根幹線の 4 車線化や公的賃貸住宅の団地再生と連動して、沿道を商業・業務などへの土地利用に転換して、賑わい・雇用・イノベーションの創出に向けた取組みも進めています。

住宅だけでなくこれまでの都市機能の再編・新たな都市機能の導入などを考え、人口の持続化を目指すコンパクトな都市構造への再編により、惹きつけられ、住み続けられるまちへと、市民と一緒に取り組んでいきます。



都営住宅と福祉施設の合築整備

■諏訪・永山地区沿道エリアの土地活用イメージ



出典：多摩ニュータウン リ・デザイン 諏訪・永山まちづくり計画（平成 30 年 2 月）



団地再生に併せた市道再整備（4-11 歩線）



南多摩尾根幹線整備（唐木田）

第6章 政策F 地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和したまちの実現

【環境】

<目指すまちの姿>

すべての生命が活動する土台である地球環境を守るため、みんなが環境問題を自分事として捉え、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて行動しています。自然環境を支える人材が育ち、豊かなみどりと親しみのある水辺環境が保全・創出され、生物の多様性が維持・向上されています。また、持続可能な循環型社会への転換を目指し、みんなが環境への負荷が少ない活動をしています。

<施策>

- 施策1 スマートエネルギー社会の構築
- 施策2 自然環境・都市環境の保全と創出
- 施策3 資源循環社会の構築
- 施策4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

<わたしたちの ACTION>

たとえば・・・

- ・環境に配慮した製品を買うようにします。
- ・自然環境を保全する活動に参加します。
- ・過剰に買わないなど、ごみ減量に取り組みます。



市民ワークショップ
参加者の声

政策 F 施策 1 スマートエネルギー社会の構築

1 施策の目指す姿

限りある資源の消費を抑制するとともに地球環境を保全するために、一人ひとりが地球温暖化を自分事と捉え、二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けみんなで取り組んでいます。

2 現状と課題

2030年のカーボンハーフ、2050年の脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策実行計画、再生可能エネルギービジョンの策定により、市民、事業者、行政の具体的な役割等を示す必要があります。

令和2（2020）年度の市内の二酸化炭素排出量は706千t-CO2で、2013年度比で5.9%減少していますが、民生業務部門は、市域全体の約57%と最も多くのCO2を排出しており、2030年のカーボンハーフの達成のためにも、重点的に官民連携による脱炭素への取組みを進めていくことが求められています。

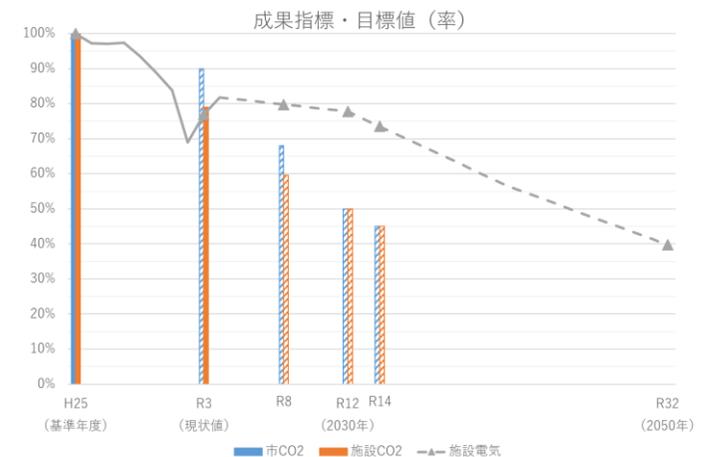
また、市域の再生可能エネルギーだけでは市域の電力需要量を賅うことはできませんが、その中でも最大限の再生可能エネルギーの導入を目指すため、家庭や事業所への太陽光発電設備導入や、CO2排出実質ゼロ電力への切り替えなどを増やす必要があります。

省エネルギー対策については、LED照明や省エネ家電への買い替え、ZEH*・ZEB*の普及などによりエネルギー消費量の削減が不可欠です。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①市内の二酸化炭素排出量	706,000 t-CO2 (令和2 (2020)年度)	541,000 t-CO2 (令和7 (2025)年度)	356,000 t-CO2 (令和13 (2031)年度)
②市施設における二酸化炭素排出量	10,090,875 kg-CO2	7,538,908 kg-CO2	5,630,699 kg-CO2
③市施設における電気使用量	14,882,770 kWh	15,429,448 kWh	14,220,537 kWh

【出典：①～③環境政策課】



4 主な施策の方向性

(1) 地球温暖化防止に向けた脱炭素社会実現のための取組みの推進

- 2030年カーボンハーフ、2050年脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策実行計画【区域施策編】に基づき市域の温暖化対策の取組みを推進します。
- 地球温暖化対策を地域全体で進めていくため、脱炭素型まちづくりの推進、脱炭素型ライフスタイルの普及に取り組めます。また、市民の取組みの支援として創エネルギー・省エネルギー機器導入補助事業等を推進することで脱炭素社会の実現を目指します。
- 工場・事務所からの二酸化炭素排出量の削減を促進するため、脱炭素先行地域や重点加速化事業など国や都の制度を活用しながら啓発、取組みの支援を推進します。
- 将来にわたり持続可能なまちであり続けるため、太陽光発電、家庭用蓄電池などの普及を進めることで地域でのエネルギーの自給自足を推進します。また、住環境や電子機器の省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及に向けた取組みを推進するとともに、地球温暖化防止に関する教育・啓発活動を地域や学校、事業者等と連携して推進します。

(2) 運輸部門の脱炭素化の推進

- 民生業務部門、家庭部門に次いでCO2排出量の多い運輸部門における脱炭素化を推進するため、国や都の施策と連携しながら公共交通で使用する車両や自家用車の環境に配慮した車両への切り替えを促進するとともに、自家用車利用から公共交通、自転車の利用や徒歩など脱炭素化に向けたライフスタイルへの転換を進めます。

(3) 公共施設におけるエネルギー対策

- 脱炭素社会の実現のために、多摩市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設全体の省エネルギー化を図ります。また、施設改修等にあわせて再生可能エネルギー等の活用を進めます。
- 気候非常事態宣言に基づく、脱炭素社会実現に向けた取組みの推進の一つとして、多摩市役所本庁舎建替、第三小学校等の大規模な公共施設の新築については、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化を検討します。
- 経済性に配慮しつつ、公共施設の省エネルギー機器への転換を推進します。
- 公共施設で使用するエネルギーについて、地産地消のエネルギーを積極的に活用するなど脱炭素化を推進し、公共施設から排出される二酸化炭素の削減に取り組めます。

5 関連する主な計画

- 多摩市みどりと環境基本計画
- 多摩市地球温暖化等対策実行計画
- 多摩市再生可能エネルギービジョン
- 多摩市交通マスタープラン

政策 F 施策 2 自然環境・都市環境の保全と創出

1 施策の目指す姿

すべての生きものにとって大切な自然環境が保全されるとともに、水やみどりと人々の生活が調和したうるおいと安らぎのある美しく快適な都市環境が創出されています。

2 現状と課題

健全な自然環境を保全するため、2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を保全し生物多様性の損失を食い止める「30by30」の目標に貢献すべく、自然共生サイトの認定などを行うOECM*制度の活用など、民間の取組みと連携した水とみどりの保全や生物多様性の損失を止め、向上させるネイチャーポジティブへの取組みが求められています。

気候の危機的な状況を好転させるためには、あらゆる主体が生物多様性の重要性を十分に認識し、「自分ごと」として行動していくことが強く求められています。そのため、生物多様性に配慮した消費や自然を身近に感じる暮らし方など、ライフスタイルの転換と社会変革に向けた仕組みの構築が求められています。

自然生態系の保全と回復に配慮したみどりづくりや、都市の身近なところで季節を感じさせる変化に富んだみどりづくりなど、みどりの質の向上が求められています。

市内には、公園緑地や道路のみどり、乞田川、大栗川の水辺、一ノ宮用水、多摩川河川敷周辺など多種多様な自然環境が点在し、様々な生態系が育まれています。この豊かな自然環境を将来に渡り継承していくため、都市でのくらしを前提にした生きものと共生するまちづくりが求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
①みどり率	50.0% (令和元 (2019) 年度)	現状を維持	現状を維持
②生物多様性の拠点 (3地点) のいきものの種類数	—	令和 6 年度の 調査結果を維持又は増やす	令和 6 年度の 調査結果を維持又は増やす
③水辺・公園緑地の環境に対する 市民満足度	50.4%	52.0%	58.0%

【出典：①公園緑地課 ②環境政策課 ③公園緑地課】

4 主な施策の方向性

(1) 自然環境の保全・管理・活用

- みどりと環境基本計画におけるみどりの将来像を基本方針とし、みどりの保全と向上に取り組みます。みどりが持つ災害防止や水源涵養、二酸化炭素吸収などの大気調整、生物多様性の保全、気候の調整など、「公益的な機能」を十分に発揮させ、まちづくりに生かす、グリーンインフラの実装により、みどりの保全・向上の実現を目指します。
- 都市における貴重な水環境を保全・向上するため、水辺の楽校の活動や自然観察会等を通じて、水辺環境の持つ多様性を啓発するとともに、河川環境の維持改善に努め、湧水や用水路を保全します。
- 「多摩すみどり環境基本計画」を基に、老朽化した公園施設の計画的な更新を進めるため、「多摩市公園施設長寿命化計画」を更新するとともに、新たに（仮称）多摩市パークマネジメント計画を策定し、適切な公園の維持管理を進めます。また、周辺地域の自然生態系やエコロジカルネットワーク形成に配慮しつつ、多様化する市民ニーズに対応するため、地域の実情に即したみどりの管理運営を行っています。
- 現在取り組んでいる公民連携による「多摩中央公園改修事業」や、市民協働で進めている「（仮）連光寺6丁目農業公園づくり」をはじめ、「みどりのルネッサンス」の考え方を継承しつつ、みどりの「量」から「質」への転換と「関わるみどり」の推進のために、市民が公園緑地に関わる機会の創出や、それに適した公園運営・利活用の多様化の検討を進めます。

(2) 生物多様性の保全と生活スタイルの転換

- 生物多様性に対する市民の関心・理解を深め、行動につなげるため、生物多様性に関する情報の発信や自然とふれあえる機会を提供していきます。また、気候変動など地球環境の変化による絶滅危惧種の増加等に対応するため、いきものデータバンクを設置し、現状評価を進めます。
- 生物多様性に配慮した消費・事業活動等について、市民一人ひとりが自分事と捉え実践できるよう、わかりやすい周知・啓発を図っていきます。

(3) 健康的で安全・安心な暮らしと美しく快適なまちの保持

- 健康的で良好な生活環境を保全するため、大気環境・河川水質の調査ほか、2030年にピークを迎えると言われるアスベスト含有建築物の解体等工事への規制指導を徹底し、事業所及び事業者等に対する公害防止の啓発を実施します。
- まちの環境美化の取組みは、まちのイメージを向上させるだけでなく、現在ではマイクロプラスチックなどの海ごみ問題の解決につながる取組みとしての認識が高まっています。気候危機の解決に向けた行動変容を促す機会を重ねながら、市民、市民団体、事業者が自主的に行うまちの環境美化の取組みを市内全体に広げていきます。

5 関連する主な計画

- 多摩すみどり環境基本計画
- （仮称）多摩市パークマネジメント計画
- 多摩市公園施設長寿命化計画
- 多摩市生物多様性ガイドライン

政策 F 施策 3 資源循環社会の構築

1 施策の目指す姿

市民が快適で衛生的な生活環境のもとで環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築していくために、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）+リニューアブル*の視点に基づき市民一人ひとりがごみの減量やリサイクルに取り組んでいます。

2 現状と課題

まだ食べられる食材や食品が燃やせるごみに多く混入している状況を踏まえ、食べきり協力店の拡大や各種講習会の開催、フードドライブを行っている主体との連携を図るなど、一層の啓発を進めて食品ロスの削減に取り組まなければなりません。

廃棄物の多様化や、モバイルバッテリー等の小型充電式蓄電池や電池を容易に取り外せない製品の増加などに対応するとともに、廃棄物の収集過程や中間処理過程での火災防止を進める必要があります。

令和3（2021）年度に策定した多摩市プラスチック削減方針に基づき、4R+リニューアブルの考え方をベースにプラスチックの利用削減、プラスチックのリサイクルの推進、プラスチックの適正な分別を基本方針として、市民、事業者とともにプラスチックの削減と再資源化を進めていくことはもちろん、さらなる資源循環を推進するため、地域での資源集団回収の参加団体を増やす必要があります。

別地域のごみや分別が不十分なおみが捨てられている事例が散見されることなども踏まえ、近隣市や多摩26市等との均衡を図るため、ごみ手数料の妥当性を検証し、見直す必要があります。

高齢化社会でのごみの排出状況や様々なりサイクルに関する技術革新などの状況も踏まえて、時代に即して廃棄物の収集品目及び収集回数を見直し課題となっております。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3 (2021)年度	目標値 令和8 (2026)年度	目標値 令和14 (2032)年度
①総ごみ量	37,293 トン	35,164 トン	32,246 トン
②資源化率	34.0%	34.7%	38.2%
③市民1人1日あたりのごみ量	567.1 グラム	535.1 グラム	485.9 グラム

【出典：①・②資源循環推進課】



4 主な施策の方向性

(1) 廃棄物・資源の適正処理と生活環境の維持

- 市民生活の中で必ず発生する廃棄物や資源について、安全で安定したごみ収集、中間処理、最終処分を行い、衛生的で快適な生活環境を確保します。
- ペットボトルの適正分別（フタとラベルをはがす、中身を捨てる、すすぐ）が徹底されるよう排出ルール の啓発、排出指導を強化します。
- 今後の生活様式の変化や様々なリサイクルに関する技術革新などを踏まえ、廃棄物の収集品目や収集回数の検証・見直しを行います。また、ごみ手数料については、多摩26市等との均衡や妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

(2) ごみの発生抑制

- ばら売り、量り売り、詰め替え商品の販売などごみの発生抑制や減量に取り組む店舗をエコショップとして認定するとともに、使い捨てプラスチック製品の削減など事業者と連携した取組みを進めます。
- 廃棄物減量等推進委員と連携し、ごみの出し方の指導、資源集団回収の推進など、ごみの発生抑制を推進します。
- 食品ロス削減に取り組む事業者を「多摩市食べきり協力店」として登録し、事業者と連携した食品ロス削減の取組みを推進します。
- ごみの発生抑制の取組みについて、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページ、ごみ分別アプリを通じて情報発信するなど普及啓発を推進します。

(3) ごみの減量と資源化の推進

- 多摩市プラスチック削減計画に基づき、使い捨てプラスチックの削減や給水スポット設置によるペットボトルの使用削減を図るとともに、排出されたプラスチックについては適正に再資源化を図ります。
- 資源化率を向上させるため、廃棄物減量等推進員や市民団体等との協働によりダンボールコンポストを普及するとともに、街路や公園のほか家庭から出される剪定枝などを資源化センターで土壌改良剤にリサイクルするなどの取組みにより、ごみ減量を推進します。
- 事業系ごみの削減へ向け、搬入物検査とともに、事業所への啓発を行います。
- プラスチック用指定袋のサイズ新設を契機に、プラスチックの更なる再資源化と、可燃ごみ・粗大ごみの削減を推進します。
- 小型充電式電池及び電池を取り外せない小型家電を行政収集し、資源化を推進します。

5 関連する主な計画

- 多摩市みどりと環境基本計画
- 多摩市一般廃棄物処理基本計画

政策 F 施策 4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

1 施策の目指す姿

市民・事業者・行政のそれぞれが環境問題を自分事として捉え、全員で考えを共有して行動を実践する社会を創るとともに、環境を支える人材を育成し、様々な主体が連携・協働して取組む体制が構築されています。

2 現状と課題

気候の危機的な状況を回避していくためには、一人ひとりがサステナビリティの重要性に気づき、行動を始めていくことが必要です。そのために、身近な取組みからムーブメントを起こし、市民の意識を一つにしていこうと求められています。

人の手が加えられ維持されてきた二次的自然である民有樹林や公園緑地の雑木林は、多様な生き物が生息し、多摩丘陵の里山的風景を構成しています。しかし、近年は地権者の世代交代や市民ボランティア等の担い手不足などの課題が生じており、今後、管理水準の維持が困難な状況が懸念されます。そのため、維持・管理の在り方や市民協働による体制づくりが求められています。

市民のみどりへの関わりをさらに進めるためには、関心を増やし、試しに取り組んでみる人を増やすことが必要です。継続的な関わりを維持し、関わる市民を広げる取組みの工夫が求められています。

人材の掘り起こしや育成とともに多様な主体の情報共有・交流を図るツールやパートナーシップ形成の場を増やし、コミュニケーションを活性化させていこうと求められています。

3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 8 (2026) 年度	目標値 令和 14 (2032) 年度
① 毎年度、気候市民会議を開催し、取組内容を 1 項目以上レベルアップしていく (定性指標)	—	1 項目以上のレベルアップ	1 項目以上のレベルアップ
② 気候市民会議の開催回数	5 回	5 回	5 回

【出典：①・②環境政策課】



4 主な施策の方向性

(1) 個人の行動変容を社会変容につなげるための機運醸成

- 個人の行動変容を社会変容に変えていくため、市民のネットワークを拡大するとともに多様な主体が交流し連携する機会の創出を図ります。
- 行動する人と人がつながり、社会変容に向けた持続可能なライフスタイルやビジネススタイルを浸透させるため、サステナブル・アワード等の開催を通して機運醸成を図ります。
- あらゆる市民が気候問題の当事者として「気づき」から「行動変容」に繋がる取り組みとして「多摩市気候市民会議」を毎年開催します。また、同会議が次期多摩市みどり環境基本計画の点検と評価等の進行管理の役割も担うことで、市民全員で脱炭素社会の実現を目指す仕組みを構築します。

(2) 環境を支える人材の育成と市民団体への支援、拠点のさらなる活用

- 市民による、市民のための活動を活性化させるため、市内の雑木林の保全管理を市民協働で進めている多摩グリーンボランティア森木会や多摩市民環境会議等の人材育成を支援します。
- 多様な主体が連携した環境保全活動を推進するため、水辺の楽校*等、各主体が協働する機会を拡充します。
- 市域を超えて多くの方の「みどりの相談所」となっているグリーンライブセンターを、みどりや水・生き物などを通じた「集い、憩い、学び、交流する」拠点として更に活用していきます。情報交流や情報集積・活用の場として活用を推進するとともに、地域のみどりづくりを更に支援できる体制の構築に取り組みます。
- 子どもから大人まで、生涯を通じて環境にやさしい活動をする人を育てるため、ESD*の一環に位置付けられる「身のまわりの環境地図作品展」を開催するとともに、学校・地域などでの環境教育・環境学習、さらに幼少期からの自然体験の充実に取り組みます。

(3) 市民にわかりやすい情報発信の充実

- 環境への関心や市民協働の取り組みを向上させるために、市民協働の取り組み状況や講座・イベント等の環境活動に関する情報、環境の安全・安心に関する生活環境情報、参考となる先進的・模範的な環境施策の実施状況など、わかりやすい情報発信に取り組みます。

5 関連する主な計画

- 多摩市みどり環境基本計画
- (仮称) 多摩市パークマネジメント計画
- 多摩市公園施設長寿命化計画



多摩市気候非常事態宣言と多摩市版気候市民会議

■多摩市気候非常事態宣言

世界の平均気温は、産業革命前と比べてすでに1.1～1.2度上昇し、我が国においても、今夏（令和5年6～8月）の平均気温は1898年の統計開始以降最高となり、国連のアントニオ・グテーレス事務総長が発言されたとおり、もはや地球沸騰の時代に入ったと言っても過言ではない状態で、今後さらに気候変動に伴う災害が世界中に拡大して起きるおそれがあると言われています。

この問題を解決していくためには、温室効果ガスの最も大きな割合を占める二酸化炭素を排出しない社会にしていく必要があります。そのため、多摩市及び多摩市議会は、令和2年6月、他市に先駆けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すなど3つの目標を含む「多摩市気候非常事態宣言」を行い、地球温暖化対策に全力で取り組むこととしました。

○多摩市気候非常事態宣言の目標は●ページをご覧ください。

■多摩市版気候市民会議の開催

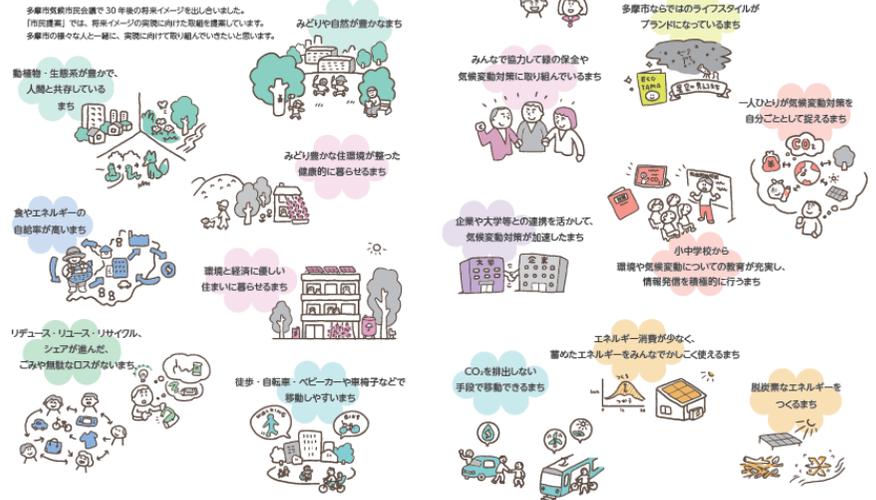
多摩市気候非常事態宣言に掲げた目標の実現に向けては、市民主体で気候変動対策を議論する取り組みが必要と考え、ヨーロッパの国々で実施され効果をあげている「気候市民会議」を本市で実施することとしました。

多摩市版気候市民会議では、令和5年5月から7月にかけて無作為抽出等で募った12歳から69歳までの45名の市民が集い、「豊かな生活と温暖化対策の両立」と「取組アイデアはポジティブ思考で」という前提のもとで、自らの生活の中での取組や工夫、そのために必要なまちの機能やしきみを話し合い、さらにこれらを地域社会へどう広げていくかについて熱い議論を交わし、145の具体取組項目を含む「提案書」としてまとめていただきました。

この提案書を次期「多摩市みどりと環境基本計画」に反映させ、市民のみなさんの取組アイデアを市民のみなさんと一緒に実現し、気候非常事態宣言の目標を達成させていきたいと考えています。



30年後に実現したい 多摩市の環境・社会のイメージ



+ 「公式ホームページアドレス」又は「QRコード」

第4編 計画の推進のために

1 行財政運営の基本的な考え方

【目指す姿】

時代・社会の変化に応じて、最適な市民サービスが提供され、デジタル技術を活用し、誰もが時間と場所にとらわれずサービスを受けられるようになっています。また、新庁舎の整備を契機として、これまでのサービスのあり方や業務の進め方などを見つめ直し、安定的で質の高い行財政運営が維持されています。

社会情勢の急激な変化にも柔軟に対応できるよう、人財の育成と組織能力の強化に取り組んでいるだけでなく、多様な主体との連携を強化することで、複雑化・多様化する行政課題の解決にも積極的に取り組んでいます。

(1)健全で安定的な財政基盤の確立

(現状と課題)

- 今後の中・長期的な財政運営において、歳入面では、人口減少、特に生産年齢人口の大幅な減少が予測されるとともに、ふるさと納税による市税の流出額も看過できない状況です。歳出面では、経常経費が大半を占めており、特に社会保障などに要する福祉的な経費の増加が加速化しています。また、新庁舎をはじめとする大型公共施設の更新・改修のほか、公共施設やインフラ設備の更新・長寿命化などに要する経費も確保していく必要があることから、直面する課題を踏まえつつ、中・長期的な視点を持って財政運営を考えていくことが不可欠です。
- 人口減少や高齢化が急速に進み、今後の税収見通しからも市の財政構造も厳しい方向へと変化していく中で、国の全国一律の制度であるにも関わらず、補助金や交付金ではなく地方交付税で財源が措置されるものもあり、地方交付税不交付団体である本市は、今後の国の動向により、さらなる財政負担を強いられることも考えられます。
- 施設整備にあたっては、基金・補助金等の有効活用や PFI など民間提案の導入可能性の検討を行うほか、低未利用の資産の活用も進める必要があります。

(主な取組みの方向性)

- 行政運営の根幹をなす税収確保のため、課税客体を的確に把握し、適切に課税するとともに、納付方法の拡充などにより納税の利便性を向上させ、税収の確保に努めます。
- 経常経費については、予算編成の都度、見直しを進めます。
- 今後の大型公共施設やインフラ設備の更新・改修に備え、計画的に基金の積み立てを行っていきます。
- 平成 26（2014）年 8 月の「都市計画運用指針」の改定により、都市計画施設の改修や更新に都市計画税を充当できることとなったことを踏まえ、都市計画税及び都市計画基金の効果的な活用を目指します。
- 市が保有する定期預金や債券等による確実かつ効果的な管理・運用により基金運用益の拡大を図ります。
- これまで以上に国や東京都の補助制度の活用を図っていきます。

(2)「しくみの転換」による行政サービスの改革

(現状と課題)

- 多様化する市民ニーズや新たな行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、業務の棚卸しを行いながら業務の効率化やコストの削減、時代に合わせて柔軟にサービスを最適化していく必要があります。また、公共施設の使用料については、公平性を考慮し統一的な基準に基づく適正な負担を利用者に求める必要があります。
- 市民のライフスタイルの変化等に対応した利便性の向上が求められています。来なくてよい、待たなくてよい、書かなくてよい窓口の実現や業務のデジタル化、オンライン化を進めるとともに進歩が著しいAIなどの技術の活用による市民サービスの更なる向上が必要です。
- 「多摩市役所本庁舎建替基本構想」では、令和11（2029）年度に竣工予定の新庁舎において、「本庁舎連携・拠点サービス充実型」により市民サービスを展開するとして、①駅前や各地域など市内各所でのサービスが充実し、②職員が多様な拠点で働くようになり、③本庁舎がサービス拠点と連携して、それらが一体となって機能する市役所を目指すとしています。

(主な取組みの方向性)

- 基幹系システムの標準化・共通化が行われる令和7（2025）年度、新庁舎の供用が開始する令和12（2030）年度をステップとして、デジタル技術を活用したオンライン手続きの拡充や「書かない窓口」の実現、本庁舎と市内の拠点の連携により、市民の利便性を高め、職員の業務効率の向上を目指したDXを進めます。また、誰一人取り残されない社会を目指した「人に優しいデジタル化」を進めます。
- 仕事の進め方を見直すため、BPRの手法を用いた業務フローの点検や最適化を行い、職員が市民サービスの更なる向上に注力できるように業務の効率化や、生産性の向上を図ります。
- これからの時代に対応しデジタルを前提とした業務の進め方や場所にとらわれない働き方への移行を視野に入れた文書管理の電子化を進めます。

(3)複雑化・多様化する行政課題に対応する人材の育成・組織運営

(現状と課題)

- 社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる職員の育成や働き方改革の推進など、職員が能力を最大限に発揮するための環境整備が求められます。
- 労働市場における人材の流動性が高まるなかで、一般技術系職種第1次試験の一部免除や一般事務職種における経験者採用の実施など、採用試験についても適宜見直しを行っています。

(主な取組みの方向性)

- 今後職員に求められる専門性や能力も多岐にわたることから、行政・地域課題の解決に向け、多様な連携相手に能動的に働きかけられる人材の確保・育成を図ります。
- 様々な状況を抱えながらも職員として、やりがいを持って能力を最大限発揮できるような働き方について検討します。
- 新たな行政課題に対応するため、組織内における望ましい事務分掌を絶えず検証し、合理化を図ります。また、横断的な取組みを促進することで複数の部署が関わるプロジェクトがより多くなることが見込まれる中で、庁内のプロジェクトチームの効果的な設置・運用方法などについて検討します。
- 新庁舎の整備にあたっては、職員の執務環境の改善にも取り組みます。

(4)公共施設等のマネジメント

(現状と課題)

- 老朽化した公共施設の更新にあたってはすべてを同じ水準で整備することは現実的ではないため、集約化・機能転換の観点も含めた施設更新の考え方を整理し、優先順位を定めた公共施設等のマネジメントを行う必要があります。
- 道路、橋りょう、公園、下水道などの都市基盤施設は日常的に使用されており、日々老朽化が進んでいきます。機能や安全性を確保していくためには財源を確保するとともに、施設を単純に更新するのではなく、点検や調査に基づく予防保全を行う等の長寿命化対策が求められます。
- 施設整備にあたっては、基金・補助金等の有効活用や PFI など民間提案の導入可能性の検討を行うほか、低未利用の資産の活用も進める必要があります。(再掲)。

(5)多様な主体との連携強化

(現状と課題)

- 少子化・高齢化の進行やライフスタイルや働き方の多様化などに加えて、新型コロナウイルス感染症による地域活動やイベントや地域活動の停滞などにより、地域の担い手の不足が深刻化しています。
- 人口減少や高齢化が急速に進み、今後の税収見通しからも市の財政構造も厳しい方向へと変化していく中で、国の全国一律の制度であるにも関わらず、補助金や交付金ではなく地方交付税で財源が措置されるものもあり、地方交付税不交付団体である本市は、今後の国の動向により、さらなる財政負担を強いられることも考えられます。(再掲)

(主な取組みの方向性)

- 公共施設については、安全に使い続けること、将来にわたって維持できるように施設総量の縮減を行うこと、時代の変化に伴う市民ニーズに合わせて施設の機能転換を図ることとともに、整備にかかる財源を確保しつつ、財政負担の軽減と平準化を行い、長期的な視点で総合的かつ計画的に取り組んでいきます。
- 道路、橋りょう、公園、下水道などの都市基盤施設の計画的な維持・保全・長寿命化に取組み、財政負担の平準化や安全性と機能性の確保に努めます。

(主な取組みの方向性)

- 新たな担い手の掘り起こし・誘い出しを行うことで、地域の活力を創りだすとともに、多様な主体と行政が、互いの強みを活かし、弱みを補い合いながら、連携を深めることで豊かな地域社会づくりを進めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で連携事業数が減少していた大学との連携について、地域課題解決と学生に対する実践的な教育の両立などの観点から、更なる深化を図ります。
- 複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、民間のアイデア、技術、ノウハウ等を公共サービスの分野において共創する「公民連携」の取組みを推進します。
- ふるさと納税など税源偏在是正の名のもとに行なわれる国の施策や、財政力指数による支援較差などに対して、東京都をはじめ都内の自治体とも連携し、国に対して改善を求めます。また、国、都道府県、市町村の役割分担や地方分権の観点から、基礎自治体の実情を踏まえない国や都の政策・施策などに対し、市長会等を通じて、基礎自治体としての声をあげていきます。

【関連する主な計画】

- (仮称) 第十次行革計画
- (仮称) 多摩市 DX 推進計画
- 多摩市人財育成基本方針
- 公共施設等総合管理計画
- 多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム

2 総合計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA のマネジメントサイクルに則し、行政評価の手法をもって行うこととし、各個別計画の評価なども踏まえながら、各年度の達成状況を評価した上で、計画の目標達成に向けた取組みを推進していきます。

具体的には、行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組み、中期的な財政の見通しを毎年度更新しながら、限られた財源（予算）の中で、より効率的・効果的な財源配分と事業選択をしていきます。特に、刻一刻と変化する社会情勢に対応していくため、新たな発想やしぐみに基づく取組みに対しては柔軟に実施判断を行っていきます。

また、「重点テーマへの取組み方針」に定めた基本目標に即した各種の取組みについては、分野別計画における位置付けにとらわれず果敢に事業選択をしていきます。

なお、行政評価の結果については毎年公表を行い、市民との行政情報の共有化を図っていきます。